

昭 和四十六年十月十八日

琉 球諾 間 島 0 協 及び大東 定 0 擬 問 誌 擬答 島 VC 関 of e る日本国とア 第五条) X 1) 力 合衆国

کے

0

条

約

局

目 次

所

問 五 1 沖 繩 0 裁 判 制 庶 VC 0 S て 述 ~ 7

2 場上 合の施 に原政 つ則権 きは そど領 れう土 ぞな移 れつ転 例て等 をいの ある際 げかの °裁 ょ 。民判 事引 裁継 判ぎ 及に UiN 刑す

問

五

問 五 3 関行る 係使意 2 いす味項 かるか及 んた。び ○め協3 の定項 完第で 全一い な祭り 権1一 能項裁 及の判 び一権 賣司を 任法引 を上き 引の総 きすぐ 受ベー けてと るのは 一権い と力か のをな

問 五 1 4 協 定 第 五 条 第 項 及 75 第 項 0 趣 出 は ど 5 カュ

問 五 5 な ぜ 米 国 民 政 府 载 判 所 0 民 事 奪 件 を 引 き 継 <" 0 カュ 0

問 五 6 善 良協 の定 風第 俗五 一条 W 1 反項 すの る民 場亭 合の と最 は終 い的 か裁 な判 るが 場一 合公 かの °秩 序 又 は

> 14 10

5

事る

裁囯

判際

の法

頁

5.

五 7 う又第一定 かは五最一協 0 一条終 最に的一第 終は裁景五 的单判終条 命に一的に 令一と命闘 一最い令す に終かしる つ的なと合 い裁るは意 て判違、證 は一いそ事 なとがれ録 んああぞ1 らりるれ頃 触、かいに れ一。かい て最奄なり い終美るっ な的返も最 い決選の終 が定協か的 ど一定°決

問

問 五 8 か地 °位協 を定 い第 か五 な条 る第 意二 际項 NO おっ い訴 て訟 も当 害事 す者 るの と実 と質 な的 < TE 一権 と利 は及 何び

問 五 1 9 るる かの米 。 か園 。民 ま政 た府 、裁 現判 に所 EK の係 く屋 らし いた の民 民藝 事事 爭件 件は がど 係の 属く 15 てい いあ

問 問 五 五 1 il 10 の沖 流 か穏 斑 00 列 縠 島 判 米 所 国 土 0 民 盐 裁 事 該 判 判 所 K VC つ 係 屬 5 7 中 0 は 擊 再 件 審 は تخ から 認 5 15 8 5 る れ カュ

る

問 五 1 12 to KK. いかよ米 かんる国 ○が救民 み判政 日、で府 弁すあ裁 連べつ判 のてた所 要のこの 求事と民 一案及事 にび確 つ公定 き用判 再語決 番がに を英つ 認語い めでて るあは べつ、 きた異 でこ民

> 20 19 13

17

16

はと族

間	問	問	. 問	問	問
五	五	五	五	五	五
l	1	1	in I ·	1	1
18	17	16	15	14	13
な統	カュ	کے	\sim	す右た人行	(序が
い領米	。米	ら奄	か沖	れのが請為沖	日良あ琉
か行国	. 🔟	な美	ん洞	ばごど求に思	弁俗る球
の政が	: 占	か群	°O	どとう法対で	違に場政
命沖	' 領	急で	: 刑	のきかにしは	の反合府
令 繩	下	た返	· 导	よ不。よて、	要す、熱
KK	0	か還	裁	5 法へる損軍	求る無判
基お	刑	00	判	な行四強害人	一場法所
づい	喜	E	を	場為六制第 `	合にの
くて	裁	き	原	合に。的償軍	に照民
も行	判	٤	則	かつ五なの層	はら等
の使	を	同	٤	○き、示裁等	いしの
でし	<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	じ	L	, 戴十談判に	再著確
あて	j	よ	7	割五にをよ	響し定
1 9 15	\$1.4 heas	5	引	を、よ起る	をく判
いる	! <"	ts	き	起泉ると沖	認正決
本司	ے :	100	益	し外解す縄	め該に
質法	ا کے	り	<	5 沖決権住	るにつ
的権	は	直	ے !	る蓮の利民	ベ反い
ikは	不	IL	٤	場、途がに	きすて
はい	当	方	と	合松しな対	でる、
行わ	で	式	1.	が本かくす	: は場上
政ゆ	は	を	た	・あ詩な、る	な合告
権る	TS	TS	理	る員か外不	い、理
で大	16	ぜ	由	と一つ国法	か公由
		:			0
8		i	5	*	ļ
Ÿ.					•

3/

ζ"	のあと	る	かて	な利	んこきこ
と復	教るは外	と刑	。マー	るを協	이 연 標
と帰	行沖、国	い事	た同	意い定	an en 項
は前	を経憲法	5 K	で日	味か第	: 手: で
0	引の法令	趣つ	あ前	かな五	: 続: は
悬沖	き刑第で	旨い	13K	○る条	: ŽE `
法繩	継事三あ	のて	う手	意寫	ma 行LT
第の	ぐ手ーる	文は	刑機	味三	ay な.引
三裁	て続条沖	言、	導が	に項	: v: è
十判	と法違經	が民	事開	おの	: 又: 続
二所	も今反の	な事	件始	1 V -	・はき
条が	同等で刑	いと	しさ	て被	:開一栽
KL	様には罰	の異	とれ	も告	: 始と判
違た	とよな法	はな	はて	客人	・すあ及
反裁	考りい合	` b	1 '10	文を	ーるるび
す判	えなかを	ta >	具た	るは	とこの歌
るの	るさの遺	ぜ栽	体と	と被	なとに行
の刑	がれま用	か判	的し	と疑	つが、を
での	どたたし	00	にた	な者	てで3す、
は執	う訴、て	劾	wite	くの	いき項る、
な行	か訟外処	,力	から	一実	るるで。
いを	°手國罰	を	なば	と質	理。は「
か引	続法す	承	る係	は的	由一、
。き	や合る	1 200		いな	
総	刑でこ	4	件し	120	か. 引
1			:	. 71.5	7/3 51
!	1		1	:	2
Ì	i	1	:	5 10	*
1	90	1	:	*	
40	39	37	36	35	33

問

五

1

24

問

Ŧ.

23

問

五

1

22

問

五

21

間

五

20

問

£

19

問 五 1 25 布 告 及 Cr. 布 令 VC 定 め る 刑 罰 規 定 0 取 110 S 5 か N

五 26 刑処る令 罰罰復で をす帰は 定る前処 めとの罰 たと行さ もは為れ に当つい もい彼、 0 が令布は

間

どよ令処 りりに罰本 か重よさ土 °いりれ法 の不にな つでいる いはての てないで 同か帰布 樣°後告 と本右。 考土. 布布 **え法告令** る

門 五 1 27 は な布 い告 o . 石石 令 VC 定 8 る 罰、 則 規 定 を Ti 用 亡 る 0 は 不 当 で

問 五 28 判 所憲 が法 行違 な反 つの た沖 手繩 続の や刑 裁事 判関 の係 取法 扱令 いを い適 か用 んし 。て : 沖 網 0 裁

問 五 I 29 围 外復 犯帰 と前 しの て行 処為 罰に すつ るい こて 5 が本 で土 きの る刑 か罰 。法 令 を 逋 用 L T

五 30 小法たわ 法令のが 廷はで国 判沖あは 例繩る復 にか帰 適ら前 ٤, る国い れ外え て犯ど 400 N る規沖 の定郷 でにに は限潜 なら在 いず主 かわ粒 °がを 一回有 最のし 高刑で

問

裁罰い 用

問 五 31 当 で民 は政 な府 50 か裁 9判 所 から L た 裁 判 0 劾 果 を 認 80 る ح کے

53

51

は

不

49

48

45

43

問 五 36 る特再

問 五 35 とに容復 考民の帰 え政特前 る府例で がのな定 ど裁いし う判した か所再刑 °の殺事 最到裁 終の割 裁道の 判を再 に設審 つけ等 いるの てべ数 そき済 ので指

必は置

要ない

がいか

あかん

問 問 五 五 33 32 から `沖 と総 れの を裁 そ判 のは き本 ま土 数化 行比 すべ るー の般 はに 不重 当い でと はい なわ

1 34 かと刑す 継て どの蘇べ沖 ぎは復 の、帰 5よ裁き羅 かう判での 对返前 ○にには栽 象還に で協確 しつな劉 ていい所 'は定定 もてかが な第し `は ° L い五た 返 ` 特充 と条刑 還そに刑 考は賢 協う、事 えな裁 定す米談 るに判 違べ図判 がもで 辞ふ当 反き民を にで政や られ行 なは府り かてず らなの直 のいみ ない裁し TS O いか判又 W & と。所は 00 いれ 考まが再 かて でに えたし裁 ON 10 る、た判 引以 3

問

五

補つ府がる復 償い裁適裁帰 をて判用判前 要は所さのの 京 、のれ結確 す日判る果定 ベ本決と無判 き倒にと罪決 でがよにと等 は補りななに な償服るつつ いす役とたき のるし承者復 か理て知等層 °由いしに後 はたてつ再 な者いい無 い等るて、 のにがも非 で係、刑常 、る特專上 米補に補告 側償民僧に

にに政法よ

問

五

1

40

なに還に

つつ協つ地

てい定い位

いて第て簡

るも五は定

の地条行第

は位の政十

矛協合協七

.3定意定条

し 第 議 化 12

て十事よ項

い七録るで

る条でとは

ののはと、

で飼いとこ

は係復なの

よ規帰つ協

い定前て定

かにのい発

○よ 軍る効

る人の前

このにの

と犯、犯

と罪返罪

問 五 1 59

問 五. 38

問

五

37

5

か復

○帰

前

0

沖

温

VC

な

V

る

米

軍

0

軍

法

会

変

E

5

取

b

扱

か協こよ権 し定とうを米 い本とな日霊 の文す事本人 ででる件国に は処のに内つ な理はつでき いさ新い行復 かれたて使帰 ○ずな日す前 合立本るの 「意法側と犯 議事がと罪 事項刑とに 録で事しつ であ裁いい 処り判まて 理、権た米 さかを、個 れか行逆が たる使に刑 の等し、喜 は項なそ段

おがいの判

は由るにるのそ協 ないの関が当れ定地 いかにす、該らの位 かん地ると時の頻協 ・。。位経のに募力定 返協過規存件発第 還定規定在に生十 協第定のし対前七 定十は超たしに条 で七、旨規て犯12 も条合い定はし項 本12意かを、たは 文項 讃ん適、い ` にが事。用、かつ 入協録返す、なこ れ定の還る、るの る本中態。行罪条 べ文に定し政にの きの規で旨路も規 だ中定は規定適定 つにさ軍定億用は たあれ法し十し のるて会て七なこ で理い譜い条いの

69

67

65

問 問 . 問 問 問 問 五 五 五 五 Ŧ. 五 1 1 46 45 41 44 43 42 裁府四立 に判 度判 て規 所 判の月さ民 に流 い所第 民琉 はす復 は定合 所裁一れ政 阻球 か及五 。 珠 どる帰 いに意 と判のて府 定政 なび条 刑政 うと前 か従議 し所日いは さ府 る琉に と府 なしの ない喜 なと以る、 れの 裁球酮 も裁 るた軍 る一録 い同降の一 る毅 判列す 一判 の場人 もと3 理様のに九 所島る か合の の判 の所 のは項 由にも、五 か所 を米合 件及 。い犯 がい第 い平のなり o は 意園を 数び わ罪 あかー か和にぜ年 を米 BK す民職 るな文 TI ん条限民一 世 の政事 阴民' かるの るつ °約定政二 平 か府録 ら政 館い °意地 発さ府月 002 和 か府 法て 际位 効れの一 裁に 条 に歳 会軍 か協 当当ら のて裁五 約 °定 世判 證法 日へ割日 谿 所り の会 よ所 一館 以る所の OK 郊 L ___ 例十 才識 降のは布 と琉 日 ブが 係七 か のか一告 以 は球 ザ引 規条 カュ 民。九一 除 `政 李 定の る 1 政琉五号 0 具府 蓝 バ狩 府球五で 作の 裁 件 1 き と関 の政年設 剃 的發 刨毅 し係

76

72

7/

問 問 問 問 問 問 五 五 五 五 五 五 1 1 52 51 50 49 48 47 第に 条なる をし 1 罰 五刻 十の 5 か罰復 措る復 二分沖 条力復 項に政 五一復 十配經 置規帰 項つ則帰 3 を帰 關關令 条刑帰 関たの前 六すの 法定前 項与後 低すで 1 罰前 係も適の 条る裁 関えの 第一の る復 項にの 関に判 一の用斡 係る行 二の行 規帰 閱閱行 とに出 係あ所 一と為 十刑為 定役 係す為 みつ及 一たの 2 K 五はに 一刻 つるに つ刑 ないび 条 `つ とつ の力 規つ すて輸 て事 LV 1復い 内を 定い 趣、入 類帰て の裁 たて 容認 L-7 旨沖、 理 ` 防设科、 基判 らめ の効 本 框 い 縄 出 係いせ 由沖 内力 かな 的を かと入 い調 わら んい 容を 方復 ん本国 ゆれ かの ح ہ い生 ○土そ 針帰 ん罰 るる _ 2 かか ~ 60 ○則 い彼 前沖 措と んす 措の他 ~ KC 沖繩 かわ ح ٥ 置す 置関の. 20 んが 措法 法る ے ک · 国 法保行 置律 なっ 第沖 措と ~0 館は為 法と る刑 二總 置す 二変に 措裁 第し が罰 十の 法る 十更对 ° VC 置 判 二て 五一 第 沖 法所 五がす 十の 条刑 二题 国

86

85

83

問 問 問 問 問 五 五 五 五 五 1 İ 1 57 56 55 54 53 九こ対 十続 すく 十亿 条の沖事: 条のし沖 る。今本 九つ沖 八の復 1相羅項本 関点て縄 項当のは土 理を土 条い縄 条劾帰 関の刑 係に便復 関ての 7力の 由復の 係の刑 一つ乗帰 `及隱 係効事本 い帰刑 政 罰 力関土の い恩の 8 び民 か前事 て赦際 項そ政 と係の刑 ん沖関 府法 のが、 の令 関の府 み法当等 。繼係 政行本 所に 係復の 一に法 な合該関 府な土 一層裁 す上規係 信定 揺お合 趣の定法 のわの をめ : 後判 置いの 所れ刑 明る の所 冒効に令 法て規 ら罪. 信る罰 手に い力関の 第生定 ニじへ をと法 かを 紀孫 かをす規 問い合 化犯 ん本る定 い属 十た刑 550 °土等中 か中 七專罰 せし ~の項、 ○ 5 罪 よた んの 条項に ○ 潜 へわを ○哥 措刑と相 コに関 措さ犯 ~ VC 一件 項つす 置導み当 置をし 措の 法関な規 関いる 措対 法閏た 置す 置從 第係し定 係て規 第くも 法る ~も定 法前 二法、の 二がの 第恩 第の 十令かあ 適を 十 \ 化 二赦 二手 七上つる 用除

97

95

92

	(返刑 還事 協裁 定判	いに か対沖 んして の
のうち裁判関係部分の抜萃) 本年五月八日付け日弁連の「沖繩復帰対する要請書(本年三月)中裁判に関するを請書(本年三月)中裁判に関す	との関係いかん。(措置法第三十権の承継に関する特別措置法案の	(措置法第二十九条関係) でき、本土の恩赦に関する法令を適用でき「刑罰に関する規定」に定める罪を犯

答 軍 法 現 会 在 沖 懿 繩 カミ VC あ は る 琉 から 球 政 ح 府 れ 5 0 裁 は 判 琉 所 球 米 列 国 さ 島 民 れ 0 政 管 府 理 S 0 VC る 圆 裁 0 寸 判 る 所 及 大 J. 統 米 領 国 行

ī 民 辜 裁 判 制 废

政

命

令

第

+

節

等

M

1

9

次

0

ت

٤

<

運

営

T

等 IT を 0 を 量 当 被 及 弁 民 2 政 ぼ 務 專 用 若 1 官 者 認 府 کے 0 7 から で 8 裁 الح あ 3 認 琉 球 る る 判 特 8 所 又 民 米 K る 事 は 事 は 玉 重 六 7 件 米 事 民 件 7 玉 7 な (1) 高、 VC で 又 民 又 当 等 管 は 事 弁 は 亭 以 辜 轄 者 米 上 件 務 権 及 官 王 0 0 Z 者 35 有 民 が S 5 $\dot{}$ ず 米 (2) 0 米 国 れ 家 る 0 0 利 族 軍 0 か 利 害 À 0 害 等 訴 琉 M 顧 球 軍 等 MC 属 重 M 人 影 は 基 大 劉 米 づ 除 75 き 政 金 影 < 及 高 府 容

提 管 起 轄 琉 3 権 球 れ To 政 府 た 右 場 子 0 裁 合 る VC 0 判 は 前 所 記 は 7 (1)最 終 前 (2)的 記 0 判 تح (1) 決 ٤ (2)が き 0 さ 事 事 件 れ 件 以 る が 外 以 琉 前 斑 0 VC 政 4 府 べ な 0 T S 裁 0 T 料[は 톸 件 所 M VC 5

0 で B 高 等 弁 務 官 0 命 令 VC ょ り ح れ を 適 当 ts 民 政 府 0 裁 判

所

に移送することができる。

軍 法 会 講 は 民 些 辜 件 VC つ 5 7 は 管 轄 権 を 有 L な 5 0

刑事裁判制度

有 又 上 VC 権 S 决 子 は 3 2 民 7 (3)特 る 有 政 管 定 子 府 L 前 轄 M が 通 7 ٦ る 記 権 0 (1) 裁 を 高 関 0 知 等 任 判 (2) L 有 弁 所 寸 た 軍 軍 0 務 る 場 司 人 者 は 0 0 合 官 合 0 VC M 刑 家 (1) 官 対 族 軍 0 から 事 軍 4 L 事 属 件 7 法 琉 民 会 VC 斌 (2)政 他 府 戆 人 米 0 0 は 0 政 0 裁 S 裁 除 府 裁 判 T 判 は < 判 所 0 所 VC 権 軍 被 事 法 0 用 が 2 者 軍 件 刑 行 会 使 事 譜 で を 人 珍 1 から 事 あ 0 件 送 管 る 專 ts 米 件 子 韓 VC 5 権 管 3 ح 国 VC کے 쁨 ź 民 ح つ

0 琉 人 VC 球 政 対 雪 府 る 0 管 裁 判 轄 権 所 は を 有 子 前 記 る (1) (2)(3)及 U 軍 人 を 除 < す べ

7

5 て 8 B 0 ٤ 高 B 等 1 弁 琉 球 務 官 政 が 府 米 0 国 裁 判 0 所 利 害 から 管 等 轄 VC 権 影 ******* 8 有 を 及 子 る 任 雪 刑 喜 لح 怒 事 件 8 VC る 專 つ

れ 3 事 件 を れ 件 VC 適 る から 0 当 以 琉 S な 前 挺 T 民 VC 政 は 到 府 な 民 府 0 5 政 0 て 裁 栽 府 は 判 7 所 判 0 裁 VC 所 S 提 判 VC. つ 所 移 起 で 送 F さ が 管 n 中 轄 高 た る 権 等 場 2 を 合 Z 弁 有 K 務 が f は 官 で る 7 0 き 0 最 る 命 ح 終 0 令 0 ic 的 1 判 ょ 5 決 b な が ح

注 所 事 続 民 を 8 が 移 件 法 政 5 B 裁 記 M 典 府 か n 判 4 0 書 る な 権 る 1 0 簡 る カュ を 冒 7 条 M 事 VC 行 は 0 文 ょ 件 0 使 意 別 つ が しつ で 思 個 M て. 米 7 き 表 個 あ 玉 は る 示 5 布 0 7 0 ح から 亭 かっ 令 利 کے あ 件 じ 害 _ 九 M 0 ٣ 8 匹 等 Ŧī. کے .ts て 指 四 M 八 始 VC 定 号 つ 影 年 て 80 米 さ 以 響 -5 7 民 れ 刑 を 来 る 琉 政 7 法 及 数 0 球 府 お 並 ぼ 次 政 カュ b CF 4 M 府 5 K 3 わ 裁 0 訴 か 0 た 裁 判 訟 2 か る 判 権 る 手 米 認

(参考)民政府の穀判所による再審

理

決 国 ٤ 際 民 法 民 亭 等 政 事 0 府 件 問 0 又 上 は 題 が 訴 刑 あ 容 亭 る 裁 專 場 判 件 合 所 M VC 0 0 は 判 5 决 7 首 が 1 席 相 琉 法 反 球 귤 務 政 官 る 府 場 が 0 合 高 定 等 0 又 裁 は 条 判 件 米 所 VC 国 0 法。 ょ 判

所 b 再 審 0 申 請 理 判. 3 権 決 る が を 発 再 窓 動 審 は 米 さ 理 ₹ 6 民 れ る 政 た 府 ح ح ٤ と 0 は が 上 訴 な で S 審 查 0) る 裁 判 0 所 は 注 琉 .. 球 過 政 去 府 VC 0 お 髙 等 T 裁 ح

判

問 菹 1 2 VC 0 0 原 施 き 則 政 7 は 権 E 九 ぞ 領 5 土 れ ts 例 移 0 転 を 7 等 あ 5 げ 0 る よ か 際 0 0 0 裁 民 判 事 引. 裁 継 制 ぎ 及 45 VC 関 刑 -p 事 る 裁 玉 判 N. 0 法 場 上 合

答 1 施 政 権 領 土 移 転 等 0 お 際 0 裁 判 引 継 ぎ 問 題 VC つ S T は 国 際

0 取 決 8 VC ___ 任 さ れ る 0 から 部 通 で あ る

法

は

直

接

ح

n

2

定

80

T

, B

步

7

具

体

的

ts

問

題

0

処

理

は

当

喜

国

問

重 2 E 5 5 0 観 3 点 F か 5 民 原 喜 則 裁 F 半[0 L T 問 引 ·題 さ K 継 0 から S れ T 3 は 0 個 が 警 人 通 0 で 既 あ 得 る 権 0 0 並

序 刑 0 安 惠 栽 定 性 割 0 0 維 問 持 題 ٤ VC S 0 5 S 観 7 点 É か 5 施 政 定 権 0 P 領 条 件 士. 移 0 下 転 で 0 引 際 き 0 総 社 会 が 秩 n

る 例 が 多 S ょ 5 で あ る 0

2 殊 亭 個 情 個 及 0 45 具 - 各 体 兴 的 喜 15 先 国 例 0 司 VC 法 つ 制 S 麼 T を は 背 問 景 2 題 L から 7 個 締 個 結 0 さ 領 土 れ 移 た 他 転 E 0

特

間

2 VC 0 あ つ 条 げ 30 約 る 有 0 ح 产 問 2 的 題 が 12 で で 解 あ 釈 き b る を L 行 ts た 5 が 立 つ 場 T N 当 ts. 方 5 ٤ が L 7 は 応 次 ح 12 0 تح 5 ٤ 0 さ 条 約 例

I 民事裁判

(1) 確定判決の引継ぎ

L 3 た ~ 割 なり \$ 證 地 0 地 0 域 W 0 な 稽 付 限 る あ 割 る 融 当 '前 局 0 VC 確 ょ 定 う 判 7 決 榖 が 行 当 3 該 れ 判 る 決 ~ 0 154 荪 1 行 . 規 さ

定

れ

米 米 西 間 平 和 条 約 八 九 八 年 第 十 _ 条 1 項

デ ン マ 1 ク 闁 西 1 ン 1. 諮 急 割 蘐 势 淀 八一 条九 1 ---項六 一年

第

印 間 シ ャ ン デ ル ナ ゴ 1 ル 割 譲 条 約 年 1 寫 八

仏

印

間

术

ン

デ

1

シ

IJ

1

割

蘐

条

仏

約(一九五六年、第十四約(一九五六年、第十四

な お ٦ 右 0 ほ カュ Ш 東 懸 案 細 目 鹄 定 1 九 年 で

認

80

5

九

7

5

る

時

VC

が

年

第

(2)

雪

~

き

납

0

規

定

が

あ

b

第

四

条

重

た

1.

1

ツ

0

才

ラ

は

中

国

側

は

日

本

裁

判

所

0

な

L

た

民

靐

裁

判

0

効

力

を

彦

認

决

は

姹

行

命

令

発

出

0

後

承

継

玉

0

王

内

判

決

لح

同

様

VC

綽

行

さ

3

べ

き

旨

0

規

定

から

あ

る

1

第

三

+

条

1

項

ン

A"

間

国

境

条

約

1

九

六

0

年

1

で

は

被

承

総

玉

0

民

흨

判

る

べ

さ

旨

30

規

定

L

た

4

0

0

米

西

間

平

和

条

約

八

九

八

年

第

十

条

2

項

判

さ

れ

又

は

カュ

かい る 係 れ 係 裁 属 属 中 中 判 所 0 0 M 喜 事 代 件 件 は わ 0 7 引 つ 当 7 継 設 該 · ぎ H 靐 5 件 n 9 係 る 属 裁 判 L 所 7 VC 5 る 1 裁 0 判 7 裁 所

米 デ ts で は な ン 7 係 仏 1 属 印 ク 中. 間 鬝 术 から 0 西 7 靐. ン 1 件 同 デ ン 処 1 ١, VC 諸 理 シ 0 島 当 割 た IJ 事 会 8 1 者 協 従 割 が 慧 前 定 同 0 条 裁 意 約 八-中 条九 判 1 る 所 2 -Z 九 項六 0 存 一年 ح 五 3 続 六

I

ょ

b

か

か

る

亭

件

を

承

継

国

0

裁

判

所

M

移

送

す

る

ح

と

B

認

的

5

れ

7

5

る

1

第

十

四

条

1

7

2

3

項

(1) 刑 確 事 裁 定

判 判 决

割 意 地 VC 0 な 引 け 総 る 割 ざ 證 前 0 確 定 判 決 が

当

該

判

决

0

執

行

さ

行

3

れ

る

~

き

旨

れ る べ き 地 域. 0 権 限 あ る 当 局 M I 0 T 執

規 定 L た B 0

米 西 間 平 和 条 約 八 九 八 年 第 十 条 ī 項

仏 米 ED 闁 デ ン シ ヤ マ 1 ン デ ク ル 問 西 ナ 1 J" 1 ン ١, ル 割 諸 . 語 島 条 部 約 誇 協 定 条九 第一 1五 項一 八九 一年 条一 1六 第 項年

仏 印 术 ン デ 1 1) 割 證 条 約 条一 4九 項五 一六 年 第 + 四

で は ts 7 な 中 右 王 侧 0 は IS 日 か 本 裁 山 判 東 所 懸 0 案 細 な し 目 た 協 刑 定 事 1 裁 判 九 0 効 力 年 1 至

係 承 認 属 <u>ئ</u>و۔ 中 ~ 0 き 事 旨 件 0 0 規 引 総 定 が ぎ あ

る

0

Ç.

(2)

件 3 れ 処 Ì 0 る る 理 は 第 米 割 ٤ 1 ~ 0 割 十 0 کے 条 デ た き 證 八 出 約 後 B 80 条 ン 規 当 従 2 VC 7 定 前 該 項] は ク 当 九 L 地 0 五、 域 間 喜 裁 7 老 六 判 S K 割 西 が 所 年 る 設 離 1 0 同 0 置 地 ン 1. 存 玄 る 0 意 0 続 1 第 た 第 諮 れ 十 7 れ が る 鳥 ば 仏 審 割 認 四 縠 鹽 靐 め 条 印 判 裁 件 は 協 5 間 判 所 ボ は れ VC 所 定 1 る VC 係 ン な 属 デ 係 ح ン 5 中 九 1. ٤ 属 1 7 0 中 裁 2 碓 六 規 事 判 0 認 件 年 定 IJ 所 5 事

移

送

さ

れ

5

る

旨

定

め

て

S

る

0

, ,

問 五 1 3 2 項 及 U 3 項 で S 5 裁 判 権 を 引 き 継 <* __ ٤ は V か

意 味 か 0 協 定 第 _ 条 1 項 0 -司 法 上 0 雪 べ 7 0 權 力 を 行

1 る た 80 0 完 全 な 権 能 及 45 責 任 を 引 き 受 け る 2

0

関

係

5

ts

3

使

かん。

答 2 施 民 T 的 5 協 日 B 政 事 5 ts 本 権 定 栽 及 協 VC 司 第 45 定 日 0 法 圳 が 本 重 沖 権 管 刑 第 条 VC 要 繩 五 0 鶮 事 返 な l 条 意 松 0 0 項 構 味 司 還 事 0 2 成 VC る ٤ 件 項 法 交 要 及 権 れ 5 は 替 で 5 素 復 ZJ° 老 を な 行 帰 し 規 3 0 0 司 項 使 た 定 量 0. 法 VC 4 から か 雪 際 0 未 上 る た 5 る 0 5 る 0 7 処 5 異 意 司 責 ٢ ts 味 理 法 任 裁 返 る で で S 隓 を あ 5 還 あ 判 F 引 が る 権 0 ح b 0 き ٤ 沖 を 日 B で 受 引 以 網 で あ 協 0 け 降 0 き あ る 定 VC 施 る 0 継 将 る 第 つ <" 0 来 西 5 7 C 梅 0 条 ح 返 意 れ 1 0 2 わ 還 味 た は VC 項 具 ٤ は、 対 体 M 0

る

0

善

良

0

風

俗

S

問 五 1 4 協 定 第 五 条 第 項 及 U 第 項 0 趣 旨 は Ë 5 か 0

答 裁 判 民 事 所 裁 0 判 最 VC 終 関 的 裁 L 判 T は 0 劾 力 奄 美 E 群 認 島 め 復 帰 か 0 つ 7 陰 2 係 属 同 樣 中 0 民 沖 辜 繩 事 VC 件 お け 0 る 裁

0

判 決 所 0 権 0 現 裁 在 裁 半 を 引 判 沖 所 繩 き B 0 総 VC <" 法 な 系 律 け ح 列 کے 的 3 0 لح 司 VC 裁 は 法 L 判 制 外 た 所 度 \$ 玉 VC. 裁 は 0 ょ 判 b で あ 琉 で 運 球 あ る 営 政 る ざ

0 効 力 香 定 0 要 件 0 F لح VC 承 認 专 る ح 府 が れ Z 0 7 VC 萩 な 般 判 b 0 所 13 VC 7 外 کے T S 米 宁 は 远 国 0 れ 民 솔 確 0 政 定 で 敖 府 K 判 料

7 \$ 0 0 条 \subset れ 注 5 0 裁 B 制 そ 所 0 旨 で ts E ざ 規 定 九 た L 最 7 終 S 的 る 裁 0 判 そ は ح で 公 ح 0 0 秩 協 序 定 又 VC な は

第

諮

外

田

M

お

S

7

B

確

立

さ

れ

た

原

則

7

ts

つ

T

な

b

わ

が

民

事

訴

然

法

VC 反 L な S 限 b そ 0 効 力 E 認 め る ح ٤ 2 L た B 0 6 あ

判 0 権 安 次 定 M 2 引 性 ح 古 れ 2 総 維 6 ぎ 持 0 裁 L 判 つ か 所 0 0 円 VC 滑 総 引 続 き な 中 続 復 帰 0 き 裁 民 を 事 判 図 事 及 る 件 ٤ U 執 5 VC 行 5 0 観 5 2 寸 点 7 る は か 5 2 社 ٤ 会 لح そ 秩 0 序 裁 た

11

:::

(注) 民事訴訟法二〇〇条 条

文

b

0

で

あ

る

傭 す る 外 場 团 合 判 VC 决 限 b 0 効 そ 力 0 効 力 外 图, 至 有 裁 判 কু 所 0 確 定 判 決 は 左 0 条 件 を 具

法 令 又 は 条 約 VC お 5 T 外 图 裁 判 所 0 裁 判 権 を 否 認 世 ざ る ح

٤.

7 ح لح 訴 敗 又 訟 訴 は 0 0 開 被 始 告 ح 17 が れ 必 日 歪 受 要 本 け な 人 ざ な る る る 呼 F 出 場 若 応 合 訴 VC L L < な S は た る 命 て 公 ح 令 کے 0 示 送 送 達 達 é VC 受 ょ け 5 た ず る

 \equiv 外 玉 裁 判 所 0 判 決 が 日 本 VC お け る 公 0 秩 序 又 は 善 良 0 風

四 相互の保証あること」俗に反せざること

問 五 1 5 な ぜ 米 国 国 民 政 府 裁 判 所 0 民 事 專 件 を 引 さ 継 < 0 か 0

答 繩 当 0 3 適 で 民 米 当 M 社 な 亭 施 会 で お 秩 蠹 あ け 5 政 0 件 権 る 序 る 下 0 裁 0 0 4 判 安 VC 疏 所 定 を な 球 弓i 政 性 VC け き 府 係 を る 維 総 裁 属 0 ぎ 持 判 裁 中 所 判 0 他 で 所 民 0 及 方 喜 25 0 る N 事 円 は 滑 件 引 米 か 这 国 ts 5 0 継 復 裁 民 から 政 判 帰 府 を な 方 旌 図 S 0 を 0 کے 引 る 裁 裁 中 判 判 た き る 所 8 所 総 <" VC は K ح ٤ は 係 ح S は 雪 ح 属 妥 中 れ が 沖

問 五 1 6 良 0 協 定 風 第 俗 五. 条 VC 1 反 中 項 0 る 場 民 專 合 と 0 駸 は 終 5 的 カコ 裁 ts 判 る から 場 合 公 か 0 0 秩 序 又 は 善

1.

答 3 九 た S 公 2 裁 る 性 序 T 元 判 質 良 裁 V ば 判 で 俗 3 c 場 種 確 VC がら 賭 類 反 行 合 定 さ 博 J-な 又 0 は で 12 \$ る わ た 礼 わ 負 E 0 権 て 755 け で 1 利 国 た あ て S 関. そ る る で 金 は 係 朅 0 場 0 自 劾 履 合 合 認 你 力 等 8 行 を は 0 5 を から わ 命 般 認 喜 れ かぶ 8 例 ず 的 て B 王 が る VC S 裁 表 で あ 記 な 認 な 現 る 判 5 کے が L め S 物 る 寸 権 復 た ح B لح れ 帰 ح 0 7 前 2 ば 存 0 ts 在 0 VC で あ で 行 る .そ を 九 0 確 な る き は 認 が 12 わ

で

あ

る

0

問 五 1 7 協 定 第 五 条 VC 関 4 る 合 意 懿 事 録 1 項 VC S 5 最 終 的

決

定

的

は

最 終 的 命 令 _ کے は 7 そ れ ぞ れ S か な る B 0 か 0 最 終

裁 判 لح 5 か な る 莲 S が あ る か 0 奄 美 返 逻 協 定 跨 五 条 M

単 VC 最 終 的 裁 判 __ کے も b 最 終 的 決 定 __ 又 は 最

終

的

命 令 M 0 S T は 何 6 触 れ 7 5 な 5 が ど 5 か 0

答

判 婚 کے 0 解 令 決 今 M さ 決 裁 中 れ 又 定 判 般 から は 0 ぎ 7 کے な 命 特 鹄 5 5 VC 定 る 泱 令 5 5 民 第 0 から 定 形 五 L 事 条 は で た 訴 た 合 広 が 意 75 7 訟 1 懿 さ え M 項 0 慧 0 て 亭 0 れ ば 関 -F 7 支 意 録 る る 奄 味 ح 払 VC 最 کے 命 美 7 裁 終 33 返 裁 が 令 剃 的 S 判 多 1/1 裁 還 7 又 判 協 は S お 又 ٤ は 念 定 5 は ٤ W 0 ح T _ は 判 ろ 決 は た な め 決 実 け 定 質 英 る .右 ح __ 米 的 を VC 0 ---~ 法 VC 最 確 含 ょ た کے 上 同 玄 5 終 認 之 じ 的 L れ ts ば 裁 意 た る 定 判 離 B لح 0 味 命

問 Ħ. 1 8 位 協 室 定 5 か 箲 五 ta る 条 鹄 意 = 味 頂 ic 0 お S 福 T 訟 B 当 害 哥 古 岩 3 0 ح 実 2 質 ts 的 < な 権 Ł 利 は 及 何 び か 地

答 る 中 江 0 が 奄 0 美 利 民 群 及 亭 75 島 亭 地 件 0 位 復 0 M 裁 帰 協 不 判 定 権 利 第 な 0 引 五 影 総 条 لح ぎ を. 同 VC 与 陰 文 --L 0 ts T 表 S は ح 現 と VC E 訴 ょ 合 怒 つ 当 流 た 毐 L B. 者 た 0 趣 0 で 冒 実 質 で 係 あ 的 属

注 1 0 b 係 実 質 箍 属 的 中 理 さ 0 ts れ 民 権 利 る 噩 及 曹 2 ZJ° کے 件 地 ٤ は 位 15 歪 る 復 害 が 帰 चे 後 7 る 手 は ح 続 わ Ł 法 が M 規 王 は 0 0 な 相 民 5 喜 違 手 は ts S 7 締 0 当 法 高 規 老 VC

問 五 9 0 米 か С 国 民 호 政 た 1 府 裁 观 M 判 E 所 VC 0 係 < 鳳 5 L S た 0 民 民 事 事 事 靐 件 件 は が ど 係 0 属 < L 6 7 V V あ る る か。

答 あ b 現 在 京 他 は で S M 雪 係 れ 属 B し 終 た 結 喜 件 L て は V る。 件あ る が 現 在 件 から 係 属 中 で

か

答 中 た 琉 0 が 球 喜 列 件 つ は 島 7 ` 米 国 捣 日 本 定 土 侧 地 第 裁 VC 五 は 条 判 所 引 0 は き 総 裁 が 判 固 有 れ 所 0 ts _ 5 意 M 0 は 味 含 で ま 0 れ 裁 ts 判 所 S で か 6 は ts < 係

属

問 五 I 11 沖 福 0 裁 判 所 0 民 專 裁 判 VC 2 5 7 は 再 審 が 認 め 6 れ る

0 か 0

答 É 認 沖 繩 8 5 0 縠 れ 判 る 所 か 5 0 民 專 民 事 裁 訴 判 は 訟 法 復 第 帰 後 四 は 0 わ 条 が 国 0 0 再 審 裁 判 事 ٤ 由 同 VC 樣 あ た 0 効 る 力 場

注 民 事 訴 訟 法 四 0 条 条 文 合

VC

は

腎

審

が

許

3

れ

る

ح

Ł

ح

ts

ろ

5

審 0 喜 0 訴 曲 を 再 E 審 主 以 張 7 亭 不 L 由 た 服 る 雹 1 Ł 左 申 立 き 0 又 場 つ は る 合 之 ح M 圣 ٤ な 知 を V b 得 7 但 は て 主 L 確 張 当 定 0 世 譶 ざ 者 終 b から 局 判 上 ٤ 決 訴 き VC M は 1 対 b 此 L そ 再 0

限 M 在 5 雪

L た 法 法 る 律 律 کے VC M き 従 ょ 45 9 7 裁 判 判 M 決 關 裁 与 判 寸 所 る を 構 C ٤ 成 É 世 ざ 得 ざ る 裁 判 官 が 裁 判 M 関

b

L

کے

善

与

な る 法 授 定 権 代 0 理 欠 汽 缼 あ 訴 り 訟 代 た る 理 だ と 又 È は 代 理 人 が 訴 訟 行 為 を 為 す K 必 要

四 裁 判 M 関 与 L た る 裁 判 官 が 事 件 VC 付 職 務 VC 関 الح る 罪 E 犯

L

た

るとき

五. 又 ح ٤ は 刑 を 判 爭 妨 決 上 げ 罰 VC 3 影 \$ れ 疆 べ た を き る 他 及 ٤ ぼ 人 含 す 0 べ 行 弯 為 攻 K 鞤 因 若 b は 自 7 白 防 を 禦 為 寸 0 方 VC 法 至 ž b 提 た 出 る 中 ٤

以下略し

る

き

問 五 1 12 米 迅 民 政 府 裁 判 所 0 民 事 確 定 判 決 VC つ S T は 異 民 族 M

は L る から 2 裁 料 날. で あ べ T 0 0 た 2 塞 ٤ 案 及 VC U 0 公 李 用 再 語 審 が 2 英 認 語 的 で 3 あ べ き 0 た で は ح ٤ ts VC か か。

(日弁連の要求)

答 英 米 嘉 S 外 訴 語 玉 T 本 民 は 協 で 活 国 法 , 定 政 0 あ る 府 鎬 中 確 は 0 で 定 ح Z 雅 VC 料 沖 百 は 条 詩 決 完 繩 判 外 0 多 0 国 効 7 決 そ 社 力 0 M が 会 0 異 달 な を 劾 秩 民 歪 V 序 力 規 定 族 を を T 維 定 B 0 承 M 1 L 持 認 __ 般 件 雪 る L T る VC 裁 S 0 判 る 行 B 法 妨 な 2 げ で 0 的 あ で VC 安 لح わ る あ 九 承 定 ts 認 る る 性 2 7 0 4 لح な 金 B る b 確 L 0 ح 保 で 公 た ٤ は 用 わ から 1. VC to 語 0 が 0 民 S から T

法 民 2 で 的 あ 事 0 裁 円 安 る 判 滑 定 か 性 5 N. to 復 を 0 害 帰 ح S L T れ を B 2 図 か る 原 文 則 般 心 要 0 的 Z T VC が L 混 否 あ T 乱 定 そ る を す کے 0 生 る 効 0 يخ-ょ 力 額 る 点 5 爱 ح ts 承 かい کے 措 認 3 کے 置 4 な る 民 8 る لح 政 ح لح کے 府 る 考 裁 ح 2 之 7 L 判 る は 所 た 0 0 0

問 五 I 13 疏 球 政 府 裁 判 所 0 民 事 0 確 定 判 決 VC つ V 7 上 告 理 由

的 る 婸 合 癔 法 M 照 6 L 著 L < 正 巍 VC 反 寸 る 場 合 公 序

良

H

が

俗 M 反 4 る 揚 合 M は ` 再 審 を 認 8 る べ 沙 で は ts S か

弁達の要求)

答 判 は 決 琉 上 告 そ 球 0 れ 政 理 劾 府 から 白 力 裁 自 民 から 事 尔 判 あ 所 訴 る が 訟 場 認 0 法 80 民 合 5 第 惠 四 憲 確 れ 法 12 定 判 0 VC S 条 照 決 か 5 5 が 0 公 再 L 著 序 審 百 良 惠 L 審 俗 由 < を VC 正 認 VC 反 義 あ め 子 た 10 3 る る 反 必 婸 す 燛 愿 度 る は 合 M 場 75 M は な 合 S

M

S

0

7

再

審

が

可

能

で

あ

ろ

問 五 l 14 沖 紀 で は 軍 人 重 属 等 VC ょ る 沖 繩 住 民 K 対 Je P る 不

法

行

請

為 1/2 対 L T 損 害 赔 償 0 裁 判 を 起 ح 中 縒 利 から な < ` 外 K 人

农 法 VC ょ る 強 制 的 ts 示 談 VC 1 る 辉 決 0 途 L か な カュ 0 た が

5 か 0 四 六 0 五 0 十 菹 衆 外 沖 運 松 本 謊 員

نے さ 不 法 行 关 VC 0 苔 线 判 を 起 L 得 る 場 合 から あ る کے f-右 れ

ば

E

0

ح

Ë

のような場合か。

l. 沖 1 0 裁 判 制 度 は ` 流 球 列 島 0 管 理 VC 関 守 る 大 統 領 行 政 命 令

答

件 等 K VC 7 0 5 b 7 逼 米 営 さ 人 を n 相 T 手 S VC る 損 カゴ 害 賠 2 償 12 請 5 求 M 0 · 裁 n ば 制 御 を 起 指 ح 摘 す 0 ح ت کے 2 は き 原 事

則 Z L T は 排 除 さ れ 7 5 TS 5 _ 行 政 命 令 第 + 節 a ъ 0 で

ح れ 5 0 靐 件 M 0 き 沖 繩 住 民 から 裁 判 を 起 ح 中 権 利 から ts 5 <u>ک</u> 概に 公

正

妥

当

لح

5

5

観

点

1

b

解

決

M

努

80

T

5

る

\$

0

٤

確

信

7

5

る

0

\$

南

る

ح

کے

2 は 私 3 1; 請 る 0 で 満 沖 裁 G た 9 あ 人 0 求 細 支 ح 足 判 کے 5 払 کے が 0 法 M 0 TS カン کے 2 を 能 VC 0 俘 VC T L か 3 提 は は 8 力 B T 7 1 決 る S 起 で 問 ` 等 解 0 7 0 は が さ 箽 雪 右 H は かっ 推 得 決 7 軍 行 行 な る 艀 為 人 ` 人 から 5 5 測 VC 政 等 ح S 等 所 M 8 決 ح れ VC 0 کے 命 期 を 係 る 0 氈 3 れ ts 5 Z 令 は 直 5 る 8. 公 < 0 5 7 れ 考 K 0 務 で は 目 接 靐 کے 0 る な 充 ょ 件 کے さ VC 連 的 M ح 5 5 る 考 係 れ 裁 0 ts 件 لح から から 5 重 ば 充 実 判 ت る S لح 点 べ VC 米 2 5 圆 で 臺 5 1 当 て TS で 政 لح き 件 上 相 글 12 方 被 0 0 2 府 る 手 IT T る 期 点 2 害 又 裁 TS 若 損 L VC 7 L VC S 判 5 は 鲢 0 害 る T M わ L 元 T T を 他 補 T た 5 は 同 B 0 方 は 等 膨 提 な 1 懵 0 償 0 樣 裁 b 起 訴 米 中 7 7 は 0 関 判 で 考 個 ~ は 承 直 L _ 第 VC を き 運 7 必 ٤ き 知 接 厄 十 对 提 \$ る 人 外 글= 7 か L L 節 等 起 5 相 辜 L 国 T 7 ح T <u>-</u> e 件 手 0 B 3 S

参 考) 匹 六 五 十 五 瘀 0 外 務 沖 符 連 合 容 查

あ 害 果 身 極 軍 れの た 0 問 山 松 的 体 5 侵 安 T VC 屋 総 ts S 中 本 TS 全 題 7 な 対 務 B 害 5 中 10 財 総 る L 救 を で 国 思 5 長 0 2 よ 保 蒂 済 分 あ 務 官 莲 2 務 V れ T シ ts M を 野 b 長 大 古 2. を 壁 3 7 委 伺 受 E 官 臣 4 カュ 損 0 1 規 L 古 員 け 惠 雪 VC E 害 殺 Va 定 X ウ T 本 侗 赔 る しお 0 5 さ た 程 条 1 償 だ三 的 9 世 約 れ S 侵 S で カュ T ン 利 是 界 た は 局 0 た 0 害 1 古 な 利 栽 り. は から 5 子 長 から Y 5 2 1 0 判 傷 規 M 153 别 K あ だ 主 0 0 沖 定 対 b 7 重 十 宣 0 点 E で 0 を चे 問 VC 起 付 繩 主 0 七 言 5 8 る 6 N 7 条 5 5 0 題 で 5 沖 0 九 は 0 S 禁遏 は الح n 侵 \equiv 호 を 7 た T 害 5 0 条 重 な 県 利 · b な VC 財 聞 福 が TS で 民 b 対 苦 矜 財 宣 権 産 は が 2 から 長 あ 産 吏 L 2 侵 が 沖 言 官 T 4 ほ 酒 ょ を ま 害 生 0 0 た 奪 0 裁 5 存 0 x 7 1 0 八 で 7 1) 判 2 県 御 わ 条 S S 思 お れ 力 所 5 玄 自 民 意 C. わ 見 考 由 0 た 0 K は れ 0 ま S 之 を b 軍 ょ 女 は 17 7 量 M X L る 生 獲 身 掩 伺 な TS た 体 侵 P 効 命 る。 わ 5 人

で

あ

b

重

I

5

愛

知

国

交

大

臣

ح

れ

は

從

來

3

1,

ば

L

ば

5

3

5

3

TS

論

藞

から

تح

ざ

5

た

ょ

5

VC

そ

5

S

5

点

ガジ

占

領

下

VC

な

5

7

沖

繩

0

方

々

から

非

常

ts

カン

ど

5

カン

ح

0

点

VC

0

S

7

0

外

浴

大

臣

0

認

護

を

閏

き

5

5

カン

から

S

5

Y

権

侵

害

VC

0

S

T

米

宣

X

VC

対

L

T

該

判

南

記

ح

す

لح

から

で

き

た

たと

5

0

54

務

大

臣

は

校

米

請

浓

155

C

折

衝

L

T

な

5

れ

る

沖

郷

県

民

から

7

5

 \bigcirc

松

本

善

委

員

れ

で

は

私

は

外

務

大

开

VC

な

閏

苦

5

た

1

幸

1,

ょ

のい権

侵

で

でて官 害す○たと 2 、は がの松 0 ね 正ら 言 10 0 带 本 5 塞 中 7 李 点 1 思 b VI 実 私 国 دې は が 8 で 揚 務 S つ 0 2 b か多 大 古 7 総 言 大 過 5 田 4 務 奕 打 法 0 ざ 0 Ę. 長 5 7 員 律 見 75 官 7 る いそ 合 0 5 やい N そわ 車 そ 7 る タト -FF 思 な せ 5 0 家 雪 落 京 5 いは 2 ○ 大だ 0 5 重 6 1 こ 臣 意 8 た 藏 童 沖 2 見 判 のが で 7 0 繩 3 点何 寸 いが 権 しの 15 か弱 J. E VC 必 5 から つ考と ح 要 あ し状 0 いえ 0 · VC 問 کے で 3 TT 2 そつ で あ か 顋 お本 E あ ろ 率 れい 1 的 5 直 5 b 5 を 7 P TS なれ は 女 7 カュ 3 15 問 御る 寸 考 確 0 1 S 題 意か 0 文 問 法 Z カュ E VC 見 ま 顯 的 VC 思 をいつ LK K A 5 5 h たつ V 浩 0 何

いとて

9

7.

九

だ

け

0

酒

が

あ

る

カン

7

5

5

5

7

を

調

~

た

上

で

交

涉

T

B

T

折

衝

1

る

VC

0

1/2

T

体

ح

5

9

ح

2

から

E

れ

だ

け

0

件

文

あ

VC

J.

ば

S

な

れ

3

か

5

カン

2

)

点

老

伺

S

た

S

7

思

5

屯

重

5 申 りで で 寸 右 5 0 ح 官 中 れ 0 は 松 宝 沖 ラ 下 承 0 本 等 的 細 1 け 腿 で 認 そ 0 は から TI 也 がゞ 量 N K VC 強 あ < で 1. れ 部 九 ح 0 剖 9 善 迷 は 貫 票 か n T 0 事 E 玄 杏 惑 经 件 \$ 通 だ 3 5 15 的 5 0 銃 カュ 0 E TI 中 で 委 す を 受 5 万 74 示 杏 員 L で 1 そ 創 で から け れ ts T 五 E 談 \$ 5 千 TS カュ 必 8 3 TS は ح S ح 6 2 れ 雪 必 る 補 5 た れ 1 人 2 0 れ 2 3 T 7 償 以 権 は た 0 S から L ル で 上 以 侵 1 示 0 \$ を 5 L S で から 0 た <u>م</u> 害 よ 談 3 受 よ T K E で 完 完 点 本 0 0 は 0 書 あ け 5 べ き ~ 外 土 た TS 载 9 で S 支 M T ts き 務 重 7 T 払 判 署 重 VC あ S で S 重 行 VC 大 文 は を 名 は 傷 M 0 12 ts 行 実 受 を T 臣 大 を ば 0 で S ts は 問 受 伊 察 雪 け 外 わ 0 S 上 る わ 対 け 江 7 0 裁 題 で T 玉 n 判 は は 16 初 米 VC -た 島 そ 15 れ 請 TS 0 人 支 5 利 損 0 T で T め カン 払 請 求 b ح から は は X S T な 求 支 右 わ 1) 5 赔 た 権 ま れ \equiv TS 0 で + 弘 1 た 4 は 腕 れ 骞 7 0 力 か 重 八 Z 問 切 態 わ 法 け 0 0 S S T れ わ 名 断 - 1/ た れ 2 5 は か 題 5 で

会あのる。

思

0

S

問 五 1 15 沖 繩 0 刑 事 裁 判 2 原 則 ٤ L 7 引 き 継 ζ* ح بے ٤ L た 理 由 S

カュ ん。

答 \$ 観 る 点 ح 復 帰 か کے Ġ は 前 民 後 刑 沖 0 事 繩 沖 ٤ 0 繩 B 円 0 沖 滑 社 繩 な 会 秩 0 德 裁 帰 序 判 を を 維 図 を 原 持 る 則 5 L え ٢ L VC そ て 必 0 引 要 法 き 的 不 安 総 可 ζ* 欠 定 で 性 ح لح あ を ٤ る 確 ٤ 保 た 0 }

0

で

あ

る

闩 五 1 16 な 奄 カコ 美 0 群 た 島 0 返 カン 還 0 0 کے き کے 同 じ I 5 な P b 直 方 式 を なぜ とら

答 VC <* そ کے ح 考 わ 0 0 沖 な え TS 方 繩 社 5 る は 式 会 て S ば を 秩 著 ٤ 序 か 奄 L b る を < 美 大 で ح 維 事 ح な 持 情 島 < 自 を L 小 体 異 で注 法 沖 原 的 本 縮 ح 土 県 安 は 民 定 S 体 性 わ 人 設 化 を 场 0 を 义 る 進 る P 期 社 b 待 め 見 ٤ 地から、妥当で 会 直 7 利 き 事 方 た 情 益 式 冲 そ VC B 繩 を 0 な 2 他 0 合 So る 諸 致 現 状 ح 般 古 とは、 M な た 0 そ 点

注 係属中の人員 人であり、また、三月一日現在、琉球政府の裁判所 柄 〇九人、少年の保護事件は一、四七八人合計二、 て (再) 拘束者 奄美大島返還のときは、 起訴 がお り、 M した。 な いても相当事情 とのうち受刑者二三人につい 今回の沖繩 受刑 については、 者八一人、起訴 を異 にする。 本年二月二七日現在受刑者 て復 勾留中の者五 六八七人であり、 の未済の刑事事件は 帰後国 外犯 人合計 の規定 受刑者及び 八六 を 远八三 適 入 用 0 身

問 五 1 17 で 米 は 王 な 占 S カュ 領 0 下 0 刑 事 裁 判 権 を 引 き 総 ζ* ح Ł Ł し た 0 は 不

当

答 そ 継 会 が 認 L 現 < 秩 0 T 玉 め 刑 在 序 ح 5 0 行 ح そ 事 0 れ 司 米 は 維 れ る 政 园 ば 法 妥 持 ٤ 兴 立 ` ほ 0 は か で 法 کے 内 法 5 あ 的 及 対 2 で 容 ど な る は U 日 安 ٤ 定 < 平 司 考 性 致 運 近. 法 和 代 文 上 条 を 営 L 約 的 0 T た 図 0 法 第 0 る 実 権 S \equiv 治 限 観 る 態 で 条 あ 国 点 0 f を VC る L 琉 家 行 か 使 0 5 基 0 た 球 づ が 政 諸 き そ 府 原 T 0 7 0 則 5 0 刑 冲 る 裁 KC 事 沖 適 B 繩 判 0 裁 繩 合 0 所 施 判 VC 0 L で 権 場 あ 政 7 な を 付 合 る 権 S 引 る る が 者 کے 社 8 لح わ

問 五 18 米 团 から 沖 彩記 M な S T 行 使 L T 5 る 司 法 権 は S わ W 3

いか。

統

領

行

政

命

令

VC

1

づ

<

B

0

で

あ

b

本

質

的

VC

は

行

政

権

で

ts

大

答 大 上 VC 沖 七 を T ح 5 統 引 卓 縋 年 B 0 珂 行 · Š 領 在 M き 襜 0 行 ` 特 İs 胶 総 力 ts 司 法 殊 命 政 0 Va 沖 N 5 権 行 کے 喜 令 命 絕 5 で ` 懵 問 使 思 M 0 鸽 合 題 作 VC わ カュ わ で な 5 あ は 用 れ 0 S ほ が • ts で カュ 七 る 7 三 琉 行 ts そ S あ 米 0 Ξ 使 0 国 球 2 煮 る 5 列 考 뭉 3 ts 司 法 判 2 法 鳥 充 F れ 所 S 権 上 る M 0 から は T 0 墓 管 0 そ S は 行 き で づ る ` 使 0 理 わ あ ょ 雪 平 < VC 司 8 b ~ 7 和 5 F 詞 法 権 350 阴 女 绕 ts 0 £ 3 裁 5 で は た 約 から 行 判 は 館 た カコ 持 \equiv ち 政 ts で そ あ を M あ 0 条 る 命 る لح 属 実 カゴ 台 13 つ VC Ë 質 せ 7 S つ L 7 カュ 5 ح め 司 れ 九 米 6 5 ح 江 る 2 法 る は 国 五

問 五 I 19 7 な 5 ts 2 又 項 つ は で 7 5 開 は 始 る 理 雪 ح 引 る あ 由 き S ح る 続 カュ لح 0 き 2 から VC 裁 で 0 き 判 3 及 る 項 U. 0 で は 執 (Japan... 行 を す) 引 る き 続 き (Japan 手 結 É 行

答 具 Z な は は 5 を 7 復 体 そ L 百 0 2 的 ts. 帰 社 民 る 0 裁 項 態 が 壽 裁 会 を ح 判 及 樣 6 と 秩 义 事 判 権 U VC Ł る 件 簷 序 0 3 0 刑 2 0 引 0 L を 項 5 喜 0 場 引 安 継 た は て 裁 観 定 ぎ 合 B き は 判 点 7 総 性 0 金 そ 最 ٤ カコ 同 で ぎ É 規 れ 終 S 5 樣 あ 維 定 ぞ 的 5 そ 持 す VC る か れ VC 0 る \$ 0 社 L つ 民 は 0 裁 会 ح 0 B 事 わ 判 秩 0 れ 0 0 及 が 本 档 序 円 M 般 で 3 玉 質 は 0 対 的 滑 あ 刑 0 か 原 L 安 VC な る 事 意 5 則 定 7 引 復 が 0 法 L 2 性 き 帰 信 T L を 刑 続 を 民 属 維 刑 7 事 き 図 專 中 事 引 持 そ 裁 る 專 事 0 司 0 き L 件 判 2 件 寧 法 総 引 つ 0 及 0 10 件 <* 継 0 認 0 場 V. 0 VC 基 執 ぎ 円 点 ح 合 S つ کے 滑 本. 0 VC 行 か T 5

摘 的 カュ S 0 理 麦 念 生 じ 現 上 上 0 た B 0 要 請 相 0 違 Ź で 考 は あ 唐 る か 0 か L る つ つ 民 壽 行 裁 な 判 わ れ ٤ る 刑 惠 べ 裁 き 判 は ٤ 当 0 然 で 性 あ 質 b 上 0

御

指

相

違

;i:

 $\mathcal{A} \subseteq$

5

問 五 1 20 捣 定 か 第 75 五 る 条 意 第 味 Ξ VC 項 な 0 S 7 被 F 告 害 人 雪 又 る は ح کے 被 疑 な 者 < 0 実 لح 質 は 的 5 ts か 権 な 利 る

).!*.*

١.

`;

...

: ;

意 味 カュ 0

を

5

答

般 す 復 疑 き 又 制 5 疑 わ る 者 は 废 者 本 が ح 帰 的 で 文 被 7 VC کے あ 0 0 玉 前 疑 手 権 \$ 言 で 宣 S る 0 0 利 は 者 あ 沖 明 5 か 法 続 0 固 7 法 る 總 L 5 0 制 から 等 復 た 刑 有 刑 から 公 0 VC 事 刑 事 本 正 帰 B 0 0 な 裁 VC 裁 检 な 差 ·事 0 条 S 2 伴 関 判 利 判 裁 異 れ で 頃 7 係 ٤ 権 M 判 K つ あ 権 を B は 法 ょ 7 る 0 十 を な 0 S 受 别 覆 令 0 引 3 引 分 b 2 総 充 総 5 そ H 招 VC M 具 さ ょ 抵 来 依 ぎ か ぎ る さ 0 れ 的 VC で VC 触 権 さ 帝 0 権 あ VC \$ 雪 利 利 れ 審 る T あ す 害 制 は た た る は 3 ح 8 ` 1 0 保 そ 取 کے で 0 B 0 る 7 曀 拉 有 0 VC た 7 0 ح کے 0 は 無 生 ح で 3 ts な 5 は じ 之 ٤ 5 基 れ な 0 5 E ば 本 0 被 相 ょ た ts 7 B S 違 5 被 公 ÉÌ ts 告 S 0 0 VC 告 訴 人 る は 彼 15 S で 又 我 人 時 は 寸 態 ょ 2 は 又 る 効 な 被 度 5 S 0: 配 5 < 告 司 2 は ts を ど 人 法 被 應 被 5

問 五 1 21 た で 回 尚 日 前 ろ 5 M 手 刑 哥 1 が 寧 件 開 始 <u>__</u> 2 さ n は ` T S 具 体 た 2 的 M L た V ts か 5 ts ば る 係 喜 屬 件 か 7 0 S

答 所 B V C 本 子 縠 側 又 具 る 7 体 B は 公 ح 判 は 的 だ 訴 米 ح 公 民 提 訴 VC 協 を が 起 提 は 引 定 政 で ` 湿 が 鮬 府 艺 き 縠 復 が 復 る 艋 五 ح < 条 判 復 帰 帰 三 所 前 と ح 0 帰 0 項 VC 5 0 ح 日 VC 係 前 犯 ts ح 日 属 VC 前 罪 る な ょ 行 哥 b り M 0 L な 行 件 た で わ な で 引 か 8 わ き か れ る 7 未 続 礼 ろ 発 5 き 事 S て 手 覚 件 ځ た な 5 0 な 続 と VC 5 を き な B 0 ば 行 V 孽 S 0 又 件 疏 do な 7 は 球 F で 0 S 発 政 又 復 あ で 覚 府 あ は 帰 る 2 萩 し 開 0 0 て、 判 て 始 日 日.

所

定

0

劾

力

を

認

め

7

る

Z

ح

問 五 1 22 S 5 刑 毫 趣 旨 1/1 0 つ 文 S 言 T は が な 民 S 事 0 ٤ は ` 異 江 ts り ぜ か 裁 0 判 0 欬 カ 老 承 認 中 る ٤

答

0 ح が 沖 S な 刑 4 裁 2 繩 S ح 判 7 0 لح を 事 7 刑 ح 所 鎔 M 適 な が 定 刑 当 罰 つ 上 事 法 る し V で 明 裁 ts 合 な た .T は . 判 0 そ 確 5 5 権 刑 定 か 2 れ 裁 冲 S P 考 2 が VC 之 判 1 耀 刑 が あ ح れ 0 0 た 相 5 雪 ば 裁 蟀 か 互 ~ 判 ろ 5 VC 行 カン 前 前 < 所 で 0 で 7 科 同 科 が あ 承 あ T そ る 継 る ح は L 0 た 0 な 0 0 VC 伴 他 確 0 現 劾 B 定 5 T 在 力 0 0 裁 ٤ 点 を 国 S 内 B VC 判 本 な 認 措 ` 土 め つ 0 5 刑 劾 置 特 等 な 5 别 け 力 罰 7 0 0 を B 問 措 法 事 n 承 題 置 情 令 ば 2 法 VC な わ 認 0 中 案 5 が か 刑 VC る 6 ح な 国

答 わ が 国 亭 は を 法 51 認 ٦. 上 き 0 憲 ts 継 刑 法 < 6 事 第 手 Ξ 5 ح 2 続 0 __ 措 B 法 条 同 令 達 置 嶽 等 を 反 譜 2 VC で 世 考 ょ は ず え b な ` る な 5 外 さ が カュ 国 ど れ 0 た 0 5 ま 刑 か 訴 た 罰 0 訟 ` 法 手 外 国 処 令 続 を P 法 刑 令 寸

問

五

1

23

外

团

法

令

で

あ

る

沖

繩

0

刑

罰

法

令

を

適

用

L

て

罰

る

ح

2

で

あ

る

0

執

行

定 引 0 1 b で L b さ は 統 ح 外 ぎ な 0 ح 国 行 12 V 1 0 0 を 刑 5 ts 5 爭 根 な 手 拠 措 ح 2 M 続 置 L 2 法 を 7 کے 重 令 行 る 等 る ts ح な VC 5 2 5 7 以 が ば b 上 で 榕 ts. ` き, さ 别 憲 る 1 れ 法 ح 復 た 第 2 帰 訴 Ξ を 0 訟 合 際 手 条 理 0 続 VC 的 特 P 違 な 别 刑 反 篼 措 適 0 宁 田 置 燊 用 る で 法 行 L

B

明

を

た

VC

五 1 24 ح لح 復 は 帰 前 鬆 0 法 冲 第 繩 \equiv 0 栽 + 判 所 条 が 等 VC L 違 た 裁 反 重 判 る 0 刑 0 0 で 執 は 行 75 包 S 引 か き O 継 <

問

答 7 經 下 新 0 な ts る 5 30 は る 過 5 V 地 VC 置 た わ 端 7 腿 裁 措 城 人 VC S から 判 置 M が な わ 1) 0 T わ 玉 5 さ 办 2 T 0 が ta V 0 カコ れ 区 効 L 3 < 75 玉 わ 窓 が た が 果 T 場 る 0 法 0 S 裁 わ 寮 玉 中 0 É 合 主 は 法 れ 判 0 引 で VC 権 S L る 0 が 憲 かし VC た な S わ 0 0 執 新 法 継 そ カュ 下 S から から (" 2 行 た 0 0 元 T M 王 つ ح É VC 禁 ح 以 れ 7 7 入 0 引 3 施 止 ٤ 前 ば 7 主 0 で さ 行 は L 7 VC 定 掩 あ 7 今 続 さ T 当 新 < 0 がら る 口 れ そ S S 該 合 る た 地 現 0 る 7 た 0 地 理 M 1 M 域 沖 行 当 7 内 越 的 わ から 5 及 經 ts 時 ح 容 MC な から 新 な N 返 が 国 0 ろ な 理 た 亭 で 還 た 4 鸒 で 由 VC 態 S 0 5 協 ح で は 法 憲 て 0 金 わ T.C 定 کے VC ts 酒 下 法 予 0 が か VC か 旧 法 K が S 粂 王 想 0 な 5 憲 規 VC 7 適 0 L た \$ 法 VC 5 生 用 2 所 主 た 地 7 下 反 U 0 要 さ 規 だ 域 は そ K ح L T 0 れ 0 定 から

そ M 沖 园 で 0 あ な 繩 0 憲 引 る け 0 継 法 刑 る 円 3 裁 滑 0 0 各 0 執 な 判 条 対 復 行 権 項 象 帰 を を K کے 引 原 を Ł ts 色 則 笑 れ ٤ 現 る 続 き る \$ 裁 L 行 る 判 7 ٤ ない 引 9 ح 0 ろ え き 内 う る こ は VC 容 継 必 全 ζ" ٤ <. 刑 لح 要 E な 0 ٤ で 明 種 B あ 5 5 M Ł る . 類 カュ 考 ٤ 等 VC 0 文 そ VC L 観 る 0 照 た 0 点 裁 5 0 か 判 で 5 あ 0 沖 効 つ わ 果 繩 が て、

2

考

充

る

0

問 五 I 25 布 告 及 CE 布 合 M 定 3 る 刑 副 規 定 0 取 扱 S S か

N

0

答 布 適 喜 f 定 点 主 2 H 告 法 用 る B 0 本 か た 現 <u>ح</u>ر 三 法 合 5 含 5 0 在 布 ~ 0 2 若 沖 め 復 E 合 遨 查 2 T 帰 が 疏 縋 1 VC で 本 行 復 前 相 球 0 定 な 為 的 帰 立 ~ 立 刑 0 3 理. さ 時 前 神 法 罰 S 0 る ح 念 B 法 法 院 0 結 T 刑 5 VC で 行 M 沖 VC 台 0 は 反 2 あ 為 繩 は 罰 な は 規 当 4 考 る る VC け 0 定 然 る 克 沖 る 刑 立 九 0 VC C よ る 縋 社 罰 法 四 S 5 0 あ 刑 会 你 及 0 T 五 V b な 筷 系 は 罰 45 年 た 7 ` B だ 法 序 を 前 当 ح 合 繜 L 布 及 告 時 0 + 0 から を W ` 沖 告 成 分 よ あ そ 生 法 L 布 總 0 檢 5 る 0 カュ 布 的 7 令 VC 討 な 锡 揚 安 令 尴 L 5 0 観 L 合 T VC 定 る \equiv 行 合 T 点 VC わ そ 定 性 B さ 0 古 カン \geq VC が 0 め 0 れ 0 5 S れ 窛 主 る 維 大 で て b 5 法 重 刑 持 别 あ 5 た 今 を 中 遊 罰 さ 0 b た れ 後 \$ 刑 規 旧 用 観

問 五 1 26 処 さ 30 罰 れ 本 定 土 重 る 8 法 る 復 た 帰 ح 令 \$ لح 前 で 0 は は M 0 不 処 行 つ 当 為 罰 S さ で VC T は れ B 0 同 tc な S 談 T S V 1 B 2 カコ 考 0 復 0 充 本 帰 で 後 る 土 布 が 法 右 E 告 布 令 5 告 ょ 布 カン 0 b 0 令 布 重 で さ 令 S は VC

処

罰

よ

b

·刑

罰

答 0 き 処 あ L 0 T 罰 3 た 時 事 B 復 7 情 帰 S が ま 0 0 S VC 前 は た 沖 る わ 0 で ば 7 . ` 繩 あ 5 刑 ts 0 ` 2 刑 2 刑 が そ 行 0 為 ح 法 罰 5 た ょ 沖 0 繩 法 六 b ح 0 わ VC L て 刑 ٤ 令 変 け 条 重 つ 8 0 VC 更 S 罰 VC で S 問 法 特 \$ よ は 8 1 T 題 例 令 な b は 0 b 0 中 T S は ٤ が 処 0 VC 法 罰 ts あ 5 本 L 获 7 0 1 さ 글 恶 0 S 序 2 1 7 本 る たこ ح 沖 考 土 が 繩 行 \$ ~ わ 5 文 刑 維 き ち は 為 0 ` 罰 ` る 時 復 持 危 刑 0 法 さ 帰 険 復 復 罰 0 れ を 帰 法 沖 0 令 帰 玄 た 繩 際 VC て 負 後 令 後 ` 刑 S 担 0 VC 0 な が そ 経 た L 適 罰 行 S な 法 過 B わ 為 0 た 用 S け F ح 合 措 0 は T が で 置 K 0 \$ れ 7 あ あ で ٤ そ る VC ょ り、 る あ そ よ 9 L 0

維 持 を 図 る ح と が で き る لح 考 乞 る

て 復 帰 前 0 V か B る や、 り、 どいくい を 防 止 復 帰 前 後 の法 秩序の

問 五 I 27 カン 布 告 1 布 合 M 定 め る 罰 則 規 定 を 適 用 الح る 0 は 不 当 で ts S

答 本 そ 米 れ 布 的 き 罰 た b 告 土 0 国 た 則 が る で 布 告 0 0 刑 0 で あ 规 公 B 罰 占 布 T 刑 訴 あ 9 0 定 体 罰 時 領 ろ 令 2 布 で 政 系 復 9 0 法 効 ح 相 令 あ 策 各 \$ 9 帰 令 0 劃 2 9.4 0 さ 前 期 本 0 分 則 罰 0 1 土 ٤ 野 5 そ 則 0 間 実 7 b 行 0 現 别 規 B IC 5 0 5 為 長 そ کے 規 異 復 定 わ つ K ち れ 評 た て VC 定 帰 B S る B 0 0 から \$ ょ L 扱 前 b さ 多 9 内 0 0 5 Va S 種 7 B 重 る K ح 容 沖 わ -不 般 ح 2 あ S 多 B 场 繩 は 布 利 九 B ح 樣 0 0 る ٤ ば は 告 0 0 施 妥 社 全 旧 当 短 適 政 体 B 3 日 会 S 布 5 あ 当 0 権 Z 秩 S で 本 令 る が ح \$ で 下 ts 序 法 7 0 が な あ M 0 VC S 7 定 は B 0 お 維 5 立 5 80 で あ 軽 ば 法 玄 明 持 Va る È 5 院 0 か T た 確 5 C 必 罰 な T 3 b ち 寄 立 か 則 与 法 0 で が 要 S 0 注 な 規 0 B Ł 等 合 5 < 定 L あ さ VC

K

理

て

0

を 適 用 3 る ح 2 は 実 質 的 VC 4 T B 必 4 L B 不 当 ٤ は 5 充 な 5 注

八支和智藏

東京大学 ではまいまいとういき

16

要 は -個 個 0 罰 則 規 定 VC 0 S T 適 用 0 当 否 な S L 要 否 を 検

討

नु ~: きと 2 が 5 で あ る

注 た 2 え ば 刑 法 並 W 1/2 訴 訟 手 続 法 典 で は 1 窃 盗 及 W 忘

法 物 で 故 は 買 た 0 E 罰 É C ば 0 窃 S 盗 7 VC 五 年 0 S 以 下 て は 又 + は 年 六 以 月 下 以 0 下 懲 0 役 懲 刑 役 刑 が

人 8 及 5 Ç れ 欺 公 訴 時 劾 0 期 間 F 布 告 布 令 0 犯 罪 中 故 意 殺

は 硰 錮 VC あ た る B 0 は 五 年 ts 5 十 五 年 0 公 訴 時 劾 2

な つ T 5 る 0

又

詐

罪

以

外

は

 \equiv

年

で

あ

る

0

刑

法

で

は

有

期

0

懲

役

定

刑

注 布 告 な な 布 令 布 が 告 S わ 布 ば 令 優 ح 位 旧 法 日 で 本 あ 法 る 0 立 法 院 立 法 ٤ 0 関 係 は

琉 球 政 府 0 設 立 九 五 _ 年 米 王 民 政 府 布 告 第 \equiv 号

第二 で Ĕ 条 る 0 琉 但 球 政 L 府 は 琉 球 列 琉 島 球 米 M 国 な 民 け る 政 政 府 治 0 0 布 告 全 権 ` 歪 布 行 令 及 ts 9 U ことが 指 分に

従う。

新やら

赦なわ

なたよ

つ裁り

を基

\$ き

統

き

あ

五 1 28 方言 行 藗 法 ts 莲 0 反 た 手 0 沖 統 繩 や 裁 0 刑 半 書 0 関 取 较 係 法 S 令 S 老 カュ 適 6 0 用 L 7 冲 飊 0 裁 判 所

問

答 法 VC 適 復 な S る 後 K 法 裁 0 帰 る る カュ 復 注 5 漳 ts F 場 前 帰 つかぶ 判 反 T 効 K 5 等 合: 0 は 果 裁 L ح VC 際 カン 否 憲裁み新 ts は 0 から 判 行 を 係 法判れ憲 寫 15 発 S から 申 属 75 施所ば法 法 陋 江 5 中 合 確 牛 確 行に違施 違 b 轨 定 定 L 7 以 0 後よ 窓 行 反 行 雪 又 手 上 L `つと後 0 復 0 た 通 は 統 3 恩て思も 問 帰 引 既 常 な 職 從 VC 後 継 発 J. 題 結 前 0 0 をされ旧 わ き 方 ź 0 VC L 0 S 行れる窓 生 法 が 手 10 法 T I 7 Ľ 法 玉 的 で 続 は 0 0 下 ts 効 M S は F. 判 から た判なの 果 鱽 5 お そ T で 断 わ 事の法軍 ح は 5 0 か M <u>-j-</u> 0 カジ 例執令刑 引 考 T 効 L 沖 玉 る が行に法 文 ح 果 刑 空 繩 ح が 0 る れ 総 0 2 た 0 影 を 引づそ 0, 種 を (" 刑 2 法 引 S ら執 0 ٤ 類 F 事 な VC. き `他 行 ` 総 関 適 5 0 る 軍新 す 5 کے 内 係 . 0 合 S 行法憲 る 容 問 な 法 L で L な会法 ح から 令 復 題 0 か 7 い議か L 2 憲 M T 上 帰 S

L

T

処

罰

で

さ

る

ح

٤

は

S

5

吏

で

B

ts

S

が

邎

用

2

L

T

は

沖.

繩

0

刑

用

問 五 1 29 復 帰 前 0 行 為 K つ S T 本 土 0 刑 罰 法 令 を 適 用 T 国 外

犯 کے L T 処 罰 す る ح 2 が で き る か 0

答 S る 復 0 で 帰 ح 前 12 既 を VC さ 確 5 定 判 M 決 王 外 かぶ 犯 あ で 0 処 た 罰 B 子 0 る K 2 0 2 V は て は 排 除 既 さ 判 12 力 る が 生 から Ľ そ T

復 沖 定 罪 か n 帰 經 5 以 を VC か 前 適 外 返 が 0 用 刑 图 0 還 0 S 協 法 沖 L \$ T 0 B 定 T 第 玉 繩 0 裁 適 外 VC VC 0 条注用 犯 な 刑 判 0 事 雪 0 さ け 0 V る 裁 国 れ る 規 7 外 権 犯 判 7 定 は 罪 能 犯 35 は 権 0 は 0 9 M 规 承 復 つ 総 定 ح 帰 S わ て が ٤ 0 ٤ 前 は 豆 適 VC 後 本 関 固 用 沖 老 土 係 有 B 縋 問 0 が 0 あ 県 か 量 な B 民 る 图 外 0 0 は S 犯 で ح 日 沖 0 あ L 0 本 繩 規 た b ---围 M 外 定 が 民 お を 今 犯 で け 0 適 7 回 あ る 0

規

る

犯

0

副 0 が 法 妥 台 当 M Ï で b あ 処 る ح 罰 考 で 充 き 5 る F れ 0 ح 17 0 つ 点 S は T は 運 用 原 則 遥 ٤ 達 で L T 阴 ح 5 n か VC VC ょ す る る

予 注) 定 で あ る ٤ 刑 法 承 第 知 \equiv L 条 T 本 S 文 る 本 法 ./\ 日 本 国 外 =

0

ル 罪 ヲ 犯 シ タ ル 日 本 玉 民 = 之 ヲ 適 用 於 ス テ 左 = 記 戴 シ タ

止

さ

れ

7

S

た

M

1

ぎ

な

5

님

判

示

T

5

る

が

最

近

で

は

大

問 五 1 30 沖 0 繩 で わ 17 あ が 適 る 国 は 用 か 復 5 さ 帰 れ 前 て 国 外 Ł S 犯 S る 充 0 0 Ë 規 で 定 は B 沖 M ts 腿 繩 S 5 M か 100 麿 0 わ 在 が 主 最 権 高 国 を 裁 0 有 小 刑 し 罰 法 廷判 法 7 合 V

は

た

答 置 B れ S で 注 5 法 ح て あ 沖 前 案 n S b 繩 提 潛 B を 7 た は 潜 ٤. 在 K 否 平 か L 定 在 主 0 た 1 全 た 和 的 権 体 て 0 L る が 条 VC ح を 最 て 7 0 約 0 根 適 高 立 第 S は 7 裁 案 三 用 拠 7 る さ کے 弁 さ わ 7 理 条 わ れ L れ が 考 論 が VC 7 7 小 充 T 玉 上 国 ょ な 1 5 法 5 法 B り 0 5 奄 廷 る 米 が れ 実 刑 昭 美 罰 0 る 祭 .国 復 和 た 大 0 上 0 帰 法 \equiv だ 島 施 前 今 \$ 令 \equiv M 0 口 問 が 政 年 返 本 沖 0 題 沖 VC \equiv 土 還 繩 返 级 が 繩 月 前 0 VC 還 だ あ VC は 刑 正、 協 b 潜 ね ` 八 罰 5 6 定 最 在 裁 法 日 及 で 近 的 れ 决 判 令 5 U 0 K T 定 が 権 特 き な 裁 適 で が ₹ い...別 半[[用 た は、 停 措 例注さ 0

大 た 阪 0 島 つ 冲 地 以 た 縠 繩 来 実 K 昭 ح 際 な 和 0 け 0 加 見 運 る 解 用 犯 年 を が 罪 六 踏 月 な は 婆 さ 日 九 れ 本 国 日 て 7 今 泱· 民 5 日 定 0 る 国 VC VC 0 4 至 外 政 る 府 犯 I 7 は で 5 あ VC る る ح 0 ح 0 0 沖 間 繩 前 県 提 奄 民 VC 美

問 五 31 は TS 民 政 5 府 か 0 0 裁 判 所 が L た 裁 判 0 劾 果 を 認 め る ح Ł は 不当 で

答 府 政 VC 法 判 X 前 0 し を 別 0 科 つ 0 た 府 取 民 K 裁 ٤ J-刑 b 政 劾 2 0 なつて 判 裁 諁 つ B 府 果 る ts 所 た 執 判 5 B 0 ح 0 0 行 所 ح 裁 裁 引 کے 7 き 確 溢 لح た き は M 判 判 5 定 継 予 は B 所 で る な が 裁 <~ 妥 行 B B き 0 5 0 判 当 ح な ts 0 7 口 で کے 2 否 刑 で あ 琉 5 で わ 同 が 0 ts あ VC れ り 球 樣 5 妥 累 処 7 政 L つ 犯 ts 重 0 当 た て き 府 法 か 取 から る 制 0 加 た ま 扱 た 場 裁 重 کے は 裁 0 0 S 合 考 異 て 判 0 合 判 ` 理 VC が そ 文 旻 ts 所 0 さ は、 0 6 的 否 民 効 ٤ る 0 れ 裁 で 'n کے 政 果 が る B あ 民 7 判 府 基 0 礎 政 な 近 VC る 0 0 面 0 b 0 代 裁 لح 府 較 か で 行 6 な 0 法 判 沖 る 後 裁 所 B 細 B ح 0 日 判 諾 から か 0 5 れ 所 れ 琉 刑 わ を 原 L 琉 场 别 から 則 た 球 ح 事 球 裁 る 科 政 異 n VC 司

問 五 1 32 ح れ 沖 繩 を そ 0 0 裁 玄 判 す は 熱 本 行 土 7 VC る 比 0 べ は __ 不 般. 当 VC 重 で は 5 2 な 5 5 カュ わ 0 れ T S る から

17.

:

• • • •

13

P. .

Ç.,

=

答 全 他 は わ 軽 から 80 が 不 体 方 から 重 る L 当 沖 注 0 王 刑 を 率 他 た VC 繩 運 わ 0. 0 比 方 から 裁 童 0 営 が 裁 方 ベ 本 刺 裁 5 昭 2 玉 判 式 る 土 裁 0 2 判 和 L VC 所 を ょ 判 2 方-は 所 四 7 は 0 異 2 b 0 から 思 から は 4 VC は 를 対 か わ L 年 5 刑 妥 L な 象 重 た れ 形 2 カュ ` れ 当 b 2 5 ts 裁 式 5 ts は 訴 高 で な 刑 判 5 昭 的 5 結 汉 < る ts 0 0 が 和 M 善 果 تح 犯 5 12 占 統 74 軽 時 的 لح 0 0 罪 計 8 本 \equiv 制 重 VC VC ts VC T る 土 的 年 等 を 刑 か お な 率 0 M 0 重 論 0 を b な S から 裁 2 で L 執 b 宣 民 て わ 判 る 0 文 行 桑 告 政 注 4 中 F 所 \equiv 中 ts ts 府 面 る か ` 0 年 5 0 る る 0 ` 2 VC 琉 裁 閩 2 調 B 等 裁 5 ` 高 判 球 0 思 憨 0 0 判 5 M < 政 VC 平 制 わ Z 事 所 悪 が 府 比 な 均 度 n な 愔 M 犯 5 つ 0 べ 統 る B る や 0 VC 罪 裁 T 計 0 あ 5 が そ S 0 判 5 形 VC b 7 占 0 る 所 K

七 کے 合 M 沖 也 I % は な % ょ 繩 L 3 る で ろ で 0 で Ł 沖 求 あ て は あ 本 繩 0 公 土 る S 自 判 T る で 0 0 由 ` は 人 0 刑 方 六 M 員 カュ を ح から 対 科 ts 0 0 れ % 高 L b 全 K 世. で ` 5 低 % 求 対 5 あ 本 が < で 刑 L る 土 れ あ 人 た TS 0 で 者 る 員 は つ 殺 M 0 7 VC 0 0 人 対 0 年 9 5 K 占 を L 0 ち る 対 8 強 ح 0 三 無 る 本 え L 盗 右 期 致 る % 土 が Ξ 死 لح 本 B で 沖 土 な 年 傷 は 0 繩 閱 で VC つ 0 7 で は 0 強 0 は 平 5 盗 5 三 0 7 均 強 七 T 0 割 姦 % は 七

÷.:

問 五 1 33 復 帰 前 K 確 定 L た 刑 事 縠 判 で 執 行 يو-4 0 B 0 K 0 S

T

は

象

返 還 協 定 第 五 粂 は 何 B 触 れ T S な S 0 で 引 き 継 ぎ 0 対

で は ts S ح 考 充 る から E 5 カン 0

答 度 B べ 府 4 T 項 る S 引 を. VC 0 き 0 が 返 を 0 で 尊 き 裁 明 で \$ 還 な あ 重 総 判 定 あ 同 協 S 0 る < L 所 L 条 VC 定 T つ 0 ح 及 は 第 た た 0 仮 5 亭 W VC ح V \geq 五 K れ ٤ 九 徉 琉 2 裁 条 7 復 Ë 5 L 5 VC 球 は 判 は 帰 を た 列 玄 権 直 0 0 前 原 B 裁 島 5 0 接 復 S 引 VC 則 米 充 判 T 触 帰 確 2 2 所 0 因 3 れ 同 前 定 は 裁 民 L が 条 継 7 M L T 判 政 L 第 ぎ S 確 た 引 復 た 楷 府 Ξ K な 定 裁 き 帰 最 を 0 項 關 .L S 判 総 裁 前 終 原 10 L ح た < で 判 0 的 則 ず 必 沖 2 執 ح 裁 沖 لح 所 要 は 繩 5 行 کے 繩 判 VC L 最 ځ て 0 <u>ئۇ</u>-係 を 0 0 て ` 小 指 刑 4 た 刑 引 属 執 復 则 摘 專 0 7 亭 行 き 中 帰 度 0 裁 B ま 法 を 継 又 0 で ح 判 え 制 原 ぎ は 際 そ 0 な で VC 裁 係 5 則 琉 0 執 b 判 L کے 第 厚 球 取 行 で た 制 す 四 政 扱 نو あ

協 た 滪 や て は 定 人 b 5 第 人 直 1 ٤ 五 0 著 な L 条 地 方 7 L < 式 位 5 0 大 均 0 を が 原 , `` 衡 ح 劾 則 を 力 著 b 失 5 を K L 反 < र्न る 認 专 る 不 ح め ず 安 ٢ る ば 定 ح ٤ か ٤ ح b ₹ 窇 ح 美 な れ で な ば 大 b な る < 係 島 返 ح 属 裁 考 還 判 中 そ 之 権 又 0 0 る 裁 は と 0 0 き 執 承 判 Z 継 行 0 同 لح 対 中 じ 象 5 0 ょ 5 2 事 5 返 件 な な 還 0

1.

答 問 五 1 34 T VC き B で 0 沖 5 は 繩 返 ts 7 0 還 は 裁 5 協 判 カュ 定 そ 0 所 違 5 特 から 鱼 反 M L VC た べ な き 米 刑 事 5 玉 で 裁 は 民 ts 判 政 5 ts کے 府 を 5 考 P か 0 b 文 裁 直 る 判 古 所 L か た ど から 又 は 5 L ح 再 た かュ 0 裁 0 刑 ょ 判 喜 5 重 裁 VC

べ

判

譜 7 B 府 は 沖 繩 そ 原 き 0 繩 0 返 0 則 た 流 裁 所 0 刑 円 還 VC B 球 判 期 協 刑 事 滑 基 0 政 所 裁 0 事 な 定 づ で 府 が 目 裁 判 復 は 5 あ L 的 判 0 権 帰 7 b 裁 た を を を を 沖 運 判 裁 逵 引 図 5 繩 営 法 所 判 L き る わ 0 制 3 ٢ VC 之 ば 総 必 社 n 0 Z <" な つ 要 会 7 相 do 般 5 5 ح から 秩 き 違 کے VC 7 的 ح あ 序 た は B 2 VC ٤ る を B 5 あ 沖 否 L لح 維 Ø. る 繩 全 TS 定 た 持 5 で 7 < る \$ \$ 0 5 L あ は 同 0 刑 る 0 観 で 事 0 樣 5 ح ょ 点 法 T 5 司 で 0 5 あ カン 的 B 法 あ ح TS b 5 安 لح 措 カン 0 つ 0 定 れ は 0 7 置 性 ح 原 ` ح 翼 ` を を れ 則 れ 近 を 同 米 2 ٤ کے 確 代 X VC 裁 围 る は L 保 别 法 判 ts 民 逆 ح 7 L 专 0 کے 所 政 VC 沖 て、 0

継 劾 さ 0 方 ح 協 る 果 Z 趣 5 し 定 式 ح 旨 を ` カュ VC で ح を VC __ 5 ` は 同 ٤ は 反 般 条 る L 相 5 f 的 わ て 鹩 そ 当 ح る VC 场 四 0 ٢ で 否 ح る 明 項 第 は ts ٤ 定 再 6 VC 五 5 لح 寸 裁 か کے な 条 奄 ts る 判 美 VC 考 5 第 る 結 0 協 充 て \equiv 大 0 果 道 定 刑 る 島 項 ح を 0 0 返 0 VC TS 譜 越 還 횏 な ま b 量 冒 行 協 た 5 る VC を 定 7 や ح 反 引 原 第 b کے す き 般 則 六 直 B 的 る 総 Ł 条 L ح ζ" لح K L 結 0 کے は た 7 S 場 局 VC 異 刑 わ て 合 沖 な 女 事 ts 肠 لح る 繩 る 裁 文 b 同 کے を ` P 判 0 樣 裁 考 ٤ b 檶 本 之 協 判 返 直 を つ る。 定 0 た 承 還

5.1

問 五 35 復 帰 前 VC 確 定 L た 刑 事 裁 判 0 再 審 等 0 救 资 措 置 5 か

再

審

0

特

例

な

5

L

再

裁

判

0

道

を

設

V)

る

べ

き

で

は

15

S

か

0

Ł

中

た

題

2

0

Ö.

10

: %

1

11

特 考 充 VC る 民 政 から E 府 5 0 裁 か 0 判 所 0 最 終 裁 判 VC 0 5 7 そ 0 必 要 から あ る

答 る 0 法 5 が は る ح 7 裁 る あ ts 以 的 復 刑 5 救 判 上 る 劾 帰 5 2 事 済 所 場 果 5 前 L ·訴 手 0 合 考 復 VC で た 訟 続 do 文 5 帰 あ 確 0 法 雪 が あ る 後 る 定 で 0 適 れ る 0 そ か L あ 再 用 VC ٤ た 0 5 た る で 考 つ だ 審 刑 刑 0 等 き 5 充 0 事 原 0 る 7 5 則 裁 個 嬣 規 ょ B 判 n 個 行 کے 定 5 る を は 0 L が 現 VC 確 行 7 0 中 在 5 定 刑 で ts 復 3 る 1 1 裁 5 專 帰 れ ح 談 わ 琉 判 た 前 2 0 球 判 から 7 VC 0 確 当 から ま ---政 権 生 定 妥 じ 否 充 を 0 府 裁 当 法 0 VC を 承 た 判 で 令 裁 2 継 つ 既 VC あ 上 判 る 雪 5 発 B る 所 ح る 認 0 7 適 0 2 は 2 80 ح 確 用 民 VC ٤ L 5 定 政 問 が た れ 問 کے L

あ

が

7

府

題

ح 則 法 拡 0 は で 2 کے 的 大 あ 0 特 لح L 安 る 2 L M 同 ts 定 た 0 て 裁 民 0 る b 性 刑 た 判 政 产 0 5 事 た B 所 府 裁 権 再 0 0 0 判 裁 威 現 裁 刑 で を 権 判 行 导 判 あ そ を 0 0 9 手 所 承 道 ح 続 再 0 郊区 江 は を 特 審 殿 ا 5 譜 終. 制 VC る 量 裁 别 お 法 废 ٤. る 判 そ 制 K 異 1/1 5 九 大 ح M ح 5 کے そ 幅 蒙 から つ 吴 返 あ ٤ な 5 5 還 宁 な る 特 T 必 捣 特 ば る 例 れ 要 例 定 は 力。 を 0 رز ن 0 b 近 は 設 12 赵 設 代 で け S け 旨 法 ts Ł 沖 て 1/1 < İS 繩 考 0 再 か B 充 計 0 簭 反 2 結 栽 原 靐 た た चे 則 局 判 由 か る 0 VC 原 5 0 萝

問 五 i 36 個 判 さ 裁 が補 決 れ 判 復 偿 VC 3 帰 0 ي 結 よ 2 前 る 1 ·果 کے 0 理 服 無 確 VC 由 役 な 罪 定 は 判 る کے L な T ts 决 2 等 承 S S 0 0 た 知 M た で 者 者 L 0 等 等 き T 米 復 M VC 5 側 係 帰 る 0 VC る 後 が S 補 補 再 T 審 特 B 償 償 を M 刑 VC 要 民 事 非 0 常 永 政 補 5 1 上 7 府 償 ~ は 告 裁 法 VC き 判 が で 日 I 所 適

な

V

0

カン

0

は

本

る

用

0

答 7 2 0 既 つ な わ 2 問 7 発 H 刑 が 0 題 0 る 辜 S 无 関 1 る 裁 社 慤 VC 連 ح 0 判 会 判 お で S 2 VC 秩 0 生 は S て 関 序 引 귤 7 は 御 連 及 継 解 る す 承 45 ざ 決 問 裁 知 法 る M 中 判 題 効 的 0 0 る で M لح 果 安 S ح あ 関 定 を な 7 Ł る 連 原 b 性 返 が 重 0 で 則 還 0 刑 で る と あ 維 協 事 わ る S L 持 定 政 ٤ が ろ T کے 第 策 玉 ح 認 S 五 S 的 0 3 3 め 9 条 K 刑 ts 1 る 観 が \$ 事 効 御 2 点 妥 補 果 指 0 カュ 復 当 償 を 摘 た 5 帰 で 法 引 0 て 前 あ を き 刑 幸 復 0 適 る 総 亭 充 帰 沖 2 用 < 補 を 前 繩 判 ح ٤ 償 0 VC

文 政 S 闽 る 府 VC L कि 裁 た る 判 B ح 所 0 ٤ 関 で は あ 係 返 0 る 0 還 B 協 0 な ٤ 定 な 第 民 五 政 刑 条 府 事 Ö 裁 補 趣 判 償 法 旨 所 カュ 関 を B 適 係 用 L 0 す 7 B る B 0 K 適 کے 当 あ 玄 で 異 た な な つ 7 S つ 琉 2 た 球 扱 考

i.i.

C.

3):

įs:

붓:

×

. b.

4

問 五 1 37 復 帰 前 0 沖 繩 VC な け る 米 軍 0 軍 法 会 蕊 包 E 5 取 b 扱 5 か。

答 420 米 範 会 裁 囲 VC 国 判 諡 本 外 発 権 返 は 民 重 引 0 政 還 中 継 靐 る 府 協 淳 が \$ ざ 行 定 0 5 0 0 裁 を で で で 対 判 引 は あ あ 象 所 艺 る b 2 継 K 第 0 ` は < 限 Ŧ. 本 な る ~ 条 協 5 ح き VC 定 裁 な 2 関 M を S E-判 ょ 0 明 所 る b 5 5 合 0 引 れ かっ 対 意 き 5 VC 象 懿 総 は L を 事 <* S て 琉 録 ~ 36 な 第 球 当 れ 9 政 刑 B 項 府 事 軍 米 VC 0 裁 固 軍 裁 な 判 有 0 判 S 権 0 軍 所 7 権 0 法 2

答 問 五 I 38 れ 件 は H <u>شل</u> 新 VC 本 米 合 た 国 つ 軍 意 な 内 人 S 繕 77. VC T で 法 臺 日 行 0 録 亭 本 使 き で 側 鱼 復 項 処 が で る 帰 理 あ 刑 前 ح 3 b 2 0 毫 れ 1 裁 犯 2 た 判 罪 か 権 VC 0 か は る を ま 0 專 5 行 た な て 項 使 か 米 が 1 逆 L 倒 協 な VC S が 定 0 S 刑 で 本 ح そ 辜 は 文 2 0 裁 な で 1 ح 判 5 処 子 5 権 な 理 る か

さ

0

を

1 J-罪 ح 会 0 軍 触 る 0 VC 秩 駐 0 n 協 B ح 序 留 権 0 7 定 2 0 V 0 2 能 第 5 は で 維 認 7 2 ts 五 4 あ 特 持 め 条 L S る で VC が る 7 は が 0 K 裁 図 以 行 1 1 地 判 合 5 上 な そ 軍 意 位 権 軍 れ B 法 わ 慧 協 法 を る れ そ 会 亭 定 引 ح 会 B る 蓋 録 第 き 2 鑄 B 軍 VC 十 総 3 2 は 0 法 係 項 七 <" ts 消 で 会 る 第 条 ح る 滅 あ 懿 亭 2 1 0 せ り は 件 文 を नुः (b) で 軍 0 は 0 1 存 引 か 0 5 定 な 米 続 本 総 0 0 8 カュ 軍 L ぎ 質 点 る つ 人 復 的 VC を 2 た 0 そ 帰 ts 0 念 ح B 復 れ 後 屬 5 3 0 0 帰 ts VC 性 7 た VC で 前 B b で は あ 合 あ 8 米 K 0 直 り、 致 社 確 犯 軍 接

認したものにすぎない。

2 2 る から 認 対 帰 7 を 米 ح ح 慶 復 L 後 米 軍 た ろ 2 軍 H 帰 軍 B 法 軍 B で は 人 際 前 51 会 0 人 0 あ 地 M 法 隓 き 謊 0 0 K b 位 対 上 犯 能 続 復 0 f ` 協 当 L 罪 裁 き 帰 0 ぎ 合 定 T 然 10 米 前 判 な 意 第 日 認 樦 0 部 軍 0 S 十 本 蘦 的 ح 0 を 犯 5 亭 七 国 5 7 駐 行 罪 L 録 条 VC れ 復 7 留 使 VC 3 お 1 る 帰 行 を L つ 項 2 項 後 な 認 5 S S 第 多 7 ح (2) 5 80 る T 裁 K 3 米 わ 軍 ح る 文 お 判 で が 法 瓯 ح 側 は 檐 が あ 区 会 b VC S ` て 復 を b 内 謹 0 B ح 行 で IC 米 帰 S 0 明 使 後 第 行 J. 軍 7 点 B 確 귤 る ts が は 2 を VC 裁 る わ VC 5 念 が さ 権 5 判 そ 鹪 0 れ だ 利 米 玉 る 0 1 た 7 を 軍 ح VC M 0 軍 め 有 5 当 3 行 人 な

確

る

宁

局

は

使

復

S

K

問 五 1 39 項 合 存 入 0 0 0 れ が 意 趣 在 塞 効 地 る 盜 議 旨 件 力 位 L ~ 定 心 発 協 S た M き 本 定 録 規 対 生 か だ 文 前 0 L 定 L 第 0 0 中 0 十 を T VC 中 た VC 犯 七 返 適 は 想 条 0 L 遗 用 VC で あ 定 協 1 た 12 は か る る 項 定 5 ` な 理 れ 0 は で か 1 S T は な 由 ` 旨 る か S S 軍 行 0 罪 ح る 法 規 政 カュ 会 汤 K 定 0 ん 0 0 条 VC B 議 L 定 0 返 第 適 地 VC 7 規 還 位 関 十 用 5 定 窗 協 重 る 七 L は な 定 定 る 条 が 第 で 経 0 S B 当 ح 十 過 ح 0 本 七 規 そ 0 該 協 文 条 定 規 時 n は 定 M 12 5 定 VC

答 子 M た る 地 逕 復 0 8 位 出 帰 S 窗 7 VC 0 前 は 定 で 0 0 行 あ 第 軍 5 政 + 7 人 0 T 岛 七 は 0 そ 定 Ja-条 犯 れ 第 で 罪 12 自 + VC 項 M 体 七 述 0 0 当 条 ~ 趣 S 然 旨 0 た T 0 規 は 2 0 規 定 規 な 定 地 が b 定 で 適 位 で を 協 あ あ 協 用 る さ 定 る 定 発 が n 0 0 効 る 合 前 5 前 前 意 記 2 M 問 議 を 0 犯 参 亭 犯 明 さ 照 録 罪 5 れ K た 0 か 入 娅 M 罪 れ

4 高 理 定 VC 念 発 必 劾 0 要 签 ts た B 範 的 協 有 囲 定 効 内 本 ts で 文 B 行 政 ic 0 奶奶 入 2 定 れ L 7 0 た 存 関 F 続 係 0 規 で 子 定 あ 3 が る ح 王 0 2 会 7 承 ts 認 る 条 ح 約 2 た VC る か 地 2

位

から

参考)

異 定 改 録 남 定 を VC 九 0 は 变 正 規 を で 存 な は 場 行 当 蕊 生 処 定 在 政 合 で S 2 定 ぜ 为 理 さ L 0 は 協 懿 4 書 定 b 5 そ n た 定 た 本 れ 行 れ 諡 第 7 L 書 \$ 文 た た 5 定 1 L Va 政 0 0 た VC 理 劾 七 功言 た 阁 書 0 0 入 由 で が 定 0 喜 力 0 条 あ れ て 2 発 0 諡 第 件 を 合 る 7 国 7 L 定 + 意 改 VC 生 0 ` 3 会 7 七 対 前 喜 議 正 規 合 承 は 条 F-VC 喜 0 1, 定 意 認 揚 0 7 犯 録 る ح 繕 0 0 規 は 3 蕊 合 VC 性 喜 0 対 M 定 定 九 な 質 録 象 蘦 本 カジ 5 書 た S 上 VC 定 件 VC 通 0 S て 諡 人 12 書 経 用 懿 か 九 亭 礼 5 が 過 さ 定 な 五 録 -}c て 規 行 32 書 る ح \equiv VC 3 ` 3 政 定 0 罪 0 0 B 入 実 協 本 から 効 VC. 該 九 0 n 質 件 定 合 力 B 定 2 意 的 経 る 0 発 適 書 -g-九 ح ts 過 讖 生 用 0 2 差 規 規 部 喜 前 さ

問 五 1 40 盾 位 五 S 謅 L 条 T 地 7 定 0 は 位 第 協 合 行 S る + 意 胶 定 七 第 謎 協 0 条 票 定 十 で は 録 M 七 0 な 関 条 で ょ 係 は 12 10 る 規 5 項 カン 0 定 2 で 復 は 2 VC 帰 ょ 前 な る ح 0 0 7 0 ح 軍 2 協 人 5 定 る 2 0 発 ts 0 犯 劾 罪 K 0 前 て K 0 返 S 0 犯 逶 る Va 罪 協 0 T M 定 は 3 第 地 0 矛

問 七 急 米 第 地 蓋 題 条 VC 間 -位 が 沖 は 0 懿 0 M 七 引 繩 な 團 さ 特 条 定 色 返 S 係 当 VC 第 続 還 12 0 規 該 別 項 十 き 0 定 遠 段 0 七 処 5 M 掮 0 锡 2 条 理 ょ 5 が さ 合 合 l る 行 意 2 る 場 (a) ح tr 2 は ح 合 0 2 わ な 2 L 定 K 2 れ な À 3 M 米 ने る 5 る S た 軍 る 察 限 関 と る 人 0 KC 5 係 ح 0 な は 適 ` な 2 b 復 当 用 遨 で は 帰 5 然 さ 捕 0 あ 1 前 0 れ € ま 0 0 0 ح て 相 た 7 で 犯 2 互 カュ S VC 罪 で る 協 か 卒 述 VC あ 趟 力 3 件 べ つ 位 等 0 婸 は た S て 協 手 合 趟 2 T な 定 続 K 位 お 軍 第 的 ん 協 b 法 5 十 問 日 定 会

n

よ

5

問 五 1 41 M 從 合 意 S 識 亭 から 2 録 は 3 S 項 か か ts 鮬 る 文 意 0 味 趟 カュ 位 0 協 定 關 係 第 規 十 七 定 条 0 2 -7 関 7 係 は 規 S 定 カコ

ts

る

B

0

あ

る

0

答 1 権 確 行 M な 関 米 認 を 行 f わ 軍 L た る 使 当 れ 汾 J-局 B る 力 ح る は 0 そ ` で ٤ が あ は 0 ` 蕧 当 他 る 帰 カュ 然 か 前 で が る 0 そ 裁 米 あ 軍 b 0 判 権 行 人 使 行 合 0 使 犯 意 0 罪 结 際 0 K 亭 た K 録 適 め 0 き 0 用 0 ح さ 手 復 指 続 れ 帰 摘 的 後 る B 0 法 問 M 題 軍 点 t 專 は 逮 裁 右 づ を て 捕 判

2 提 (b) 出 逮 0 題 相 捕 係 互 引 規 援 渡 定 助 義 0 2 相 務 L 互 T は 援 7 助 ` 項 義 た (s) کے 務 0 克 (o) ば ` 刑 ` 6 0 地 項 執 位 捜 行 協 関 查 定 係 第 0 証 + 等 拠 七 が 0 条 考 収 5 項 文 集

(a)

5

O

問 五 I 42 な る ح る 復 0 L 帰 前 かっ た 場 0 合 軍 人 S 0 わ 犯 场 罪 る M 軍 法 0 会 S 議 T 軍 0 法 オ 会 ブ 謊 ザ が 1 引 バ き 1 続 制 き 度 は 裁 判 Ë 专 9

2 る つ (注) B 3 か 復 復 話 否 帰 地 前 カュ 帰 位 合 K 前 0 協 軍 つ 0 S 定 今 5 沖 人 從 0 T 繩 慎 は 犯 0 重 才 罪 沖 M ブ で 検 沖 繩 ザ 討 住 1 繩 L 民 バ 住 T 0 Ī 民 玄 利 制 0 S 害 度 利 b を を 害 た + 引 VC V. 分 き 直 0 念 接 続 頭 さ VC 認 係 置 0 め き る あ 2 る つ 5 靐 0 米 5 件 倒 重 K

3 (c) る VC が 嘎 -fer S る र्ने 2 第 九 0 十 K 規 七 L 定 条 7 を 0 B 準 \neg 今 用 関 後 重 係 0 規 る 検 ح 定 討 کے 0 2 2 問 J-L 題 る 7 で 0 同 あ B 条 る 合 0 意 0 0 譿 方 喜 法 録 で 3

答 問 五 1 Ι 43 民 刑 ح 琉 亭 球 事 政 件 府 0 裁 件 数 判 所 を 及 明 U B 米 か 民 VC せ 政 府 ょ 裁 判 以 下 所 法 VC か 務 省 か る 資 料 事 件 VC

(1)

琉

球

政

府

裁

判

所

ょ る

係 既 家 地 属 済 高 家 地 高 裁 件 裁 件 数 数 六 五 九 八 資 年 料 5 四 な + \equiv 五. 六 L 九 九 月 年 七 四 四 末 通 四 五 六 \equiv 四 現 七 四 計 件 件 一四八件を含む。)件 件 在 件 計 計 六 四 九 七 四 八 九 件 件

民

ide To

(2) 米 民 政 府 쓇 判

現 在 ま で 0 既 済 所 件 数 は 全 部

で

一三件

最

B

古

5

事

件

0

受

理 年 は 九 六 年

現 在 係 屬 中 0 事 件 は 下 級 裁 K 件 0

浓 L G

て S る 0 0 電

会

社

0

設

備

K

感

電

て

身

体

傷

害

を

受

け

た

米

人

が

損

害

賠

償

を

請

4

本

件

は

沖

繩

現

地

0

配

I

刑

事

事

件

(1)

琉

球

政

府

裁

判

所

既 済 件 数

高

地

裁

裁

五二七件

九七件

六 九.

六

八年

七五件

四、 〇八五件

			(2)		:							*
	Si .	0	(<i>Z</i>)		\circ					\bigcirc	8	
		0	米	で	0			*				
		既	民	服	琉			2		係		
下	高	済	政	役	球	那	簡	那	高	属		簡
級	裁	件	府	中	政	朝	裁	覇	裁	件	計	裁
裁		数	裁	0	府	家		地		数		
		$\widehat{}$	判	B	裁	裁		裁		$\overline{}$		
		六	所	0	判					本		
		0		は	所					年	六	六
		5		四	0					Ξ	六三、	六〇、
Ξ	四	六		七	言	四	Ξ	七		月	九	_
$\overline{\bigcirc}$	九〇	九		九	渡	四七八件	三〇八	八三	八		〇二件	二七八件
〇件	〇 件	年通		人	し	件	件	件	件	日	件	件
<u> </u>		进計	*	であ	VC NS	\(\mathcal{\pi}\)	ىس	ىنىن	w	現		
計八〇〇件		. пI)		る	係る	計				在)	五	五
				。事			計二				八	四
					件						四	
件					で	六八七				六九一	Ξ	
~					本	七 件				一件	件	
七の							1	Г			IT	П
一 う					年二月							
件日		×			月						59	
一本					末							
七一六件)					現							
Vd					在							

た だ し 六 五 年 以 降 查 Z 九 ば 六 八 年 0 = 名 产 0 除 さ 日 本人

は 米 民 米 民 政 政 府 府 裁 裁 判 判 所 į/T 所 ょ K 現 つ 在 て *b:u* 係 罰 属 中 さ 0 12 事 7 件 5 な は 5 米 軍 愿 が

筱

告

下

級

裁

で

あ

る

服 役 米 中 民 0 政 B 府 裁 0 は 判 四 所 人 0 で 言 全 渡 部、 し 日 M 係 本 人 る で 導 あ 件 る で 0 本 年 月 末 现 在 で

問 35 I 44 鹄 五 条 K 国 世 る 合 意 影 爲 録 2 VC V 9 疏 球 改 府 0 裁 判

及 C 琉 球 列 島 米 国 民 政 府 0 藏 判 所 کے は 具 体 的 VC S

か

ts

所

る裁判所をさすのか。

答

判

所

多

S

5

0 九 日 疏 0 球 B 五 以 政 M 五 降 府 設 年 立 \equiv 0 0 月 裁 さ 琉 判 れ 痖 六 所 た 政 米 府 2 日 付 は 玉 0 民 讨 裁 判 政 0 府 民 所 九 政 を 0 五 裁 府 さ <u>ن</u> 令 年 判 0 四 所 第 及 米. 月 N 园 四 そ 民 八 四 日 0 号 政 後 VC 府 改 平 の I 正 裁 和 b さ 条 判 同 約 れ 年 所 とは、 た 発 四 裁 郊 月

7

問 五 1 45 琉 球 政 府 0 裁 判 所 は ts ぜ 平 和 条 約 発 効 日 以 降 0 裁 判 所

VC

限定されるのか。

答 妥 0 0 当 対 施 返 象 還 で 政 灌 協 あ 2 る な を 定 ٤ は る わ 裁 判 平 が 判 断 国 和 所 条 L K 約 た B 返 B 平 還 第 Ξ ने 0 和 で 条 る 条 あ 約 た 0 発 規 る 8 0 劾 0 定 K 協 0 定 ょ 日 で b 以 降 あ 米 0 る 图 M B か 5 与 0 え 2 考 慾 5 充 定 れ る 第 た 沖 0 五 繩 が 条

(注) は 判 返 中 0 民 還 効 0 事 玉 際 力 裁 内 ٤ を 措 判 認 同 置 め 樣 VC 0 る VC 問 平 ح S 題 ٤ 和 で .7 条 لح 約 は あ ts 発 る る 効 が 暂 0 定 日 平 前 措 和 VC 条 置 約 主 法 で 発 M さ 劾 か 0 な 日 0 S ぼ 前 7 つ 0 奄 問 7 裁 美 題

問 五 1 46 同 日 n 由 民 以 様 T S 政 VC 隆 5 か 平 る 府 2 0 は 0 0 和 B 条 VC 0 ` 約 VC 九 限 ts 発 定 ぜ 五 効 0 民 さ 0 年 政 れ 日 府 以 _ T _ 降 0 S 月 裁 る 0 判 民 0 五 所 政 か 日 は 0 府 0 琉 0 布 九 裁 球 告 五 政 判 五 ___ 府 所 号 年 لح 0 で 裁 四 L 設 月

判

所

2

立

さ

0

な

S

理

2:

1:-

答 諸 さ 政 移 判 土 1 府 管 島 所 官 れ 九 長 さ か 等 た 軍 五 を 改 官 軍 政 5 n 五 成 B 称 就 る 政 府 第 年 さ 任 府 9 VC 0 伴 裁 四 7 n 0 号 月 軍 構 布 判 た Va 政 後 告 で 成 所 0 あ 府 さ B 1 民 が る 日 第 政 n 3 裁 府 前 九 刑 号 判 五 0 九 0 軍 0 裁 法 民 機 五 委 員 関 年 判 0 並 政 0 年 45 府 会 琉 は 所 --2 VC 0 球 0 裁 依 改 訴 上 列 級 然 称 月 訟 判 5 島 軍 手 所 米 さ کے は 裁 围 続 れ 五 L 0 法 民 判 T た 日 ` 典 所 政 軍 B 0 九 及 府 政 合 0 Ξ Z 衆 布 か 四 で VC 告 九 簡 玉 あ 3 よ 易 軍 年 第 民 る b 軍 隊 が 政 設 琉

裁

そ

号

0

民

立

球

判 判 球 五 T 副 0 0 列 実 以 所 長 五 所 0 上 及 官 島 年 体 実 で W は 米 四 は ょ 体 5 VC 月 国 b を ょ 簡 軍 具 易 民 5 0 0 権 T 文 裁 0 政 0 T 能 る 府 日 判 任 1 0 発 布 VC 命 5 VC \equiv 所 発 令 効 至 が さ 15 九 0 寸 裁 軍 第 0 五 れ 0 る 判 刑 る 的 五 た 裁 法 年 0 機 色 合 JU 四 判 並 彩 法 関 衆 四 月 機 뭉 3 Z 国 制 は 関 M S L な 市 0 ٤ 訴 幸 VC b 民 0 日前 訟 認 J. さ を L め 手 民 0 0 B よ 5 設 続 民 < 政 < 0 法 れ 立 政 さ 民 府 T 典 る さ 構 府 政 布 れ 0 n 側 府 告 成 L た 第 0 0 さ 琉 か 九 民 裁 裁 れ 球 政 五 判 る 列 判 四 五 所 島 府 所 F 四 年 0 は 2 号 級 民 九 琉 裁 裁 政

7

定 VC ょ る 引 き 継 ぎ 0 対 象 2 中 る VC は 不 適 切 で あ る 2 判 断 た B 0 協

で

あ

る

問 Ħ. 1 47 罰 IC 復 巍 帰 寺 前 る 0 规 行 為 定 K 0 0 内 5 容 T 劾 V 力 か を N 生 0 カュ 揩 글 置 C 法 と 館 ٤ 宁 ろ 十 沖 五 繩 条 () 刑 頂

1

関 係

答 想 國 定 70) 復 で 3 帰 前 政 規 台 定 0 で 行 定 溈 は 复 8 K る 帰 0 E 0 S 0 察 て 沖 を 効 除 力 瀧 至 < 17 道 生 És 0 用 かっ ざ 鱼 で あ ح 九 2 る 7 沙兰 ٤ 5 <u>ٿ</u> ق た 刑 ح る 沖 れ 酮 は 繩 17 M 1 3 5 刑 る 宾 体 IC

M 绘 插 VC 行 7 さ り n そ て 0 劾 V 力 た 刑 力等 法 生 カコ 弱 さ れ 治 20 T かり 0 た 年 法 律 九 第 Di 匹 五 五 年 号 DG 月 そ 0 E 他 現 在 0 IE 平 稲 日

العاد 法 끋 そ 0 (D) は 过 市 流 町 球 村 政 祭 府 例 0 及 亚 · 77. 法 行 院 政 VC 主 1 席 る 0 制 法 定 寸 旧 る 日 规 漆. 則 法 0 そ 改 0 正 四 を

は 布 告 河 でゴ三 あ る 0

合

邓

四

0

VC

大

别

さ

n

る

0

宣

to

わ

ち

そ

0

は

S

わ

场

る

=

11

シ

ッ往

布兰

告

注 = 111 " ツ 布 告 九 四 五 年 米 国 海 罩 軍 政 布 告 第 号

第四項

本 官 職 摧 行 使 上 其 必 要 ラ 生 ゼ ザ ル 盟 IJ 居 住 民

風

並 =, 財 産 権 ヲ 鲸 重 シ 現 行 法 規 .) 施 行 ヲ 持 続 ス

訟 手 布 告 続 法 典 布 令 0 罰 九 則 五 中 五 年 最 米 B 国 主 民 要 .政 な 府 \$ 布 0 令 は 第 刑 四 法 並 四 号 Y M

K

訴

定

· 80

5

れ

て

る

0

F.7 五 1 48 関 ٢-M 令 る 短 で 定 復 帰 畿 0 劾 内 容 カ 金 S 12 カン 6 め 0 な S 誉 ح 2 釐 法 2 宁 第 る 沖 十 繩 五 0 条 1 -刑 項 H 图 係 M

答 记 T だ な カコ 3 復 T 墓 点 法 わ خ 行 < b 帰 ح カュ が 0 这 な 使 1/3 ĦĪ で 0 5 速 9 的 点 いっ な VI L 恒 74 返 な 沙兰 2 < 7 元 M 菫) [1] [1] 考 2 制 態 10 0 0 1C れ 废 協 度 え 復 3 内 5 決 2 7 定 2 5 帰 容 施 7 定 1 0 0 オン L 政 は 前 を 3 用 他 趣 て 3 補 後 明 今 ~ L 0 남 红 1/2 6 後 0 0 き T 見 IC -さ で 沖 対 カコ B 処 地 沿 原 • 縋 L VC 5 0 罰 -j-カュ V 例 公 0 蘆 K 7 ج 5 2 社 VC 大 0 る 慎 考 る 0 亏 会 な L 5 重 之 خ 復 7 3 殺 支 Z VC る کے 帰 沖 ح 序 隨 30 は 檢 0 が 後 繩 2 M を 討 当 国 0 rt 影 与 米 色 否 復 刑 0 か 1 国 之 加 な 帰 毫 靐 空 る から L 交 前 S 法 縠 及 な 珽 る 0 L 0 0 判 E カン そ 在 要 要 行 精 権 文 <u>-}</u>-72 神 が 否 為 神 を ta 2 がぶ 繩 あ 2 IC 承 2 0 K る S 刑 縋 5 0 形 0 3 な ガジ 5 ば 事 골 V た 少 V

三 49 EL 帰 前 0 行 為 IC つ 5 7 彩 世 6 12 る 747 0 -7 刑 罰 K 13 中 3

规 定 0 刑 t 復 帰 泛 5 わ B 3 前 科 کے is る 力 0 措 置 法 かった

二十五条1項關係)

答 為 は さ 9 Ł 本 れ TS 復 わ 0 土 帰 る ち 関 刑 前 限 前 係 法 b 0 科 で 行 0 M M は 然 お 為 は 蓻 則 5 VC ts 行 規 0 て 5 定 獹 復 5 72 予 カジ 帰 7 沖 適 5 0 前 0 譝 可 用 0 否 Si Si 前 0 ` 2 科 — 累 刑 る は 犯 行 考 罰 加 慧 VC 為 重 さ 颐 مر و 0 た れ 要 کے る る 否 气 から 规 4 ば 定 を 復 左 復 帰 0 右 前 刑 帰 寸 筱 0 加 る 0 行 適 刑、 行 為 用

問 $\overline{\mathcal{I}}_{i}$ 50 5 六 係 与 怎 之 癌 3 包 0 ح 2 行 Ż, کے įζ た 0 理 S て 由 V 河 7.24 f.d N 0 捌 則 描 K 法 法 徑 無 ٤ し + 7 五 0 条 郊 3 カ 頃

答 復 は Ė 漩 F. H な 帰 カュ - Je 0 5 た L 注 獲 る 2 刑 饺 L 金 から 5 帰 :[人 罰 胋 え 7 わ 泛 15 要 放 法 を ば 您 130 厢 収 0 かぶ 合 帰 る 行 で あ -受 で 沖 後 為 2.2 前 3 3 北 は L 0 科 で る 2 ح 処 た 0 2 行 あ ح 考 کے 弱 罰 公 為 充 な ٤ る から 務 で 合 IC る 相 لح き 員 5 7/2 0 0 当 0 6 雪 7 L 12 ٣ V る 注 た で 2 志 て 本 さら B 0 ts 0 カン 土 た 0 で 5 0 刑 沖 若 C B 復 絕 法 立 も 水 帰 0 から 法 法 0 M る 土 復 设 A. S. 技 台 0 0 0 帰 0 0 術 刑 則 喜 5 行 佼 罰 規 そ 2 ÉŤ 罰 茶 7 則 VC 法 定 I で 0 它 703 沖 所 三 会 当 b 適 適 紀 要 M 3 胯 用 用 0 0 B た 0 ح \$ さ 罰 捁 驋 0 あ 8 场方 則 務 3 た 礼 置 5 沪 合 范 を VC

2 2 9 石 0 は 特 別 誉 (E) 法 送 53 五 条 飾 \equiv 瓆 K 揭 げ 3 5 ح

b ح 0 に を かュ ح b 明 れ S で Ġ <u>ج</u> ts か ~ < M て た VC 符 定 0 つ S 0 が 琉 て 同 感 条 政 復 第 府 帰 四 穂 役 項 K S で 関 あ わ الو る ゆ る 0 る 犯 前 罪 科 等 ٤ が な る あ

En. 五 1 51 則 B 復 0 0 7 唇 通 用 Ęij 4 ts M 0 चें 0 10 迤 出 5 て 及 U 5 4:5 沖 カュ 入 繩 N 7 0 出 本 入 措 土 图 کے 區 そ 法 0 0 第 101 係 0 + は 行 変 $\overline{f_I}$ 為 更 祭 K 办 5 対 ti 這 چ か EE, 3 係 つ た

÷:

答 芳 的 120 P 還 12 5 17 + b 面 S 最 媳 3 3 适 高 2 Ò 定 れ た 裁 L S 同 L る 方 大 て 5 廚 た 法 から 7 元 2 理 É 文 廷 本 大 由 0 右 で 2 土 昭 で 7 で 0 つ 免 2 和 為 ٣ \equiv 0 た 訴 0 کے 3 た 5 を 鬩 0 这 今 3 言 年 0 判 回 0 S 密 決 渡 0 0 8 0 場 L 出 月 0 あ 合 入 九 で T 岛 つ K 日 0 N た は b 行 判 3 ح ` 0 為 決 کے 沖 な に 2 は WE. M 253 7 0 ن ا カコ 判 0 返 れ 刑 決 ん ね 遷 ば 妥 が 靐 は 泛 4 兴 裁 は 苍 L. 判 10 慧 輯 応 TS 赤 5 大 わ 窪 5 を 必 鳥 TI 醪 2 承 3 返 5

あ

3

問 五 İ 52 条 配 国 雪 沖 i. . 係 る VC 0 粉 8 到 た FF: 0 (I) T 刑 0 基 14 家 本 割 的 方 檶 針 它 復 5 帰 か 彼 .2 わ 0 から 国 措 0 置 穀 法 判 鮬 所 M + 分 六

答 訴 そ ح VC そ あ 本 7 所 2 0 盆 0 土 は 0 る 5 返 関 2 裁 **5** 5 I 民 遥 0 係 判 L T 判 で b 政 鹄 原 人 檐 ` た は 耀 広 則 府 定 は 本 方 5 7 0 M 特 注 手 土 分 13 裁 L な M -g-締 配 裁 か T 判 S 被 法 べ -判 は 所 て 告 0 7 そ ` 所 7: 審 0 刑 人 そ 簡 0 法 5 手 制 縠 喜 0 1 易 2: 他 W 続 判 剩 で 不 7 裁 る I 法 0 あ 浩 判 利 1 点 违 剂 そ 9 b 権 で 益 所 ح で 기 , 0 あ を VC 0 を 本 2 相 他 る 承 カン 75 裁 除 土 兴 0 L. 0 総 カミ 5 کے 制 < 率 点 र्ट ta 権 第 相 緻 注 で 簡 琉 る 等 注 1/2 易 活 0 13 J. 0 3 相 零 政 裁 は 2 5 分 2.7. 3 当 1 判 府 ん 配 点 配 判 管 民 所 0 琉 تخ 風 1 所 政 が 廕 裁 球 0 本 L 当 あ 府 0 判 \sim 亭 政 土 た た 分 る 栽 0 驗 所 府 7 \$ 判 藏 管 配 0 0 0 同 M الم で 判 て 所 裁 0 C 轄 0 は 判 る 所 で が 5 で

注 疏 汞 政 府 0 殼 岩 福 0 分 記 に 汉 0 上 وزر b 7

的

70

0

最 高 裁 荆 所 上 告 受 理 ` 特 别 抗 告 非 常 上 告 0 馬

件

高 尝 談 判 所 Ŀ 告: 審 57. 控 际 **F** 内 刮 罪

12

添 る 等 件

池 方 0 家 選 0 筒 易 裁 法 判 K 相 所 当 <u>-</u> る そ 江 靀 で 裹 件 九 杰 た 土 だ 0 懿 判

家

所

庭 談 判 所 0 言 4.5 1/1 0 5 て 部 沖

歲 割 所 法 0 さ 茁 لح L た 0

政 乃 0 漱 判 所 0 菰 判 權 0 5 ち 少 年 17 答 る B 0 は

民

行 别 措 Ēģ. 法 築 鹅 七 粂 館 項 IC Ì b わ 办言 0 少 连 法

产 復 歴 0 膏 件 K 0 5 て B 適 用 ج-3 0 で ح なし は 杰

定 Ö 0 3 裁 判 所 法 第 \equiv 粂 0 Ξ 55 須 僧 _ 号 0 少 年 法 IC

土

所

は

容

で

さ

3

少 犇 0 保 2 牛 M あ た る ح کے 2 TI 9 家 庭 100

問 五 1 53 老 S 復 カン 本 土 帰 N 0 前 0 沖 刑 狺 鵐 繩 関 置 M 孫 法 253 簿 法 10 合 7 + 生 0 規 七 i" 定 祭 た 롴 1 刑 項 項 罰 関 K M 係 0 関 5 3 7 3 \$ 規 道 定 用 空 ح-驗 る < 理 0 由

答 4 E 籌 *:*> 空 復 で T な 50 上 圧 帰 5 沖 項 き 강 3 IC 行 法 70 後 た 絕 る た L to 明 沖 は 0 0 S 5 遡 5 5 監 繩 ح VC 刑 で 及 ح 獄 刑 書 かっ 2 わ は 法 的 کے は 裁 M 辜 から ` 7 VC VC <u>ڄ</u> 3 法 啦 判 S 7 本 支 る 犯 ` 制 5 檐 緬 0 土 障 3 罪 刑 本 去 を 0 0 0 5 耆 条 现 導 江 7 刑 承 刑 な 4 予 状 3 関 総 K 骐 專 法 調 S VC 係 か ガン な 圆 页 7 法 5 係 S 10 係 5 復 生 と 法 舎 復 -ح 法 法 VC 帰 ح 合 帰 0 M 会 <u>-</u>j-簽 等 復 营 ろ ょ 篵 VC る 适 老 0 源 置 5 そ ょ ·. で 這 ち 刑 後 た を ح る 0 あ 用 喜 は と れ 手 8 M 5 ح <u>-</u>ز_ 뾠 本 る ح を 2 続 3 復 係 土 ح 本 行 B れ 5 帰 Te 法 土 0 2 な 老 裁 2 前 適 令 5 文 刑 が 判 と 用 を 実 体 B 0 辜 ح 刑 適 訴 際 化 2 執 れ L 亭 た T 訟 用 上 を が 行 る 手 関 4 法 最 0 叮 進 から を で 係 る 能 B 的 行

法 江 3 は る る ح 行 0 為 2 ح 帝 で 0 法 7 主 注 j 懲 ts 岩 2 Ē ح 5 れ は 刑 3 要 刑 壽 事; 3 司 手 法 る 统 KC 0 法 ` 基 手 本 0 政 紀 原 正 法 則 0 は VC 瀏 現 0 K 在 0 し 時 2 ば 主 0 影 し た・ 法 £) 孙 実 0 5 钵 で

.!\

3

る

0

注 Œ あ 頌 る Ē. 0 惩 61 際 刑 驠 Z がご 0 訴 あ 経 3 過 訟 て 想 0 は 法 定 施 で 刑 行 あ 法 事 3 訴 經 昭 訟 法 和 条 仓 篙 八 施 年 項 行 法 L 律 刑 た 当 55 亳 脎 訴 七 訟 0 法 淫 문 過 0 附 規 則 定 部

改

で

给

問 E 1 54 劾 0 項 刑 は カ 本 کے 土 ` 亭 7 関 本 2 沖 な 土 係 -g-法 繩 0 逐 令 0 兴 旨 刑 上 該 规 爭 S 0 関 効 定 か 力 係 6 M 法 0 E 関 卒 15 令 措 土 る 0 规 置 0 事 法 刑 項 定 翁 喜 덛 2 圆 3 十 係 な 相 当 七 法 し 規 条 令 定 Ŀ 1 か 0 0 つ 項 関 相 -る る 係 当 沖 事 0 繩

答 UT 規 及 係 0 上 壽 復 ょ 法 遊 定 訴 項 法 帰 洪 的 0 用 17 前 澗 台 劾 3 T 係 刑 た K K 0 杲 2 沖 る る 0 刑 2-6 手 3 ح 7 江 充 繩 孶 つ 캺 本 2 n 行 ば 裁 7. 0 上 土 3 ぞ ` 刑 で 判 0 0 10 7. 保 搜 書 0 権 70 遭 (大 0 索 寫 手 营 続 礟 裢 華 処 係 統 承 性 房 梁 項 分 逮 法 継 2 を 係 沖 1 捕 会 3 裁 保 法 耀 仮 3 K 判 る 0 令 な 罚 0 勾 よ 10 必 上 刑 L 放 留 紫 0 的 要 生 齾 T 1 7 行 た が U 関 保 起 行 等 1) 的 謹 孫 本 た 訴 な を 法 鼰 る 相 土 わ 行 便 0 兴 合 0 瘵 証 れ な 帰 ح 0 上 等 刑 拠 た 5 簽 れ 歾 生 專 調 刑 ح 1 じ カジ 栗 圆 を 丰 2 本 2 た 係 汯 裁 土 17 2 寺 ح 3 法 土 紃 関 노 0 (1) 5 43 3 0 مح る 刑 7. E. 2 沿 場 营 雹 る 亭 合、 ٤ 5 逝 当 3 諮 関

そ 逼 な 2 计 盐 奁 共 لح 通 奎 今 置 又 伴 回 3 É ٤ 5 (C) は ح 須 B 刑 ٤ つ 楽 似 た が 0 2 裁 디 ゆ L S 克 判 能 て 克 6 襠 で it, る あ で 0 b あ 0) 京 つ b で 滋 た 位 あ ガニ Ł 0 る 沖 で 6 0 Ĕ 南 内 る 相 0 0 普 当 刑 鄞 省 主 法 た 分 0 £ : で 面 から そ あ カュ 全 B 5 3 体 で 0 2 あ 宾 で ` し 質 る T 的 と か 卒 0 江 5

土

指

ح

憙

五 55 劾 力 復 帰 及 75 0 そ 際 民 0 政 復 府 爥 (1) 饭 载. 0 制 丰 所 続 1/1 5 係 力。 廚 N Ľ, 0 0 爭 揩 件 置 0 法 従 第 前 0 十 手 八 続 条 0 7

1

8

項

闃

係

答 高 裁 ح M 技 継 又 0 12 裁 Z 場 判 術 係 ば は S 復 判 کے 合 所 属 だ かり 帰 的 所 L 檢 中 1/ 5 手 VC わ 0 規 察 続 た な \$ 之 8 際 で 則 0 官 あ そ S 园 で 7 民 ろ 蘇 少 で 2 7 政 T 0 わ 定 3 鹩 F 府 0 で 他 数 なる 鸦 8 所 10 的 豆 0 0 る 定 合 5 る 裁 審 0 法 で 状 ح 0 刑 制 判 0 0 あ 0 2 訴 期 態 冒 所 で 事 る が 2 訟 誾 -訴 頭 0 異 لح VC 手 手 TS 訟 思 孫 TS 内 2 马 続 活 を 件 法 る わ 属 0 M 法 7 認 等 VC カン 0 0 22 L 関 定 受 る 5 M 5 0 で T る Je-審 理 ょ 從 0 T から S 0 る L 起 理 0 b 前 万 る 細 話 を 饭 劾 ح 0 E. 部 꾻 行 は 力 手 2 件 れ TS 0 を 0 統 は 点 注 5 -f-宁 行 ょ な を VC ح 5 そ ~ TS ts 2 کے 5 を て わ 5 つ 0 TS 差 خ 5 那 ち ま < 專 ح L 鹨 件 皆 T L 萩 と 古 は 出 地 引 判 は 無 が 長 所 さ あ ح

注) 7 形; ح 扪 訴 空 試 L 法 TI 13 け _ 12 五 ば 六 72 S ٠ جرد 1 な 公 10 77 0 0 握 起 は 起 訴 钦 它 誱 出

(2) 超 被 告 沃 人 M 0 は 氏 名 左 そ 0 0 **≟**‡ 他 項 被 を 告 人 4.0.4 を し 待 72 淀 rt ن 12 3 ば VZ ts 足 5 9 な 3 S

0

翼

. 項

二公訴事実

罪

名

3 Ci ts. 30 讨 方 75 公 ボ れ 法 S ば 室 孚 F. 実 TI 訴 5 因 は 0 Ti. T 訴 多 HI. 5 明 因 2 0 示 金 1 明 72 示 3 る L ~ 1/1 さ T は ij. で ح 12 弘 九 を る を 行 腿 記 定 b 拉之 L は L 7 形 7.C. け ح 72 穩 in 所 产 ば 及 15

4 ば 笔 躗 TI 罪 的 5 名 TI は 12 不 S 利 0 用 3 益 但 ~ を L 少し 牛 3 翻 EN EN 3 条 粂 5 仓 0 そ 記 示 22 配 L 力的 0 T な 誤 ح 5 法 なし E. 被 老 b 告 記 公 X 試 訴 0 L 提 防 is 起 鷄 け ic 0 12

莂 力 VC 影 色 及 ぼ 2 İs 5 0

(5) を 数 記 個 韯 J. 0 る 訴 ح 因 及 ٤ U が で 罰 き 粂 る は 0 予 備 的 K 又 は 択

的

VC

ح

れ

6 そ れ 0 南 る 書 類 そ 0 他 0 物 を 添 附 又 は そ ぜ 0 L 内 め 容 る

を

お

引 用 起 訴 状 7 は M は ts 5 裁 ts 判 官 5 0 VC 喜 件 VC つ き 予 斷 を 生

五 ***** 56 S 沪 T 100 0 0 政 庬 刑 報問 0 法 所 信 台 1/2 左 定 明 め b る か GH. 1/1 步 2 犯 1 L 汽 搭 = 4 is IC 法 対 第 9 3 十 愿 九 14 祭 K 題 怎 0

间

答 紀 2 2 る 0 2 辜 0 か 际 相 法 17 3 情 問 2 県 2 今 5 کے 民 5 当 ĠÍ 老 噩 3 3 CF 膨 安 0 3 3 0 M V S M から 案 定 9 沖 南 0 刑 て S L ` . m 性 b 靐 そ FIX. 個 7 0 点 返 選 3 5 億 3 沖 0 0 そ 邐 1 3 任 縺 刑 M 図 3 0 ť 0 Ł 本 ガニ 老 た る 0 0 ケ 定 土 蚴 恩 若 復 刑 つ 1 2 VC 逾 17 罰 7 2 元 長 帰 行 ス 法 0 復 を 原 忘 Ś 5 彼 力引 17 帰 隠 実 令 引 則 沖 5 透 れ 0 这 2 4 51 現 VC て 否 3 5 は 1 国 4 定 戀 L 0 る 0 て <" 鲍 6 め 7 円 で は لح 0 ti: 沖 1 建 3 ح 沖 溍 置 ح S 5 政 کے 配置 が出 些 ·研 2 罪 12 今 2 0 VC L'A: は を 0 復 書 固 饭 ` 帰 社 下 犯 刑 0 EX 캙 L 暮 会 たこ そ L た を 的 で Fir 3 裁 図 秩 演 苦 九 た 0 L 多 TC 渚 序 重 労 自 で 潮 3 L 3 ح 14 を 5 上 10 你 K T MC 南 維 1 当 檢 る 之 老 之 カン 7 0 然 K 持 討 in 0 承 た S T 当 艦 必 L 350 0 を C 7 5 不 ルー 艘 当 0 4 要 2 加 そ 13 لح 当 2 そ 意 で 5 沖 0

万 真 全 M 内 0 配 閣 麿 M を 与 充 た 5 V 汇 所存 て S る で 心. あ る。 煎 椅 0 行 使 17 誤 b ts き を期する

よう、

五. 1 5 7 T 渖 何 領 乘 7 復 愿 0 机坑 掘 政 0 府 723 际 行 0 所 TI 平. わ 信 土 扪 を 0 る 問 刑 کے 5 0 S ٤. 9 合 措 5 0 わ ist 法 .さ 全 秀 館 犯 闡 L < + た 九 から 3 祭 0 2 随 17 0 標 刻 点 IC

問

答 並 世 TI (1) は で お 人 S 0 あ 1 尋 0 誤 力 る 国 顶 艀 府 家 0 カュ 刑 点 玄 7 B 稻 KC - 2 罰 L だ 拉 かっ T つ it 5 TS 9 VC 主 今 10 T づ は 1 ح 校 2 < 5 れ 劾 政 B 善 を 果 処 恩 行 府 کے 应 を 12 失 L 檶 9 T Fir 6 べ T 20 0 15.5 は 5 行 L 0 80 使 で 全 < 又 た ts VC K : は V 0 S 2 知 ح ح 5 2 L 彩 T 12 5 3 は 7 过 影 3 V S 10 減 0 5 な や -i-9 L 北 5 る < で 0 30 3 易 思

五 58 L T 沖 STEEL STEEL 本 0 土 刑 0 恩 罰 赦 1/2 舅 VC 宁 関 3 寸 规 る 定 法 令 K を 定 適 め 用 る で 罪 き を る 犯 理 し 由 た S 若 か K N 対

問

措

置

法

第

十

九

条

圆

係

答 3 法 確 冥 2 用 老 5 然 認 症 上 經 0 行 沖 加 的 法 F 0 さ TI 7 T 2 窳 ts 尼 典 恩 ざ 5 処 0 10 規 さ 2 赦 る 措 罰 復 51 定 れ B と を 置 4 帰 王 刑 で 5 元 る 5 を 前 罰 0 あ 措 5 5 な کے 刑 ح 0 M る ~ ~ 冒 る 67 کے 行 で 國 0 法 台 き 0 以 為 は 글 が 案 恩 で L 上 る ち VC で VC 赦 あ さ ズュ 3 規 0 法 b な そ 3 È-, 冠 () ...?z 等 S 1 0 ح 7 T 0 2 2 刑 夏 VC 恩 0 2 ٥. --0 :哥 定 恩 斂 意 7. 実 重 8 0 15 赦 M 味 W. 質 :5 る ろ 老 57 M 文 1/7 2 刑 刑 :53 適 3 --か کے 玉 照 は 풼 3 用 る 3 3 V VC カミ 1 法 7 恩 L M 関 -本 る 藏 合 1 1 <u>ال</u> か 来 8 रें 窓 10 ご る わ が لح 適 1 法 規 わ 0 玉 から L 馬 ば 3 上 刑 定 法 王 た が 憝 老 0 0 __ K 0 る 法 < 刑 埶 を 根 は は

る

0

蹇

罰

行

適

ジル

関

1 五 I 59 遗 高 刑 喜 定 裁 2 判 0 製 檍 係 0 承 S 総 か VC N 関 0 3 る 措 诗 屋 Hi 法 指 鶏 置 \equiv 法 十 築 条 0 関 Ü 係 用 範 団 논 返

返

1/2

答 描 <" 選 用 必 到 涨 (1) T . . 法 が公 脍 た ح は 今 0 あ 要 值 定 回 令 亡 外 孤 る が 2 0 総 Z 語 0 FE 5 援 べ で ٢ あ 窪の IJ 遙 350 La. 5 S \pm 刑 多 0) 用 縠 る る 13 KC 53 条 等 かし 3 栽 判 ح 0 图 現 係 第 T \equiv 判 る FIT کے 15 17 を 7 かっ V 関 滏 以 確 わ 5 75 頂 を な V 及 前 码 係 認 3 办言 0 S 45 承 5 本 子 そ 2 VC 2 E 0 毅 る 流 5 は 觞 な 0 0 か 条 刑 蛟 17 岩山 M が 颓 3 [22] S S 冒 事 资 9 項 所 药 カン T B 訴 手 3 た 蓟 を 5 0 カジ た 盆 科 B 流光 復 0 則 0 0 法 1/2 塘 て 前 נניו L は 含 0 1 科 た 定 所 前 0 関 め 0 33 刑 返 宁 で そ 2 て 定 0 S ` 3 3 窄 内 湿 0 VI 0 T 定 T 協 經 卒 所 刑 庭 描 再 つ 談 0 要 置 定 過 条 1 慜 0 S 等 劾 挡 嶽 割 7 で F 7 M 0 は 刑 措 カ 3 設 0 0 か 行 S を 喜 け 3 規 18 等 劾 te (1) 有 沖 蒙 含 る 形 定 を 力 T 否 計画 羅 料 は が 引 K め ح 潅 な 適 ٠<u>٠</u>٠ さ 0 2 萩 て 0 刑 道 判 る

2

3

用

40-ح Z 空 3 涨 継 锡 5 -{-~ 力 VC さ 縠 Ŀ, 判 た نې 所 以 0 前 で 当 0 3 裁 0 判 所 ح jl. 0 だ 裁 娶 判 宁 Vit 0 VC か が 右 国 0 ic 刑 己 哥 0 談 T 判 な

5

意

陈

爱

有

TS

V

ح

Ł

Z

ts

る

注 敦 溼 0 川 迹 方 劉 沪 三 池 17 除 0 返 刻 沿 VC 产 運 カ V 35 7 協 5 17 V 定 7 な 0 第 V S 五 ح. T 所 ح 条 直 要 0 2 は 鮬 接 確 0 \equiv 哥 定 明 2:0 項 内 裁 5 九 及 浩 判 カン T Ü 湿 K M S 第 12 を 2 四 7 S S 項 る 7 S かぶ は る ح B 返 کے S は 復 遷 か 0 帰 協 ゆ で 邈 前 定 3 あ 定 0 b 50 0) 右 F b 確 そ 這 定 0 0

問

題

を

生

じ

ts

V

る

B

0

2

そ

0

場

合

そ

0

者

から

抑

留

中

で

あ

る

喜

は

適

(2) -fr は 3 復 业 ح 帰 2 判 0 滌 日 を 前 引 VC き 琉 継 球 ぎ 政 府 裁 カュ 判 0 所 引 K き 係 続 属 き 中 穀 0 判 事 件 及 Us K 執 行 を

(3)

復

帰

0

日

M

抑

留

中

0

耆

VC

对

L

7

は

そ

0

取

消

又

は

釈

放

VC

抑

涩

さ

れ

た

B

0

Z

雪

る

ح

5

0

禁

0

措

置

カジ

執

Ġ

22

TS

S

腿

9

51

ない

統

营

H

杰

哥

0

当

局

0

下

7

3 本 は 帰 (4)国 復 0 米 米 S 0 帰 因 B 国 た 復 法 0 VC 榜 1 刑 帰 合 H 5 関 N 罰 前 及 VC 12 VC M 法 0 U. ح 5 j j 令 行 手 n 0 る る を 法 続 6 裁 藏 裁 齑 VC VC 裁 判 割 判 用 对 從 制 所 0 重 0 L つ 所 から 効 効 る て 7 VC 科 方 力 ح は 栽 係 L は 2 判 窟 た 認 行 権 中 刑 め 為 を 0 VC ts 時 行 鄞 よ S 0 使 件 h ح 沖 चे VC Z 繩 る 服 0 0 VC ح S 役 た 施 2 T 中 だ 行 は から 0 3 0 老 江 查 H 又 復

五 6 Ú

懿 焉 本 琉 年 球 \equiv 政 府 0 沖 繼 復 帰 対 策 要 经 第 次 分 VC 対 4 3 要

1 民 纏 裁 判 0 効 J

月

中

裁

制

1/2

関

寸

る

部

分

0

技

逑

請

(2) (1) L 謌 公 訟 カン 序 当 良 0 喜 俗 苦 2 M 0 2 反 美 6 L 質 0 な 的 効 5 ts 力 腿 権 を b 利 完 裁 及 全 判 15 K が 地 存 有 続 効 を か で せ あ る る ح ح 2 2 を 承

認

2 刑 裁 S な 亳 判 شلح و 5 念 李 れ 7 判 3[カュ B 0 總 害 0 劾 ざ 琉 -fe 力 1 球 る カコ 政 ح つ 府 7 ` 裁 TI 引 判 < 苦 所 ` 続 VC 復 757 係 帰 穀 属 0 判 中 日 及 0 VC 位 25 民 琉 察 喜 球 5 行 惠 列 かい を 佇 島 Ta 5 M 17 る る 意 0 な 5 5 け 际 T ろ VC

(1)完 裁 判 全 日 VC から 本 持 有 围 続 効 鸒 さ 法 で 世 あ 及 る 7: る ح ح . 刑 کے 2 喜 を 基 承 滋 認 法 台 0 カュ 慤 冒 0 17 そ 反 れ L 3 ts 0 S 劾 限 力 5 を

な 揩 置 が 轔 Ġ n る 玄 で 引 き 続 き H 本 国 0 兴 局 0 下 M 抑 Z

¥

(注)。もつとも、琉球でれたものとすること。 (注)

琉 裁 点 は 府 次 判 球 K 特 裁 復 政 0 0 M 判 帰 S 引 府 反 所 対 て 継 Ó 対 策 0 0 ぎ 立 重 要 蔟 公 K 場 る 判 式 綱 琉 は は Ł 0 圣 M 球 反 本 文 51 政 ح お 対 年 書 ろ き S 府 Ξ Z は が 継 は 7 な 5 月 ts ζ" 琉 (9 0 カュ ح 球 そ 2 要 L 2 つ 政 0 Ë 請 た た 7 府 僾 VC 書 カジ 由 雪 裁 ts Ë つ で 3 判 本 て、 つ な あ ح 所 年 7 b 形 る لح 及 九 S 米 式 カジ M D. 月 る 民 的 米 0 政 M 民 ح 第 府 は、 政 \equiv 7

な

る

do

0

K

は

次

0

諸

点

が

8

る

0.8

0

で

あ

る

カジ

方

肯

定

的

要

因

考

本

年

五

裁 判[VC 関 7 月 3 八 部 H 分 付 0 け 抜 日 粋 弁 次 連 0 0 2 沖 な 9 繩 復 帰 対 策 K 関 重 る 要 擎 書

中

1

(4) (11) (1) 慮 所 瞳 1 0 從 原 かぶ 日 1 裁 來 則 な 本 き 判 沖 3 S 国 等 で 繩 騘 あ K K T 法 る S \$ 0 0 か S 塞 適 12 T 制 用 る な で が 劾 5 あ ts 力 n b < を T 認 杏 事 L 8 た 実 た る 琉 審 ・かぶ ガュ 球 つ VC 政 7 府 ح V 裁 れ T 判 K は 所 よ 次 る 0 民 最 諮 政 終 点 府 的 を 裁

保

考

判

2 过 九 英 民 5 語 政 は で 府 否 あ 裁 定 る 判 的 0 所 な 裁 要 判 因 は を 異 な 民 重 族 K 1 る 裁 カジ 判 手 で 薄 あ で b. あ る そ 0 0 公 用 語

(=)琉 本 球 土 政 訴 府 認 裁 法 判 VC 所 從 10 な 7 け 運 る 営 訴 5 訟 n 手 続 重 は た 重 そ で 0 VC 判[相 決 当 は 期 日 間 本 VC 国 わ 憲 た

日

本

国

民

は

皆

無

0

あ

る

7

刑

事

裁

(4) (4) 3 係 9 法 0 から 過 T 琉 形 去 VC 森 成 VC 本 政 指 3 か 土 府 向 n 方 法 裁 傾 T 2 曹 判 向 な た 資 所 ガジ 0 民 格 0 验 專 委 裁 ح 判 認 判 n 決 定 K

5

M

T

0

法

的

安

定

0

要

請

が

あ

VC

基

T

重

C

VC

多

<

0

社

会

生

活

関

い,て

さ

n

3

0

関

5

た

沖

繩

法

曹

0

F

倒

的

多

数

が

(h).

刑

靐

(升) 判 政 生 人い役 É を 4 府 本 雪 な Va T 老 受 n 裁 年 3 7 S 米 再 老 け 多 判 \equiv 0 B 0 国 遨 復 政 た H 所 月 復 主 捕 帰 策 本 0 末 帰 た 再 時 的 玉 判 現 時 今 台 裁 点 K 民 決 在 点 後 湾 判 M 2 で K VC 7 復 等 な 7 は よ 分 र्डे 帰 0 TS 3 付 ~ ま 韓 手 7 従 S 者 3 て 0 国 段 釈 来 0 は 全 釈 0 X 8 放 0 古 四 沖 放 間 等 ts 9 刑 た 名 繩 F. K 10 1. 專 近・化 服 3 \geq K かひ 6 判 年 過 役 15 れ 0 は 5 決 民 ぎ 者 カコ 5 5 な 2 を 政 \$ 総 は 外 7 S VC 無 ` 府 数 ts 玉 は かぶ な 効 裁 L 五 人 S 7 る 3 判 カン 0 不 0 0 15 0 1 所 8 当 犯 方 < 2 る 7 名 な Je. 法 n 5 n 中 結 犯 は B 5 2 5 果 罪 2 には 外 は 民 を K

b

国

つ服

て

0

見

解

VC

1.

る

0

伴

9

裁

判

法

務

M

裁

判

0

主

判

决

たに公

ま

た

方

民

定

た

提

起

さ

を

U

5

VC

あ

(4) (\square) (1) 途 民 対 用 政 者 礼 < た 以 そ 营 政 語. 府 民 等 た \geq 刑 0 F 45 府 T がぶ 裁 暮 K 者 な 2 事 0 他 6 裁 は 英 判 裁 対 は が K 裁 細 < 判 戀 語 所 判 免 鑑 判 語 所 法 で VC K 7 訴 H 3 VC K VC 0 違 あ お は ٤. 本 そ 懿 0 判 反 付 2 S 特 0 0 Va 決 そ た る 赦 7 法 \$ 7 T VC 0 ح 裁 は を 令 5 は 対 他 نے 判 行 n K 7 会 别 公 G. が 法 9 5 規 VC 日 は 紙 7 序 考 異 的 0 定 0 本 次 は 良 慮 民 安 罪 0 き 国 0 冲 そ 俗 族 L 定 VC な 申 憲 原 繩 0 1/7 K 0 0 立 5 法 則 復 中 反 疏 よ 要 き 罪 VC VC. 的 帰 亏 球 3 請 有 VC よ よ 方 IC 7 る 政 裁 を 罪 る 0 る 針 10 揚 府 判 重 0 S 再 保 を 合 裁 で 視 判 T 裁 護 提 き K 判 あ J-決 公 判 0 言 壓 所 b る が 訴 埓 0 重 再 h 0 が 確 奎 途 る 外

73 紐

琉

燕

颐

府

裁

判

所

ď.

沖 繩 復 帰 VC 伴 5 裁 判 0 法 務 K 0 V 7 0 見 解

府 育 檀 死 3 九 民 Va 劾 刑 T 刑 7 刑 1 件 五 判 靐 7 0 事 再 캀 た 畫 U 手 条 所 碗 は 多 再 慭 た 3 確 公 続 IC 0 定 2 裁 判 0 は き 定 訴 は 該 判 判 0 た 判 E 無 は 判 提 原 示 決 決 偃 法 0 永 期 再 決 起 則 M K b 合 場 的 裁 0 K 2 対 0 ئے 合 15 懲 判 対 訴 VC 1 15 ট 1/1 H 徑 を 提 7 な て 7 3 適 n उ 7 起 効 け は 0 用 ば 察 る は 力 る (1)復 20 た 75 錮 0 復 原 老 裁 民 帰 だ 1 5 0 検 帰 則 31 判 事 後 き 15 判 察 後 Z 総 な 訴 六 寒 V 决 官 六 1,0 I 訟 ケ 日 体 0 老 は ケ 7 0 45 法 月 迩 法 受 前 月 効 民 訴 第 以 0 363 分 項 以 力 政 訟 \equiv 内 法 j T 0 内 を 府 手 九 K 令 TA 拘 规 10 51 裁 続 四 当 10 証 留 定 被 継 判 0 条 書 規 巍 中 VC 告 (" 所 载 B. 者 定 法 0 か 人 .VC 行 かい 0 は 者 カン カン 手 お < Ġ tr 犯 10 わ 3 続 H 疏 N 罪 6 0 申 る 琮 罪 時 UST Je. 立 裁 非 VC VC

職

办

判

訟

秩 序 謲 良 0 風 मु る VC 反 (2) 雪 憲 る 法 2 IC 照 T 申 著 立 L が < な 正 3 義 n VC 反 た 2 1 さ る 主 民 た 位 政 は 府 (3) 第 政

た

\$

0

7

2

15

1

0

裁

判

所

C

再

L

訴

3

n

た

事

件

は

最

料

所

M

.F.

告

7

n

琉

挺

政

府

0

F

訴

裁

判

所

幸

た

は

高

等

判

所

0

半

決

VC

対

民

政

府

F

所

0

級

VC

対

応

-g

3

裁

判

所

が

移

送

時

0

段

曾

VC

引

続

杏

審

理

F-

る

府

0

裁

判

弁

務

官

0

7

22

な

VC

S

7

つ応

放

7

る

五 JU 愈 はる 聚 ----过 3 => 0 高 0 合 0 \$ 判 琉 る 琉 は 再 判 受 等 民 球 從 M 所 た 武 階 1 T で 政 裁 だ 政 政 来。判 引 1) 出 府 制 VC 府 府 0 割 移 続 裁 所 3 方 裁 判 送 判 裁 さ 判 决 か 判 始 カン 高 K 所 3 判 審 等 所 所 後 0 5 n ぼ 理 弁 所 で 移 0 0 IF. -g 審 兴 た M 送 務 判 判 7 3 專 T 公 理 さ 官 決 決 VC を は 0 中 件 審 訴 22 0 VC VC 取 停 申 VC 斑 主 民 た 命 対 対 得 0 11 立 子 1 さ 0 を た 政 訴 辜 合 量 から は 件 B 府 訟 K る Va る n 3 あ 1 再 訴 裁 再 7 h VC VC た 効 判 裁 裁 は 直 3 b 権 0 力 0 た 琉 J. 办言 所 判 判 利 专 Z V V 移 提 粧 は は き で 7 7 K 持 送 起 は は 政 た 審 劫 高 影 た は 前 だ 3 理 当 高 府 方 等 響 雪 再 等 九 0 0 裁 中 該 を 琉 た 判 0 審 裁 Ŀ 割 及 判 重 拯 訴 級 訴 高 B 半 所· 所 ぼ た を 政 VC 裁 等 さ 0 訟 所 0 再 寸

判

所

立

た

0

轄

7

裁

判

0

結

3

ts

S

0

轄

2

1

轄

7

だ

L

沖

繩

0

薵

+

管

格

等

K

対

1

る

本

邦

0

弁

護

士

答

格

等

0

付

与

た

7

権

罪

0

玉

者

関

J-

る

特

别

措

置

法

VC

よ

る

墨

考

VC

合

格

か

た

者

VC

は

六 九八七 長 執 刑 は は VC 0 谷 0 法 期 公 日 再 復 期 刑 큃 行 公 ょ B 務 第 琉 例 判 猶 本 裁 b が 帰 間 訴 事 本 当 予 判 等 員 は 時 球 所 0 前 訴 有 0 7 政 VC 法 罪 該 中 条 法 VC 通 効 訟 0 法 罪 3 判 法 な- 合 関 第 よ 算 府 0 0 す 刑 第 VC 雪. 確 VC 者 ts VC 0 決 Va VC 規 نه な 3 + 定 関 10 1 無 K る 0 \equiv 規 対 第 定 0 料 量 罪 け 法 か 時 百 定 る 以 四 \equiv 律 条 泱 る 0 0 劾 0 か + 外 臘 第 帝 日 条 ts 判 3 TS 7 を 受 は 決 罪 七 第 本 0 VC Va 告 特 罪 日 V 0 罪 淀 罪 訴 条 M を は 受 VC 本 十 た 刑 赦 VC 8 K 館 前 政 検 者 事 ょ 泰 t る V 科 勾 0 号 查 法 b 罪 府 察 条 M 行 0 た I 留 K 广 対 者 を 公 令 な 有 7 な 法 0 S 罪 流 有 VC 濇 訴 第 7 執 罪 W 第 几 7 法 0 挺 付 取 行 用 を 沖 b 提 る + + は 定 確 西 0 刑 叛 瀡 九 DU 刑 定 確 事 予 る 起 滅 繩 府 わ 0 3 定 条 条 刑 -VC 判 0 補 な 該 0 ts 判 職 0 お 決 公 償 れ を 長 I 決 法 2 適 判 行 期 け to 彩 W た 者 を 刑-2 用 辜 な を る 受 員 金 は 受 C 適 ts IC 補 超 法 け 5 0 0 元 定 ک 用 0 た H け 執 0 0 W. 職 刑 者 本 た る 4 5 行

る。

0

7

1

٦,

+ 裁 判 문 腿 高 官 琉 6 等。 在 球 民 期 裁 間 判 中 所 幸 五 制 た 年 間 七 0 は 法 5 B 律 九 項 K を K I 通 よ る 算 b 受 取 験 な 得 資 た を 者 亿.九 つ五 て年 は布 2

+ 市 I 部 裁 35 判 沖 石 X 甲 所 繩 号 垣 檢 籴 市 察 支 家 裁 譜 VC 庁 部 庭 判 士 置 圣 裁 所 会 < 那 判 を 支 K 礩 所 名 部 0 市 諺 な お S 市 よ 1 7 杀 45 45 は 満 平 地 高 会 町 良 方 等 市 検 検 コ 察 察 サ 厅 石 庁 त्त 垣 查 支 市 那 赔 石 K 酒 を III 置 市 那 市 < 弱 M 置 市 名 き 簡 VC 護 易 置 市 裁 そ 判 平 所 各 地

良

3

支

方

弁 士 法 VC よ 0 設 立 さ 礼 た 弁 護 土 則 会 变 لح 正 3 等 な 必 百 要 な 措 置 を 講 Ľ た 上

以 上

中 0 裁 判 M 本 関 年 鱼 六 る 月 部 + 分 九 は 日 次 付 0 H 2 0 日 な り 弁 連 0 返 ·還 協 定 VC 対 重 る 要 望 書 0

75

お

裁

判

0

劾

力

VC

関

L

法 M よ る 保 。喧 0 な 5 状 7 態 は で 行 特 な VC わ 刑 れ 事 た 裁 \geq 判 کے VC VC. な 対 5 \$ T る そ 考 n 慮 が から 日 必 本 要 玉 で 憲

保 5 め 府 8 て 真 L 裁 公 カュ .7 b 遺 を 7 0 判 る 0 感 渴 秩 S 所 M 配 吏 で 횧 3 序 کے 協 慮 た あ L 0 又 を 定 易 民 る は 7 は F ガジ 必 政 0 き 異 善 民 府 列 要 た 思 良 事 裁 IC 7 沖 族 裁 0 取 あ 判 稲 M 風 扱 判 る 所 県 I 俗 5 0 ح が 民 VC る 2 劾 外 0 裁 反 館 力 は 国 心 判 L 五 K 語 一里 情 を 条 M た を で 石 嫌 第 MC 公 軽 場 悪 7 要 用 視 L 合 項 民 望 語 Ja Ja 以 な 政 2 L る 外 B I 府 た L \$ 本 は 25 裁 2 7 0 国 全 合 判 ح 5 憲 で 面 意 所 3 た あ 法 的 譿 2 で ح VC VC つ کے 事 琉 あ 7 1 有 録 VC 挺 る 極 る 劾 政 0

階 M 配 お 1 つい M 慮 刑 S T 0 7 を T 事 は 5 は 示 \$ 裁 7 再 L 判 害 被 は 審 重 T 0 告 何 理 3 S A 効 6 0 3 ح 力 古 定 途 O 2 た VC 8 を L な は 0 T 設 か < 被 S 付 L 疑 7 雪 ts な 者 5 ガジ 同 協 0 カュ 同 5 条 定 実 6 条 第 は 質 第 判 \equiv 的 効 四 決 項 判 な 力 確 項 決 権 定 2 確 利 前 後 L 李 定 科 簰 T 前 S 等 蓉 行 人 カュ 行 中 権 0 TI は 済 擁 段 る 引 0 躨 誾 意 き 段 0 上 妹 VC 段 雷 0 K 0

B 機 を ガジ 受 会 te 讨 B 同 S る B 条 重 机 鹩 た 0 会 封 2 \equiv を ľ 項 思 与 5 わ 同 充 れ 樣 九 そ る 0 T 0 1 人 5 点 9 檐 る 0 VC 摊 特 別 · 護 吴 ح 存 措 を れ は 适 重 6 視 な を 判 雪 ts 決 5 重 る 確 7)3 ベ 立 定 き 切 後 缩 で 315 を 0 あ 貫 段 雹 そ る き 階 そ K 再 裁 判

係部分の抜萃

种 繩 復 帰 VC 伴 5 特 别 措 置 VC 阕 中 る 法 律 案 0

9

ち

裁

判]

關

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係

(民事事件等の手続の承継)

第十条

沖繩の人身保護法(千九百六十九年立法第七十七号)、沖繩の電波法(千九百五十五年立

法第八十号)、立法院議員選挙法(千九百五十六年立法第一号)、市町村議会議員及び市町村長

選拳法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政主席選拳法(千九百六十八年立法第七十五号)又

は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法(千九百七十年立

法第九十八号)の規定による事件(刑事事件及び沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異

の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。 議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。) について 琉球政府の 高等裁判所 (以下この章において「旧高等裁判所」という。)において沖繩法令によりした事件の受理その他

第十一条 福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。 事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、 旧高等裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続(分限事件、 刑事

2 く衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定による事件(刑事事件を除く。)について琉球政府の 地方裁判所(以下この章において「旧地方裁判所」という。)において沖繩法令によりした事件の て準用する場合を含む。)を除く。)、行政主席選挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ 立法院議員選挙法、 市町村議会議員及び市町村長選挙法(第十六条第一項(第二十一条におい

受理その他の手続は、

福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の

手続とみなす。

3 令によりした事件の受理その他の手続は、 申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。)について旧地方裁判所において沖繩法 沖繩の電波法の規定による事件(刑事事件及び同立法第九十二条第一項の規定により異議の 東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした

事件の受理その他の手続とみなす。

4 に規定する事件を除く。)についてされた上告の提起は、控訴の提起とみなす。 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件(刑事事件及び前条

第十二条 旧地方裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続 (刑事事件に関す

るものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、 那覇地方裁判所において本邦の

相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 琉球政府の簡易裁判所(以下この章において「旧簡易裁判所」という。)の権限に属する事項で

本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべきもの(刑事事件に関するものを除く。)につい

いて本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。 て旧簡易裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、 那覇地方裁判所にお

3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り扱らべき事件で、旧地方裁判所の権限に属して

1 たものについては、 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の規定によれば地方裁判所の権

限に属しない事項についても、裁判権を有する。

琉球政府の家庭裁判所(以下この章において「旧家庭裁判所」という。) において沖繩

法令によりした事件の受理その他の手続 (刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)

は、 那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条 旧簡易裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続 (刑事事件に関す

るものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管

轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十五条 第十一条第一項及び第四項の規定は琉球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件につい

て、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事

件について準用する。

2 前項の事件の手続の費用に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所(以下この章において「旧裁判所」という。) 又は

琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章において「民政府の裁判所」という。) にあてて発せら

れた上告状、控訴状、 訴状その他の書類 (刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)

で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、 第十条から前条までの規定に基づいて

事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審としてした判決(第十条に規定する事件及び刑事事

件に関するものを除く。)に対してこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の

際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、 当事者は、 従前

の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判 (刑事事件及び少年の保護事件に関するも

のを除く。)で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

(民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置)

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十

六

第百二十七号)附則第四項、 正する法律(昭和四十六年法律第百号)附則第二項の規定の例による。 特例等に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改 年法律第百三十五号)附則第二項、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴ら民事訴訟手続の するについての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律 三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用 第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十九 (昭和二十九年法律

2 手続法第二十二条後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。) に定める期間が現に進 訴訟法第百五十九条第一項後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。) 又は非訟事件 この法律の施行の際本土の裁判所に係属している事件の沖繩にある当事者の行為に関し民事

(破産法及び和議法に関する経過措置)

行しているものについては、なお従前の例による。

第二十条 破産法(大正十一年法律第七十一号)又は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用す 律第百七十三号) 附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四十 るについての経過措置に関しては、破産法及び和議法の一部を改正する法律 (昭和二十七年法

(行政事件訴訟法に関する経過措置)

一年法律第八十八号)附則第六項から第八項までの規定の例による。

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条 あつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項 第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決が の規定の例による。ただし、その期間は、 この法律の施行の日から起算して三月とする。

2 決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和

三十七年法律第百三十九号)第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置に関しては、同

法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

(民事事件等の不服申立期間に関する特例)

第二十二条 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる

裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了してい

ない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

(民事事件の手続の費用に関する経過措置)

第二十三条 旧裁判所に提起された事件(人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く。)

九

法(昭和四十六年法律第四十二号)第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例 の手続の費用については、 民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行

による。

(過料に関する経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際沖繩に適用されていた過料又は監置 (裁判所又は裁判官が科す

るものに限る。)に関する規定は、この法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前

の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定める

過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をも

つてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、 次項

に定めるものを除き、この法律の施行の際沖繩において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場

合にあつては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方裁判所が

するものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の民事訴訟法(明治二十三年法

律第二十九号)、沖繩の家事審判法(千九百五十六年立法第八十八号)、沖繩の民事調停法(千九

百五十七年立法第九十六号)、法廷等の秩序維持に関する立法(千九百六十八年立法第二十六号)

又は沖繩の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該

手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事関係

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際沖繩に適用されていた 刑罰に 関する 規定 (刑事に関する 法令

の規定のうち過料又は監置に関するものを 含む。 以下この 項及び 第二十七条第一項において

る。 は、 する。この場合において、 同じ。)は、政令で定めるものを除き、 第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に 換算した 額をもつてその 額とす 当該刑罰に関する規定に定める罰金、科料又は この法律の施行前の行為について、 過料の なおその効力を有 額について

2 号)第二十六条各号、第二十六条ノ二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第 三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものと 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の刑法 (明治四十年法律第四十五

3 場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の か、 この法律の施行の際沖繩に 適用されていた 刑罰に関する規定のうち、 別に 定めるもののほ 次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この

0 によるものとし、 意義については、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところ 例に、 沖繩の刑法第百九十七条ノ三第三項の罪は刑法第四条の例に従う。 かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二条の例に、 第四号の罪は同法第三条

- 一沖繩の刑法第百三条
- 沖繩 0 刑法第百三十四条第一項及び同法以外の法令の規定で秘密漏泄の罪を定めるもの
- \equiv 沖繩の刑法第百五十五条及び同条から同法第百五十七条までに記載した文書又は図画に関

する同法第百五十八条

- 四四 沖繩の刑法第百六十条に記載した文書に関する同法第百六十一条
- 五 沖繩 の刑法第百六十五条及び第百六十六条並びにこれらの規定に関する同法第百六十八条
- 六 沖繩 の刑法第百九十七条ノ三第三項並びに同項に規定する賄賂に関する同法第百九十七条
- 五及び第百九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定で事後収賄及びこれに関する贈賄

の罪並びにこれらの罪の賄賂に関する没収及び追徴を定めるもの

この法律及びこの法律に基づく政令により、 この法律の施行後の行為について、法令とし

ての効力を有することとされる沖繩法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没ての効力を有することとされる沖繩法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没

収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰

金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5 輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の

適用については、 沖縄と本土との関係は変更がなかつたものとみなす。

(裁判権等の分配)

第二十六条 最高裁判所は、 旧高等裁判所が裁判権を有していた事項のうち、次に掲げるものに

ついて裁判権を有する。

旧地方裁判所が刑事に関し上訴審としてした判決に対する上告

- 沖繩の刑事訴訟法(千九百五十五年立法第八十五号)に定める非常上告及び特に定める抗告
- 2 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。
- び第六項並びに第三十条において同じ。)に関し裁判権を有していた事項(前項各号に掲げる 旧高等裁判所が刑事(少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八条第一項及

ものを除く。)

- 百三十八条第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。) 旧地方裁判所が刑事に関し上訴審として裁判権を有していた事項 (沖繩の刑事訴訟法第四
- 沖繩の刑法第七十七条から第七十九条までの罪に係る訴訟の第一審
- 3 に掲げるものを除く。)及び民政府の裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項について裁判 地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項(前項第二号及び第三号

権を有する。

- 4 家庭裁判所は、 旧家庭裁判所が刑事に関し権限を有していた事項について権限を有する。
- 5 簡易裁判所は、 旧簡易裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項(沖繩の刑法第九十五条

同法第二百四十六条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九条の罪及びその未遂罪

並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪(選択刑として罰金が定められているもの

を除く。)に係る訴訟を除く。)について裁判権を有する。

(手続、執行等の承継)

第二十七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)、少年法(昭和二十三年法律第百六十

八号)、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二

号)その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高

裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの(以下この節において「本土の刑事関係法令」と

いら。)の規定(刑罰に関する規定を除く。)は、この法律の施行前に沖繩において生じた事項につ

係法令にその規定に相当する規定のあるものは、 いても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑事に関する 法令(以下この節において「沖繩の刑事関係法令」という。) の規定に関する事項で本土の刑 沖繩 の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力と 当該本土の刑事関係法令の規定に関する事項 事関

2 十三条第二項に定める即時抗告に関する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十条第 三項、第三百八十五条第二項、第三百八十六条第二項又は第四百三条第二項に定める異議の申 刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百九十五条第二項、第三百九十六条第二項又は第四百 定は、 に定める上告に関する規定は、 前項後段の規定の適用については、 刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖繩の刑事訴訟法第四百十六条 刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、 沖繩の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規 沖縄の

す。 る異議の申立ては、 がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属してい 含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。)は、那覇地方裁判所 法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律 の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるもの以外のものについての裁判を 立てに関する規定に相当するものとし、 この法律の施行の日に中央更生保護審査会に対してされた審査請求とみな 民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判(この

3 による。この場合においては、第一項の規定を準用する。 沖繩の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、 (昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条に定める事件の処理に関する法令の規定の例 刑事訴訟法施

第二十八条 旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在

件の受理その他の手続と、この法律の施行前に旧裁判所にあてて発せられた刑事に関する訴訟 管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。)においてした事 地を管轄する裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判 所(その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件が係属している に関する書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、 相当裁判所にあてたものと 旧裁判所と

2 この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続 これを更新しなければならない。

みなす。

3 はい める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、 旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定 この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から 正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間

4 この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の

期間は、 刑法並びに訴訟手続法典(千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第百四十四号)第一

部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十条に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定判決と同一の効力を生

ずることとなる場合における罰金又は科料の上限の額については、なお従前の例による。この場

合において、その額の換算については、 第二十五条第一項後段の規定を準用する。

6 する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。 この法律の施行前に沖繩において生じた事項に係る刑事訴訟費用、 刑事補償その他刑事に関

7 民政府 の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件 (民政府の裁判所の最終裁判があつ

た事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理

を除き、その効力を有しない。

8 この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件について、 最高裁判所

規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六条に定める起訴状が那覇地方裁判所

に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴

をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判

所に審理を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、 この法律の施行の際民政府の

裁判所に係属しているものとみなす。

9 沖繩 の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消

しについては、なお従前の例による。

(恩赦)

第二十九条 犯した者についても適用があるものとする。 恩赦に関する法令の規定は、沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を

2 律第二十号)に定める減刑又は大赦若しくは特赦に相当する効力を有するものとみなす。 この法律の施行前に沖繩においてされた滅刑又は赦免は、 それぞれ恩赦法 (昭和二十二年法

(適用除外)

第三十条 この節の規定は、沖繩に設立されていた裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七 年四月二十八日前に確定したもの(沖繩に設立されていた裁判所が同日前に刑事に関してした

裁判で、 上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられ

たため、同日以後に確定したものを含む。)及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした

刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

126

沖繩返還協定擬問擬答(第五条)に対する追補

条

約

局

問五一追一6		問五一追一5		問五一追一4		問五一追!3		問五一追一2		問五一追一」
1 復帰時に米国民政府の裁判所に係属することが予想される	及びその処理の結果等について説明せよ。	過去において米国民政府裁判所に係属した事件の件数。事件名	る再審理事件が係属している場合はどうか。	復帰の際民政府の裁判所に琉球政府の裁判所の確定裁判に対す	が係属している場合は、どのように扱われるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	復帰の際、民府府の裁判所に琉球政府の裁判所からの移送事件	なるのではないか。	民政府の裁判所の民事裁判手続は、本土の裁判所の手続とは異	法令に変更が生ずるのか。	復帰の際係属中の事件につき復帰後裁判する場合、適用される 頁
									ā.	

民事事件にはどのようなものがあるか。

そ 0 引継ぎはどの ように なされ る か。 引継ぎ後の手 続 は

どうなるか。

問

五

追

7

琉 球政 府 裁 判所 カュ ら米 民 政府 裁判 所 の移送事件とし て問 題

となっ た友利事件、 サ ン マ 事 件 事 件 0 経 緯 は 答 0

考」のところを参照) の判 決の 効力は復帰後どのように 価

されるのか。

問

五

追

8

瀬 長 亀 次 郎 現 衆 議院 蓋 員 は カュ つて 昭 和二十 九年

側 軍 法 会議 VC ょ り不当 VC 裁判 され 二年 0 懲役 VC 服 1 た 力当

還協 定 第 五 条 裁 判 引 継 ぎ条 項) は カン カコ る 裁 判 0 効 果 ら同 苦

継ぐ こととなる 0 カコ 0 前 科 0 問 題 は どう な る 0 カュ 事 件 0

概要は「答」の「参考」を参照)

民 政 府 裁 判 所 0 判 決 VC より 現在も 服役中 の者は 何 名 5 る カコ

問

五

追

9

2 0 中 VC は 無期 懲 役 0 者 ガジ 名 S るとの ことであ る が これ

はいつどのような事件につき判決を受けたのか。

VC

沖

繩

米

返

1

13

.

7

17

問五一追ーコ

用 さ れ る 法 令 VC 変 更 が 生 ず る 0 か 0

答 6 0 法 な 手 V 続 令. لح VC 法 考 ょ 令 克 は b る。 生 全 じ 7 本 た 土 効 0 果 民 が 問 事 題 訴 کے 訟 な 法 る 等

则

b

`

実

体

法

令

0

適

用

は

変

VC

ょ

る

ح

کے

Z

な

る

がご

沖

繩

復 帰 0 際 係 属 中 0 事 件 VC つ き 復 帰 後 裁 判 寸 る 場

合

適

五丨 追 1 復 帰 0 際 武 政 府 0 裁 判 所 VC 琉 球 政 府 0 裁 判 所 カュ Ĝ 0

問

移 送 事 件 カミ 係 属 し 7 S る 場 合 は 1 ど 0 ょ 5 VC 扱 わ 九 る か。

答 那 VC 覇 あ 復 帰 る 地 方 Ł 0 裁 \$ 際 判 移 れ 所 ば 送 又 事 は 件 特 那 别 カジ 覇 措 係 置 属 家 庭 じ 法 裁 第 7 判 1 所 る 五 が ح 条 そ کے 0 は 項 手 考 K え 続 ょ 6 を b 承 福 れ 継 な 岡 宁 高 5 る 等 が 0 裁 判 カュ 所 b

問 五 追 4 復 帰 0 際 民 政 府 0 裁 判 所 K 琉 球 政 府 0 裁 判 所 0 確

定

裁

判 M 対 4 る 再 審 理 事 件. から 係 属 1 7 5 る 場 合 は 3 5 かっ 0

答 文 わ 6 から 五 る そ れ 国 条 0 ح る 0 کے ょ 0 民 は 項 9 事 0 考 ts 訴 规 先 專 訟 定 Ś 件 法 M 礼 は 上不適法 I な 過 b 去 S V から VC ts. つ 不 た から 件 服 2 b B 0 わ な M 申 ガジ < あ 立 因 る て 0 2 ま 7 裁 F た 判 L れ 所 7 ば 復 却 V ` 帰 下 泯 特 0 さ 継 别 際 れ 5 措 係 る れ 置 属 2 る 法 L 考 が、 第 7

問

.

ž:

答 別妻のとおりである。

8 L T た 現 7 5 事 段 件 る 階 は 民 \equiv K 事 件 to 暮 から 时 件 3 四. 20 は 件 調 で IT で 查 件 確 0 あ 結 0 定 b 3 L 果 で T K 上 あ 訴 5 よ る る VC る 0 0 な کے 現 5 在 T 民 ` 確 政 未 府 定 FF 民 L 哥 た 事 佇 裁 事 ٤ 件 判 所 し 件 7. K 係 係 を 剧 含 属

民事裁判所

- 12.	l 😅	1	受	里			既		
行番	事件番号	受理月日	事 件 名	当 原告国籍 (申立人	窨 [事 者 被告国籍 (相手方)	既済月日	終局区分	- 信 考
1	00-1-62	1962年11月29日	損 害 賠 償、請 求	米	国	日本(琉珠)	1964年 7月20日	刻 決	原告一部勝訴
2	00-2-62	1962年 8月21日	破産宣告の申立	米		米国及び 日本 (琉球)	1963年12月18日	决 定	1963. 2. 7 破産宣告決定 1963. 12. 18 終結決定
3	00-1-64	1964年10月22日	貸 金 請 求	米	国	米 国	1965年 5月21日	合 令	
4	00-1-65	1965年 3月11日	離婚による財産分割の請求	米	国	米 国	1965年 7月13日	和 解	
5	00-2-65	1965年 4月12日	交通事故による損害賠償請求	米	国	米 国	i 1965年11月 2日 i	判決	原簪原告勝訴 被告上訴(AC-1-65号等件) 1966.5.13上訴款的以原判 決維持の判決
6	00-1-66		精神病院物察及び後見人指定	米	国	米 国	1966年10月22日	· 定	申 立 認 容
7	00-2-66	1966年 6月16日	当 選 無 劾	日 (琉 芽	本!	日 本(琉 珠)	 1966年12月 2日	判 決	移 送 事 件 いわゆる友利豪件
8	00-3-66	1966年 6月16日	過 納 金 返 還 請 求	日 (琉 斑	本()	日 本(琉 球)	1966年12月 2日		移 送 事 件 いわゆるサンマ事件
9	00-4-66	1966年11月17日	精神病院拘禁及び後見人指定	米	国	米 国	1966年12月22日	削 定	申 立 認 容
LO	00-1-67	1967年 6月28日	犯人引渡請求	米	国	米 国	1968年 7月25日	決 定 ほぼさない)	離婚の条件不履行により成立する犯罪の犯人引渡請求
IJ.	00-1-67	1967年11月29日	医療費及び慰謝料請求	米	国	日本(琉珠)			係属中
12	00-1-68	1968年 2月15日	精 神 病 者 後見人指定の申立	*	国	米 国	1968年 2月21日	决 定	申 立 認 容
13	00-2-68		精神病者の鑑定と拘禁を求める申立	米	国	米 国	1968年10月23日	決 定	申 立 認 容
14	00-1-70		同上	米	国	米 国	1970年10月16日	決 定	申 立 認 容

1

さ

れ

事

蓝

件

VC

は

J.

0

1

Ć

な

3 -

0

から 药

る

カュ

0

復

続

は

3

5

ts

る

か

0

答

1

米

王

民

胶

府

裁

判

所

民

事

專

件

C

1

1

六

七

号

医

療

薲

及

U

慰

謝

件

以

外

VC.

引

総

から

₹<u>`</u>

定

3

れ

T

V

る

靐

件

は

15

5

0

右

事

件

0

惠

築

0

内

容

及

US

経

過

は

次

0

7

な

b

で

あ

る

0

兴

事

者

及

75

代

理

人

原

告

ル

1.

0

.G

0

フ

1

ツ

ク

ス

未

成

年

者

米

玉

谿

米

玉

居

住

玉

籍

米

玉

居

住

1

1)

T

フ

1

ッ

ク

ス

右

0

母

親

米

同

事

件

を

引

杏

総

<

ح

7

が

予

湛

さ

れ

7

5

る

0

目

下

0

5

ح

3

右

事

料

請

交

喜

停

が

頭

在

未

资

1

件

لح

L

7

同

裁

判

所

VI_

栎

居

F

73

35

3

ズぶ

2

そ

0

引

継

ぎ

は

Ë

0

7

5

VC

な

さ

れ

る

カン

C

引

継

3

後

0

手

る

VC.

米

玉

民

政

府

0

裁

判

所

VC

係

属

宁

3

2

2

から

予

想

民

帰 時

原告代理人 ――アメリカ人弁護士

被 被 告 代 理 人 告 沖 松 繩 岡 人 電 弁 力 護 会 士 社 Ξ 沖 名 繩 法 人

○訴えの趣旨。原因

3 3 IJ 安 ルノノ 社 社 重 口 Z る シ 全 が ル が 原 損 5 宁 内 1. 設 故 護 設 告 5 害 訳 VC M 備 意 な 置 ハ M 恕 対 慰 対 灭 を ビ 1 D あ 償 謝 L L 总 红 17 る ジレ る T 料 0 i就 高 h" 慰 は 右 た 過 :良 圧 は 謝 專 五 ح 失 产 変 --料 右 万 故 2 M 浸 圧 九 事 1. VC VC 争 1 묾 六 7 故 よ ル あ b 17 VC 四 VC る る 高 接 年 (2 T よ 治 損 0 圧 た 触 う 療 害 7 变 0 L 金 費 7 賠 0 圧 た 月 T 五 被 五 償 器 7 0 負 万 0 万 2 被 VC 右 傷 \equiv 1. た 1. 1 告 題 0 日 L 精 ル 会 ル T S 事 被 神 社 0 故 700 不 告 支 的 は 2 金 は 具 松 苦 払 原 る ` 者 岡 を 痛 告 0 原 な 被 2 電 浓 VC パ 万 Ë 告 岩 力 な め 対 り 1. 1 会 会 0

理

経

過

一二日 |

高等弁務官、

民政府民

(事裁判)

所

0

裁判権を認

80

る決

定

九六七年 一一月二九日 訴 状 を提

九 六 七 年 一二月 四 日 被告答弁書 を提 出

四

月

DU

日

中

間

の争点

M

ういい

7

口

頭

弁論

開催

5 九六八年 四 月 五日 中 間 の争 V K 0 S T 判決

(注) 以後事 実上手続は進行 されてい ない。

右 事 件 VC 0 S 7 民 政 府 裁 判 所 VC お V て 行 な わ れ た 手 德 0 9 ち 本

2

邦

0

法

令

M

相

当

量

る

B

0

が

存

在

寸

る

部

分

K

つ

V

7

は

`

本

邦

0

裁

判

所

VC な S 7 な さ n た B 0 ٤ て 引 き 継 < 特 別 措 置 法 案 第 五 条 0

L た が 0 7 最 小 限 一 で VC 提 出 さ れ 7 S る 訴 状 答 弁 書 準 備

2 VC ts る 0

書

面

等

は

本

邦

0

裁

判

所

VC

提

出

さ

れ

た

B

0

لح

7

取

b

扱

わ

n

る

ح

9

そ 0 他 引 継 ぎ 後 \bigcirc 具 体 的 手 続 をどうする か VC. つ M て は 展

高

裁

判

所 VC お N 7 目 下 検 討 中 で あ る 0

問 五 追 7 疏 球 政 府 裁 判 所 か 5 米 民 政 府 裁 判 所 0 移 送 事 件 کے

(7)

<u>(</u>

17

7 問 題 ٤ な つ た 友 利 事 件 サ 1 7 專 件 事 件 0 経 緯 は

答 0 参 考 0 2 ح ろ を 参 照 0 判 決 Ö 効 力 は 復

帰

後どのように評価されるのか。

答 7 な る りい 2 九 B 5 0 L 0 で た な が 事 件 S つ 限 M て り 0 ح . S そ れ 7 れ 0 6 5 0 民 0 判 政 劾 决 府 裁 力 が は 公 判 承 序 所 良 認 0 判 さ 俗 決 又 n る は は ح 雪 善 ٤ 良 で 2 0 10 な 風 確 る 定 俗 0 M L 反 7

(1) 友利事件

合 罪 球 令 0 2 五 から 古 た K 中 当 年 が 友 0 K 政 月 5 島 __ 選 利 選 後 処 府 中 違 0 九 玉 月 被 無 氏 改 世 举 央 被 章 カン 六 反 七 す 選 Œ 効 は ら典 選 自 b 五 安 挙 を 右 3 日 侧 九 ___ 管 立 る 由 年 全 民 権 訴 を れ た 第 0 妨 委 候 政 琉 克 不 者 F 剝 害 VC 補 財 府 球 奪 服 現 -月 1 I 産 は 政 2 行 M T 0 条 Ŧ. た 若 当 府 規 布 かぶ 社 砂 九 L \bigcirc T 流 大 111 定 六 令 る 並 L は 7 F. 共 、会 球 統 L 六 法 < 讌 は 縔 5 ル 格 大 で V は 領 基 年 L は 院 衆 訴 員 7 法 3 0 利 行 VC _ 当 削 裁 本 罰 党 院 九 議 3 益 政 的 月 選 除 VC 対 た 友 員 金 n 議 1/ 命 さ 上 L 0 た 0 を た 利 員 令 影 訴 繰 権 中 た 欠 れ 的 受 隆 選 響 0 上 を 央 砂 格 てで H そ 彪 举 規 te 兴 尊 巡 JII V あ た 条 た 氏 0 0 及 定 選 る 0 重 回 旨 る 項 が 理 は ぼ 1/ L 無 裁 誠 0 0 2 由 L 7 7 基 カン 効 た は 布 議 は L 最 第 づ る 0 大 注 T 令 員 高 יועון 0 0 Ġ き VC 六 JL \sim A 決 問 0 領 げ 民 同 八 を 九 選 本 を 行 題 主 条 た 号 六 2 举 件 F 政 党 項 九 0 \equiv 9 が 六 命 8 L 布 は重 疏 圧 放

(2)2 布 C 2 本 3 合 米 サ 同 が る 件 7 六 布 年 2 移 7 な 友 < 送 令 1-ح 7 7 課 利 풍 を 3 老 税 氏 第 月 審 与 命 民 心 0 文 查 布 政 合 件 当 1 H 合 府 条 選 る れ 布 遨 を 権 思 3 告 0 理 料 限 認 酸 由 所 0 的 審 重 办言 府 音 罪 る 3 裁 OF 查 0 判 云 判 3 榁 移 0 7 决 所 は 送 K 5 を 2 は た 琉 本 を を を 下 球 件 命 適 認 本 政 は 2 合 た 用 件 説 府 布 め L 0 1 る 裁 た VC 明 合 る 3 関 判 布 0 2 た 所 2 告 2 B 2 M かぶ 0

は

IE

な

VC

友

利

氏

VC

沖

加出

0

裁

判

所

与

文

5

九

た

ح

問

題

2

3

九

T

際

民

政

府

It

中 を た が 課 訴 返 央 税 充 洲 品 還 Z 九 た 亭 n 付 3 回 目 六 件 M れ 裁 0 \equiv 中 老 対 加 た 中 年 央 起 文 上 M 那 巡 る そ 訴 サ 麗 九 2 0 裁 ~ 市 裁 税 六 2 直 2 7 0 は 金 五 3 B 後 が 鮮 法 年 VC 米 明 ح 魚 律 万 民 0 2 記 輸 不 月 政 几 主 n 3 入 溯 Ŧ を 府 張 n 業 及 余 别 過 は を 7 者 F. 布 去 認 0 から 業 原 C 令 な 8 布 則 0 者 溯 を S 合 VC 返 琉 政 0 四 0 加 還 球 7 正 万 VC 七 艺 2 漁 適 六 課 号 政 業 用 千 税 疏 1 IF. 会 課 余 3 杨 球 布 社 る 税 1. 礼 政 令 が 物 2 ル た 税 府 2 品 第 0 0 2 法 無 2 税 訴 VC え 裁 効 金 0 サ

半 制 2 れ ts 布 訴 2 4-3 年 所 ろ で 限 解 2 M ح 同 る ts を た は 対 8 判 列 2 が な あ 認 年 米 举 決 1 かぶ 2 + VC め 被 布 号 九 を 口 翌 本 有 意 た 7 六 告 樣 令 月 件 効 は 図 が 下 7 側 を は 六 な 物 3 九 M で 品 日 年 0 審 あ そ 理 n H Va 琉 查 税 六 沖 0 由 結 右 る 0 七 7 繩 法 月 球 で 局 3 刺 民 VC で な 年 判 7 政 き 指 決 政 よ 七 琉 決 敗 0 VC 3 府 b 府 球 訴 摘 訴 VC 事 H を 輸 民 は 政 状 裁 月 不 同 35 由 民 府 服 た M 法 3 は 半[政 S 政 側 琉 所 府 + 示 琉 n T V VC T 球 さ は 改 日 る 举 る 改 裁 府 0 球 政 正 漁 判 勝 改 は 同 れ げ 生 正 T 正 本 布 裁 所 府 布 訴 民 業 た 鮮 件 本 会 3 F が 判 政 サ 魚 令 n 社 件 訴 0 確 所 府 た 介 れ が VC 裁 定 は 品品 出 関 無 F は 類 た 移 VC 7 判 効 第 目 物 3 訴 VC VC L き 品 所 を 対 は 琉 を た は れ 審 同 判 0 中 税 球 命 前 審 例 物 る M 裁 年 決 判 判 品 布 政 合 記 Ŀ 記 前 る 課 税 府 反 決 所 で 令 MC 訴 税 利 個 た た 九 あ を 出 を VC 0 は 0 適 專 た 0 確 課 0 E

認

訴

六

適

Je le

当

た

腦

件

2

5

十

八

H

だ

5

ま

御

E

な

9

ح

を

議

お

五 追 瀬

長 麁 次 郎 现 衆 證 院 識 員 は カコ 0

繩 0 米 個 軍 法 会 1 VC よ 9 九 年 VC 服 沖

不 当 M 裁 判 3 れ _ 年 0 懲 役 VC

判 L 0 た 効 が 返 還 協 定 第 五 祭 裁 判 引 総 ざ 条 項 は カン カン る 裁

る 果 0 B 弓[查 総 <" 2 2 2 ts 3 0 ガコ 0 前 科 0 問 題 は Ë 9

ts 0 カュ 事 件 0 旣 要 は $\dot{}$ 答 0 参 考 を 念 照

長 謎 員 K 0 S 7 御 指 摘 0 2 2 き 華 件 が あ 2 た ح 2 は 承 知 1 7

答

瀬

で b は 本 な < た 現 同 在 誘 0 員 民 かぶ 政 裁 判 さ 九 た 裁 判 所 は Va わ W る 通 常 刑 0 喜 軍 法 惠

3 般 協 的 定 VC 第 管 Ŧ. 韓 条 L が T 引 S 総 た ぎ 軍 0 政 対 府 象 裁 2 判 L 所 T で 5 あ る 0 裁 た 判 F 図 承 係 知 事 1 件 7 は 5 る

審 證 中 0 特 别 措 置 法 案 第 \equiv 十 条 で \$ 明 6 カム VC 3 れ て

た

2

件

会

琉 球 政 府 0 裁 判 所 0 判 5 る

前 VC 確 定 L た B 0 月

府 0 裁 判 所 0 判 決 VC 0 1 7

CK 民 政

府 裁 判 所 0 前 身 で 岩 喜 沖 繩 人 0

決 VC 0

V 7 は 昭 和 + 七 年 四

及 は 昭

7 昭 和 _ 十

さ

n

た

0

係 心 和 知 0 \equiv 擬 総 件 + 問 則 は T 年 擬 規 協 1 定 定 四 答 3 問 2 月 0 上 十 引 五 0 昭 1 継 日 國 和 係 当 前 44 1 M JU で 0 十 確 は 対 4.6 定 六 象 参 V L 照 2 年 カコ + た ts は 月 B る ts 0 Ť 意 6 寸 蛛 で H で あ 付 B 主 る 时 前 た 0 で 1 科 条 復 2 約 御 は 帰 局 作 指 た 後 成 摘 6 は 第 0 な 本 2 土 五 V 2 刑 2 祭 き 法 関 承

参 好 考 古 昭 和 事 L 件 カン 十 6 0 깷 九 か 年 要 外 夏 人 は 2 米 次 民 0 L 7 2 政 退 府 お 去 0 は 1 2 命 合 奄 3 美 6 を 出 出 れ る

0

府 は 人 ح 裁 民 犯 0 判 判 党 人 决 所 蔵 事 置 件 で 10 懲 等 I 0 役 0 昭 カン ح 和 年 E 0 6 0 事 件 + 判 逐 決 捕 2 年 3 を 0 言 JU れ 関 連 月 S 渡 八 同 0 H さ 瀬 年 ま + 長 身 n L 月 た 立 た 0 0 2 服 \$ 法 名 役 0 十 院 ح 0 0 議 3 人 同 H 員 民 꾚 那 S 謊 党 当 員 わ 日 两 員 邪 軍 時 B は 奎 放 政 3

る

が

2

n

は

S

0

Ë

0

I

5

な

事

件

VC

0

查

割

决

を

受

付

た

0

9

民

政

府

裁

割

所

0

判

決

VC

は

9

現

在

B

服

役

中

0

者

は

何

名

3

カュ

ح

0

中

VC

は

無

期

懲

·役

0

者

カミ

人

V

3

7

0

ح

F

で

あ

カン 0

答 民 政 府 裁 判 所 0 言 渡 1, M 係 る 事 件 で 本 年 + 月 現 在 0 服 役 中 0 者

は. 放 名 沖 細 籍 日 本 X 7 あ る Z 承 知 L 7 5 る カゴ 役 以 中 L 0 他 名 仮

中 0 3 0 五 名 1 Va 30 n \$ 沖 繩 籍 H 本 人

現 関 在 係 JU 喜 + 項 6 当 歳 方 0 が 本 承 知 X 0 L 罪 7 名 S は る 殺 2 人 ح

ろ

は

次

0

2

な

0

で

あ

る

0

5

0

服

0

_

0

釈

九

六

0

年

九

月

+

八

H

\$

\$

0

日

者

0

1

海

兵 懲 L 軍 死 曹 VC から 勤 致 6 務 中 的 0 7 た B 2 3 0 を 0 被 告 から 九 ナ 六 1 年 フ 四 で 月 百 + 軍 曹 日 0 左

2 無 を 刺 現 期 懲 在 役 + 歲 0 日 本 0 罪 名 は 傷 害 致 死 九 六 八 年 判 决

月

刑 刺 四 で 殺 日 海 短 し 兵 た 期 B 懲 年 0 員 長 0 被 0 告 年 VC 九 六 対 量 九 年 る 暴 月 行 0 仕 十 返 七 え 日 判 -1 決 ٤ で L 懲 て 役 包 ち 不 ょ 定 5

期

で

四

期

八

第二条

昭 和 四十六年十月十八日

流 との 球 譜 間 島及び大東 0 協 定 0 擬 諸 問 島 擬 VC 答 関 \$ る日 本 国とア メ IJ 力 合衆国

第六条)

条

約

局

第 六 条

0 1 項

目

次

問 六 ì 1 定 振三 り公 に社 LO た財 の産 は移 、転 なと ぜそ かの 0他 0 財 蓬 10 場 合 E で 昊

六] 2 園と 化し三 引充公 きの社 継ばの がな財 れぜ産 るが及 J. 0 Z とま権 とた利 TI 義 るて激 かれを °6-は政 実山 除が 上引 いき か総 ts (" るこ

問

問 六 1 3 51 き三 総公 ぐ社 との は権 `利 ど義 5 務 いを う政 意府 味が カュー 。日 本 国 0 法 令 M 即 L 7

阿 六 Ī 4 億 も第 含六 ま祭 れコ る項 かに No 9 $\overline{}$ 財 産 __ K は 消 極 財 産 量 15 わ 5 負

問 六 I 5 第 六 条 VC S 9 ___ 財 産 __ M は ` 動 産 B 含 ま 礼 る か 0

j 6 公 社 0 対 米 债 務 等 0 負 债 B E 本 政 府 が 引 き 総 <" 0 か。

関及 係び でそ どの の職

問

六

1

7

認

定三

と公

の社

問

六

よ員 5 K に対 取す りる 级冲 わ繩 れ住 る民 との と請 と求 な権 るは の返 か還

9 11 10 8

7

2

頁

to

る

規

問 問 問 問 問 問 問 六 六 六 六 六 六 六 0 1 I 1 1 I 1 1 2 14 13 12 11 9 10 8 項 5 本録 体 復 利ま る 政に米 的復 帰三 (で三 にた三 OA 府あ国 運公 に帰 後公 な、公 か表 のげ政 らそ社 は前 ど社 営社 OVC 同ら府 EK さは なのの 即 0 れ、 い雇職 意れが の地 よ道 と用員 るる産 はて復 よ主 う路 る復 7 0000 い帰 に等 5 K の帰 考のは S かのら どる後 に返 タ条? 克 10 か後 °がち て件復 のもも 処還 て底 ば 07 まあ ど 取地 よの保 理さ 良は帰 n たる うの有 され 得に ぞ ح い、後 `と水 にほす すな か少も ٤ と思道 れる n E のわの しかる る土 でな引 るつ S よれ設 てに財 の地 ح のて くき カン うる備 与何産 かの と続 VC かい TS なが等 えがと 0.1. 03 もき 水 る 設いて るあし VC 組 道 民 現雇 僧とは 在用 のるて あ 有 織 関 等のう のよ復 かかは る 地 VC 係 のさ 維う帰 003 財 0 よ 水れ 0 持な後 産 使 b 施 ま合 準る 。財施 た意 は 用 E よの 設 管產設 議 権 0 りか が は引区 は 日事 具 1 あ

15

0 3 項

問 1 15

六 は取

問 問 六 六 1 I 17 16 で な第 な得協 〈六 一条 保3 有項 すの る埋 一立 埋地 立に

ぜし定 かた第 。そ六 まの条 た他3 OK と埋む の立い よ地て 地つ 26

5--なに米 して 埋つ国 た、 立いが の米 地てと はもれ は国 、規ら な政 実定の ぜ府 かが 際し諸 にて島 0_ あし VC 所 有 る

のるい

かのて

1 18 財本 米 產国埋 侧 と政立 保 な府地 有 るにに 0 一移つ 埋 旨転い 立 規すて 地 定るは 0 たと第 実 態 のい六 を はう条 説 `想一 な定項 明 世 ぜに及 よ かせび ○ず二 一項 日の 本ど 国と 政く 府一 の日

と国 の政 規府 定の に復 よ元 り補 復償 元義 補務 義免 務除 をし 負て

問

六

1

19

こる

とが第

に、六

な日条

る本四

の政項

か府は

oは `

一米

0

4

項

問

六

償を 50

関 百 る 合 意 議 辜 録 第 項 0 趣 旨 を 説 明 步 ょ

問

六

1

20

第

六

条

K

0

合

意

議

毫

録

28

27

26 25 24 22

雪

る

問	A	阎	閆	闿	間	問		問
六	六	六	六	六	六	六		六
1	1	1	Prod	1	1	I		·I
28	27	26	25	24	23	22		21
	か引文	外建	つ	カュ	ど	别		M
萱	しきが那	に築合	い行	ん三	の那	有沖		か復
路	い総あ覇	は物意	て政	0和	よ羂	利繩		な帰
滯	でぐるの	何一識	〕用	:無	う空	なの		る前
築	はべに琉	がと事	そ建	指	な港	待米		条の
物	なきも球	あな録	の築	向	資施	遇軍		件沖
ع	い米か政	るつ2	概物	! 性	產設	をは		の繩
は	か国か府	のて(2)	要と	無	がと	与`		下化
^	。財わ庁	かいの	及し	線	引は	え水		にか
何	産ら舎	∘る柱	びて	標	きど	ら及		行け
カュ	とずに	が書	復揭	繣	継の	れび		なる
0	し、は	` è	帰げ	٤	が範	る電		わ水
	てと米	一同は	後ら	は	れ囲	の気		れ及
	合れ側	項)	のれ	何	るの	での		てび
ļ	意をか	K-	用て	カン	08	は供		い電
İ	護協ら	列次	途い	. 0	かの	た給		る気
Ì	亭定献	拳の	をる	那	o を	SIC		かの
	録に呈	さる	述も	1 AM	, V	かつ		0米
i i	によさ	れの	べの	空	∮ 5	\sim		軍
{	揺つれ	てを	ょの	港	0	て		, ~
i	げてた	い含の	な。	٤	ナカコ	復		
i	るわと	るむの	0;0	0	0	帰		供
į	のがい	も行	お	舅	重	袋	2	給
į	は方う	の政	0	達	た	\$		は
1	おが碑	以用	VC	V	; >	特		i `
į			ŀ	•		1		
i i			. N	(A)		Î.		
		Ş 4		3				

日

問 問 問 图 問 間 图 問 13 間 問 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 I 1 I 1 1 1 I I I 1 I 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 局の 航 F 何 摘 口 本一 をか宮 の施 路燈 口 島 か南 禁 に資 設合 そ 国那 わ `古 に 設 ラ 標台 1 一大。 看 0 な産 。黨 政哥 があ島 ts 0 識十 ン 隔 東 向 他 る引・ 区懿 府水 国れロ 送 る区 と四 À 航 Ø: と総 生 域壓 101 がばラ の域 信 72 > 行 等 考哲 紐 路 外绿 移 1 引そン 局 かっ つ燈 用 0 線 線 タの KKK 転ル きれA Z °水 て浮 通 器 標 て対 VC なあ さ地 継ぞ送 は 域 信 識 い標 島 よ象 るげ は れ区 がれ信 何 を る十 シ 及 施 いと \$ 5 るし なの局 カン 含 が七 ス 設 ど U かな のれ \$1C い機の を テ 宫 2 03 とて 0 のあ の能ほ 0 そ違 古 4 ょ 道 は 考い はいか る 内 の燈 لح 島 5 何 略 える ど米 うかに 他二 0 は 0 か て路 な 0 の財 なんロ 航 と組 何 0 \$ よ線 総 よ産 ぜ°ラ 空かはそ か 对 0 延 いは うで かまン どの 標 空 が 長 カン な協 ○た局 識 ん他 OV 通 あ は も定 うが なの de 信 · - 300 る の発 他冲 も近 B 加 0 約 122 か効 の細 の距 本 汉 か 8 00 DIC 政 カム競技 0 復 日 °用 ラあ 府 と 0 帰 M ンる 0

0

は

签

丰

問 六 1 40 °VC空 開軍 放。 さ海 れ軍 る補 部助 分脑 に設 あの るう 設ち 備日 一本 と国 は政 `府 EK のよ

間 問 六 六 I 1 42 41 な用 渡 嘉 敷 0 0 施 設 は 復 帰 後 E 0 1 9 M 使 9 0 カン

(0) 套 夷 o 小 笠 原 國 酒 問 題

問 問 問 六 六 六 1 1 1 43 45 44 ど県 財 説 う有今 產今 阴密 な財回 の回 せ美 よ返 る産の 引の °還 證協 のの部 か引定 懲 が定 定 °継に WW 館 ぎは 詞は 中了 10° \equiv 関衝 る徳 条 2 美を 規美 る返 定の 沖 規還 が場 繩 定協 な合 返 が定 いと 還 協 な第 の異 SE はな 定 なつ 寫 が条 · 5 ぜて 六 そ項 かい 条 のの 0疏 0 引よ 相 球 継り 政 違 ぎな 府 点 は国 0 E

六 六 1 1 47 46 等 の米 引国 総が ぎ行 はな どつ 57 すき るた の施 か設 OVC . 関 連 -る 公 文 0 锡 書 合 0 証 ػ 铷 2 物 件

觞 定源 中貨 KO 规交 定標 すに るつ うない 要で はは ts? か奄 つ美 た返 の選 か協 °定

間

F

65 64 62 6.0 55 あと ものつ るし三 かて公 のた那 ○は社 かめ題 合財 意産 諡以 喜外. 録の に財 摇筐 げで ら日 九本 て政 い府 るに も窓 の転 以さ 外れ にる よる 何も う使 がの

53 52 54

間	间	Fil	問
六	六	六	六
1	· I]	1
51	50	49	48
0	りなしなカ	くと	億
よ小	ううてけ合電	かす政	務雹
う笠	るとはれ衆美	°る府	の美
に原	のと、ば国返	方は	処返
し返	でに沖な政選	金、	理還
た選	はよ謎ら府骸	で本	は協
のの	なつのなと定	あ件	ど定
か場	いて返いの館	る部	の第
○ 合	かの選。間三	か政	よ三
i VC	○みの一で条	○関	う条
は	: `時と、3	米係	VC 3
>	本期定、項	国の	な項
日	件とめ、は	政債	つに
米	震はて合う	府権	てい
	極無い意一	が價	いう
10	億関るさ日	自務	る意
資	務係以れ本	らを	か美
産	のに上る国	支ど	0 0
0	最、一と政	払の	郵
<u> </u>	終一日お府	うよ	政
WAG WAG	的合米りは	べら	圆
8	解意両に、	きな	係
は	決一政決ア	で形	0
1	がを府済メ	はで	價
ど	図行としり	な処	権
	52		*

○第六条

問 六 1 \equiv 公 社 0 財 産 移 际 2 そ 0 他 0 財 產 0 場 合 کے で 異 な る

規

定

ぶりにしたのは、なぜか。

答 含 設 項 Ł ts B 主 80 80 VC た 異 た 設 \equiv 0 0 備 規 7 な X 企。 公 T 7 で は 引 城 あ 定 第 3 業。の 社 7 六 異 き 0 る 特 体o引 0 総 総 る 条 色 马[ts 中 が を <" VC 2 で 引 る ぎ 総 規 必 Ξ あ 更 あ き ぎ な M 要 定 る 公 b る 総 2 0 VC 3 社 從 (" ど 場 2 カジ 0 り あ き 0 復 つ で ح ま 合 do 場 7 5 VC る 帰 7 5 VC 3 す 企 他 は L 0 合 0 わ 業 そ た で VC 日 が 0 から 体 わ は M 国 財 行 0 た け 2 と 他 2 提 產 政 が で 0 L 供 引 2 用 文 カン 0 点 b 3 b ば あ 建 資 て き 総 け 築 產 発 る M 0 2 M 0 怪 < \$ そ る 物 電 T そ 機 質 施 規 0 負 か 上 設 定 億 設 航 0 ん 略 から 7 储 他 7 L ダ 0 4 等 た 標 檐 か 区 0 山 か 艦 城 財 E 利 等 0 る 外 産 等 美 \equiv 0 0 公 3 部 VC は で 0 物 務 社 0 が あ あ 場 理 を 施 る る K 2 同 合 含 的

ta

沖

5

問 六 1 2 引 L 三 き た 総 公 0 は 社 办言 0 九 ts 財 世 る 2 產 カュ 2 0 及 U 2 ま 権 た to ` 利 る 5 窦 か 0 れ 務 5 を は 政 実 府 深 上 かぶ 引 5 さ か 継 72 <" る 機 5 関 2 2 M

答 懿 量 そ 繩 世 が 3 锡 県 務 る 豆 礼 琉 関 定 12 か 及 咨 ぞ 球 係 上 は MC か カュ W 国 世 は 継 九 電 る 日 <* 沖 財 力 内 本 政 ょ 法 日 ح 公 繩 産 政 沖 府 わ 振 及 府 間 米 2 繩 社 から 注 UF 電 兴 が 随 国 で 2 開 権 移 自 ts 力 琉 0 1 V 発 利 蕊 身 粽 問 球 0 る 雪 式 金 諺 選 VC た 0 かぶ 水 融 方 道 務 る 2 会 ょ 6 公 針 右 社 公 は 引 ح b L 業 1 庫 -き 2 7 決 社 VC 復 総 5 は 定 務 沖 及 E 及 引 帰 下 <" 7 を 繩 U 杏 45 琉 ح る ح 県 0) 玉 S 統 日 会 2 九 立 及 球 0 カコ 45 が 7 5 法 VC VC から ts 3 沖 最 \equiv 沖 発 れ 0 お L る 繩 後 繩 B 公 問 金 た S 社 ح 電 逾 題 総 振 T \$ 融 3 力 切 0 機 興 公 御 0 で 粽 لح 審 で で 財 あ 関 開 社 式 な 產 議 る 発 0 あ あ VC 及 る 会 引 業 3 金 願 3 0 0 社 0 7 U で さ 融 務 0 考 権 7 継 公 は 兔

利

S

が

庫

政 な 府 から 水 引 道 き 公 社 総 <" 0 ح 財 کے 產 及 کے Tr な 3 權 5 利 0 美 務 注 0 2 9 5 及 W 福 注 地 办 3 4 C 係 る \$ 0 は

注 1 \equiv 公 社 闋 係 国 内 法 家 0 関 係 規 定 は 次 0 と 古

9

繩

電

(1) ガ 涤 琉 式 璘 会 電 社 力 0 公 社 設 立 等 VC 沖 関 繩 雪 振 る 興 規 開 定 発 が 特 あ 别 る 措 0 置 法 中 K 沖

+ 八 条 5 政 府 は ` 会 社 0 骽 立 VC 際 L

附

則

第

L 7 協 定 第 六 条 第 項 0 規 定 M

7

b

政

府

0

全

部

会

社

M

対

KC 参 移 転 さ 礼 る 琉 球 電 力 公 社 0 財 産

出 資 1 る B 0 7 J-る 0

協 定 第 六 条 第 項 0 規 定 VC ょ 1) 政 府 が

附

則

第

十

八

条

12

亏!

き

会

社

0

継 成 ζ" 立 琉 球 0 時 電 VC' 力 公 社 0 権 利 及 U 義 務 は

会 社 VC 承 総 さ れ る 0

(口) 琉 球 水 道 公 社 沖 繩 0 復 帰 VC 伴 5 特 別 措 置 法 中

VC

次

0

規

定 が あ る 0

琉 球 水 道 公 社

第 \equiv + 六 条 琉 球 諸 島 及 W 大 東 諸 島 K 関 す る 日 本

2 ア 义 IJ 力 合 衆 玉 と 0 間 0 協 定 第 六 条 第 項 0 規 定 VC

財 9 產 政 そ 府 0 VC 他 移 0 転 権 L 利 又 及 は U 義 政 務 府 は がご • 引 政 き 総 令 6 S 定 だ 琉 め る 球 \$ 水 道 0 公 を 除 社 き、

0

ょ

玉

ح 0 法 律 0 施 行 0 時 K お S T 沖 繩 県 が 承 継 雪 る 0.

琉 球 開 発 金 融 公 社 沖 繩 振 興 開 発 金 融 公

庫

法

__

0

附

則

4)

M

次

0

規

定

が

あ

る

0

第

\$

0

大

衆

金

権

琉 球 開 発 金 融 公 社 等 カン Ġ 0 権 利 義 務 0 承 继 等

四 条 公 庫 0 成 立 0 際 1 現 VC 琉 球 開 発 金 融 公 社 0 有 1 る

利 義 務 で ` 協 定 K 基 づ S 7 政 府 が 引 き 継 < ح لح بح な る

融 公 庫 0 有 百 る 権 利 義 務 及 U 琉 球 政 府 0 産

業 は 住 8 開 本 宅 る 土 莚 発 B 産 資 設 0 金 を 米 資 融 除 穀 金 通 3 資 融 特 金 通 别 そ 特 特 会 别 别 0 計 時 会 会 計 計 M 運 1 な M 設 属 農 S 船 寸 林 て 建 漁 公 る 造 業 庫 権 資 資 が 利 金 承 義 金 融 継 融 務 通 す 逼 は 特 る 特 別 0 别 政 会 令 会 計 計 で 定 又

2 か 0 0 価 5 承 前 公 額 総 項 庫 さ 0 0 合 規 礼 VC 計 定 出 た 資 額 権 K さ を 利 ょ 義 9 れ 差 た 務 公 L 引 \$ 庫 K 係 が 0 Va 2 る 権 た 专 金 資 利 る 額 義 産 0 務 K 0 相 価 を 当 額 承 重 継 0 る 合 L 金 計 た 額 額 2 き が か は 3 負 政 府 債 そ

3 前 項 0 資 産 及 45 負 债 0 評 価 0 方 法 VC 0 S T は 政 令 で 定

め

る

注 K 2 米 側 が 福 建 地 設 夕" を 4 進 VC 8 0 7 S Va て る は が 復 万 帰 重 復 で 帰 VC 時 完 VC 成 完 量 成 る 3 ح れ 2 ts を 目 S 場 標

合 M は 復 帰 後 国 が 工 事 を 引 さ 継 ぎ ح n を 完 成 さ 世 る ح Ł

となろう。

注 3 る B 0 は 琉 球 水 政 道 府 が 公 社 引 き 0 財 継 ζ" 産 及 ح ٤ U ٤ 権 な 利 る 義 ح 務 ح 0 ろ 5 5 注 水 源 1 開 (11) VC 発 引 M

< do た 規 0 定 を 中 政 令 政 で 特 令 定 で 定 L .7 め ح る れ B を 0) 沖 を 繩 除 県 き 2 0 承 は 継 0 政 対 府 象 が 引 か き

継

用

係

外する趣旨である。

問 六 3 き 総 \equiv <" 公 社 2 は 0 精 ど 利 5 蘊 務 Va 5 を 意 政 咏 府 が かい 日 本 国 0 法 合 M 則 7 引

答 M 加 職 道 行 0 K 吏 る 員 \equiv 点 適 た わ 公 が 以 社 を 合 公 0 わ た 社 雪 上 身 0 明 3 かぶ 2 は 分 6 る ds 経 0 国 0 関 営 旛 地 か 1 0 2 0 方 係 を VC 5 کے 法 で 利 公 VC 引 な を 令 あ 懿 L 務 關 游 き 形 前 る 0 た 員 わ で 提 下 は 重 総 753 法 る <" 2 6 け 行 場 行 \$ 6 な 復 2 0 L 適 あ 5 帰 0 0 合 7 15 用 VC 3 必 袋 VC b 取 を は 0 要 松 n 引 VC 0 受 5 から 利 る E な 付 た あ 赫 ~ W. 係 7 同 る は 2 る VC 公 る 務 き , 社 文 基 ح 0 0 5 権 2 ば 利 兴 0 引 2 づ で M 該 档 継 は < 0 利 ぎ 行 な 胚 復 本 V B 使 義 \$ 5 る 員 帰 築 0 0 後 及 が 務 古 を わ ---県 沖 項 7 25 含 0 が 葶 0 . 5 繝 幾 国 \$ 8 ち 県 段 涔 腾 0 to 法 < が 多 員 2 7 0 VC 岐 0 水 令 履 2

問 六 4 B 第 ず 六 れ 条 る 1 項 か VC S 5 財 産 M は 消 極 財 産 す な わ ち 負

債

財 概 産 念 第 0 2 六 ほ L 条 か て 1 用 項 债 S 0 框 5 財 れ 0 债 産 て 務 な B り は 含 玄 積 九 極 た る 財 が 产 及 て U ح 消 n 極 K 財 は 産 0 有 双 体 方 を 無 含 体 步 0

分

問 六 1 5 第 六 条 2 項 0 財 産 K は 動 産 B 含 弘 れ る カン

答 が 保 產 録 安 れ 5 第 VC 六 る 施 な 揭 条 設 B 0 げ 2 0 0 7 る 場 項 で 5 例 0 あ 合 る か b が 6 \neg 財 B カュ 産 動 み か カュ る 産 6 か る 施 を れ 0 施 設 排 る 主 た 設 は 除 2 VC 重 る 樣 な B 能 は る b 動 趣 0 L 旨 5 産 は 建 Z る で 物 観 状 は そ 同 念 項 態 ts 0 で < VC L 他 5 わ 土 閿 寸 る から た 地 る ょ ٤ 王 以 5 外 合 K 充 意 引 な ば 0 器 航 識 き 不 材 継 空 動

B

含

ま

れ

T

5

る

問 六 1 6 公 社 0 対 米 債 務 等 0 負 債 B 日 本 政 府 が 引 き 継 <" 0 か

答 本 政 対 米 府 が 债 引 務 き を 継 含 <" 彭 が \equiv 7 公 社 最 終 0 的 負 VC 價 \$ は 協 定 2 第 n 六 6 0 条 公 VC 社 從 0 業 7 務 委 つ 引 た き N 継 日

<" 機 関 VC 帰 属 1 る ح ٤

VC ts る

琉三 迩 公 開社 発の 金対 融米 公債 社務

ポモ

万レデは

ルシテ次

七ン。

〇かク

月僧

現入

一約

在金卜

六コ

年らレが

六のデあ

ィる

1. 1 注

年財 六務 月省 玛 証 在券 一約 九 六 0 万 Y. 七

霞 力 公 社

琉

琢

問 六 7 定 ٤ \equiv 公 0 社 関 係 及 35 で £ そ 0 0 職 ょ 員 5 VC VC 対 取 -Ab る 扬 冲 か 繩 n 住 る 民 ح 7 0 لح 請 な 求 る 権 は 0 返 カン 0 還 協

答 松" 规 ľ 5 B 局 が 7 闋 定 行 わ 的 0 \equiv VC 公 公 ts が VC S ts لح 社 社 る わ 方 は 基 お 関 う کے 及 n 0 0 係 U き 義 は 以 る 国 ح 住 滲 そ 承 上 ح 内 n 民 知 0 ٤ 問 0 6 楠 0 ٤ 職 は 顋 酸 L ح 0 __ 0 環 7 で 公 施 T 員 S VC は 間 社 あ 扳 を V 5 对 遷 京 b な 独 VC 0 to \$ で 發 3 立 お 時 S 継 3 B H B が VC 0 わ 7 沖 る だろ 0 企 To が 2 繩 變 関 旦 か S 国 ح 依 0 VC. 住 0 0 日 L か E 種 本 る 民 關 六 7 Je Je 請 0 係 L 0 7 法 譜 返 浓 請 3 TO 趛 令 浓 誇 府 還 求 0 \equiv VC 権 撼 檐 求 VC は 丰 公 権 引 岩 0 0 社 き 館 づ لح 問 処 NC き 然 六 般 題 理 to 7 は る が 条 VC. が 0 0 き 4 は 0 九 1 現 妥 M 処 後 項 2 0 当 ば 継 生 終 九 理 0

子 民 政 る 府 B 0 0 で 標 あ 関 る کے کے ح 3 T 7 0 個 形 式 面 的 を あ VC わ せ せ よ 有 L ح T れ B S る 0 公 ح 2 社 \$ は 喜 同 実 肼 で VC あ 米

さ は 観 念 n る 返 さ 2 か 5 b 還 項 れ 0 協 る 雪 M 問 れ 定 ~ ば 題 き 第 2 で 公 六 社 条 あ 5 右 5 は 0 b 1 項 施 カュ き 政 かっ 0 5 で ず 権 問 る あ 者 題 n 側 る K た で 面 る は M な 7 米 阒 < 园 連 F そ L 7 0 ح む 0 何 B 3 種 6 0 VC カュ 0 第 請 対 0 量 請 浆 四 求 る 条 0 が 取 請 1 提 浓 項 扱

Z

ts

5

起

問 六 8 財 0 X 維 産 域 \equiv 持 0 公 0 引 社 中 管 継 0 M 理 ぎ 2 財 は E は 產 1 す 0 E 具 3 9 体 5 ち \$ 的 ts 0 VC 3 水 が E 道 0 あ 5 カュ る 0 0 TI 2 設 る 思 す 備 た 等 0 わ VC か n る 2 は 0 が ょ 復 5 ح 帰 後 な 0 證 1 施 備 5 設 な

答

(1) る は 地 域 あ が 復 \equiv ح る を 方 帰 公 \equiv 地 施 は 0 社 から 0 公 8 位 設 な ح 社 H 0 あ 協 6 問 0 n VC 企 0 b 定 な X 六 を 提 業 財 克 域 1 引 S 供 体 產 ょ 2 条 0 1 さ き 7 0 5 4 た 総 参 れ L 場 0 な だ 照 1" る a 7 合 0 V L ح 施 M 0 規 2 5 性 設 は 定 2 右 は 質 0 VC から 本 0 X K そ 技 I 設 0 第 域 カュ 0 る 術 電 備 六 0 2 他 等 的 柱 等 条 上 が 0 L K 館 0 0 VC 2 引 か 無 ご 存 あ 継 る 理 2 重 項 そ 3 財 べ で 李 3 0 5 0 产 き あ 8 部 規 2 設 0 措 る 0 分 定 な 備 場 晋 は F で カュ 等 は 合 が 5 明 ろ 施 2 0 な ts そ 5 5 設 異 さ 場 0 かっ 0 部 15 底 n X 6 わ から

 (\Box) 切 樣 壑 出 0 入 ts 0 を 維 5 処 図 靐 0 持 0 理 例 る 便 ょ 0 を M 必 宜 5 管 な 要 を 理 な 5 T が 設 図 を ず 支 備 S あ る S る 等 障 等 る 合 尴 が な M 所 同 < 設 つ 存 委 そ 行 S 0 で 員 0 区 な 7 あ 会 は 細 域 5 る を 目 0 5 o, 通 提 K 復 る 量 供 帰 0 ょ る 2 S 後 9 米 0 て \equiv 側 は 公 関 当 5 係 社 0 本 で 該 0 土 協 後 な 設 議 継 K 6 な 5 機 0 5 等 付 阋 かゝ 文 る が 0

遺

同

調

0

そ

問 六 9 A 麦 M 即 T S え ば ど ح ど ح W. 水 道 関 係 0 施 設 カジ 3 る

カコ 0

答 A 袤 中 VC 则 L 7 S 之 ば 次 0 箇 所 VC 水 道 関 係 施 設 が あ る

(1) 北 部 訓 練場 No.

(4) ャ ン プ 0 /\ ン セ ン 16. 끄

(力)

ナ

プ

0

7

力

h

IJ

ア

ス

√ Ma

31

(=)

嘉

手納

弾

薬庫

地

区

No.

22

(F) 嘉 手納飛 行 揚 16.

(1))

ホ

ワ

1

1

C

E

1

チ

地区

*N*6.

48

(11) 牧港住宅 地 X No. 61

> (口) 牛 ヤ ン プ 1 2 ŋ ブ <u>M</u>6.

9

0

(4) 牛 ヤ ンプ 1 グ No. 33

(分)キ ヤ ンプ 瑞慶覧 *N*6. 44

(x) 普 天 間飛 行 場 No. 51

(F) 那覇 空軍 海 軍 補助 施 設 16. 66

等

条

件

は

わ

が

3

0

法

令

当

該

後

総

機

関

٤

蠁

員

2

0

間

0

労

働

約

等

٦.

問 六 1 10 た TE 5 三 そ 公 な 社 0 S 2 歷 0 考 聯 用 之 員 0 7 は 条 件 ょ は 復 Va 帰 か 0 少 後 B ta < 引 2 き \$ 続 き 玥 在. 雇 用 0 5 水 れ 進 る I b 0 不 か 0 利

VC

す

答 (口) (1) 繩 は 総 れ け T て る 電 ぎ る 以 \equiv 51 S 協 力 上 権 公 き 引 M る 定 述 社 継 株 0 利 継 第 が 式 雪 繪 ぎ べ 0 さ 六 職 会 る 5 務 を た 九 条 Z 員 る 社 图 規 VC 0 l 定 内 中 な が ح. 項 b ٤ 沖 法 VC 復 わ L は 繩 は で 帰 が VC 7 7 が 県 あ 確 国 後 な S \equiv 及 鹏 各 保 0 る る 5 公 45 国 員 から 公 さ 7 کے 社 社 沖 7 n 内 ح 0 0 復 繩 的 身 ろ 財 0 T \equiv 簽 振 公 な 分 帰 S 産 総 関 後 興 社. 措 る ح 及 機 0 開 置 係 VC 0 0 45 な 闆 発 雕 と M 規 権 注 金 M け VC 員 L 定 利 融 雪 引 は VC る T 諺 3 發 具 き 公 3 I 務 継 B 体 総 庫 0 0 模 的 \equiv が 0 0 T 日 な n 鹏 関 B 引 公 米 社 き 雇 る 員 た 含 間 2 る 0 古 総 用 ح VC 沖 引 0 Z n が な

な で 2 کے き け ま る め で 5 雇 保 用 れ 障 る 0 B चे 条 る 件 0 B を で あ 0 将 で 来 9 は M ts 協 わ 定 5 た 第 0 六 7 条 般 1 項 的 0 K 規 復 定 帰 は 後 B 復 維 持 帰 す 前 VC る

(4) ぎ 命 が 後 VC さ B ょ 継 れ 0 ٤ 5 機 た ` 関 B 理 事 出 VC 等 Ξ 資 引 者 公 き 継 三 社 0 が 公 地 0 社 構 位 れ な 0 成 B 出 日 員 S では 資 本 2 者 個 ٤ あ は た から る 占 7 \equiv 米 め B る 公 国 社 政 米 5 کے 玉 府 0 VC 日 個 政 府 な 本 を る 代 VC 側 表 ょ ح ^ 雪 2 0 0 る 引 か 7 者 任 B 総

往)

4

て

当

然

0

ح

と

2

S

之

ょ

5

0

務 S ょ 復 が b 帰 \$ n 沖 沖 る خ VC 繩 繩 振 伴 振 ح \equiv 0 引 7 公 興 5 興 継 社 VC 開 開 特 ぎ 発 な 発 别 0 K 権 金 措 特 5 含 7 利 别 融 置 ま 措 お 뺧 公 K n b 庫 関 務 置 7. 法 法 は \$ 職 -0 附 5 る 附 る 員 そ 則 法 則 0 第 0 律 n 館 雇 十 ぞ 第 四 八 \equiv 用 れ 条 条 関 0 六 12 係 開 後 条 (憲力公社)、、神 K 継 発 水 関 機 金 子 道 関 融 公 る VC 公 権 引 社 社 利 き 絕 義 継 VC 及 0

問 六 1 11 M 運 \equiv 営 公 3 社 れ は る 復 0 帰 カン 0 後 そ n ぞ 礼 V か な 3 組 織 VC ょ 9 Ë 0 J.

5

答 諸 3 あ == 蓫 嗣 融 0 融 復 経 務 潍 る 公 発 裳 公 帰 公 琉 備 社 斉 かぶ 魔 45 济 後 0 涨 庫 変 0 0 法 别 そ 5 電 0 カジ 進 発 꽳 ち 政 挡 0 51 5 れ 汀 務 福 め 展 ぞ 府 中 置 継 公 n を 7 E 地 法 ぎ を 社 0 れ 7 念 引 立 豆 ` L 规 VC ` 少" 頭 鑑 7 定 Va 沖 関 き 沖 琉 1 る VC は 治 L 繩 量 継 17 繩 球 置 所 M 係 T 復 る 雷 水 S 存 関 3 今 S 帰 力 道 5 必 で で て 後 量 \$ る K 要 運 株 公 あ \equiv 0 2 3 伴 靐 営 式 社 0 る 公 \$ 基 は 5 項 1 会 及 社 ` 1 本 特 は 社 45 ts 3 `` 復 別 0 的 5 政 な 琉 義 な 沖 帰 府 搭 7 球 B 務 関 繩 後 かぶ 水 置 下 VC 别 引 係 引 道 法 0 国 県 ts 発 継 沖 は き 公 及 会 る 及 金 ` ぎ 社 総 縋 45 審 U. 融 から M 0 以 (" 沖 ` 懿 冲 公 0 関 民 上 財 繩 社 ح ح 繩 中 中 生 0 2 產 振 振 0 0 12 る کے 交 0 7 顯 興 沖 5 業 具 安 な 45 開 繩 開 な 0 務 体 定 り 3 稽 発 振 公 発 は 的 及 0 で 利 社 金 興 金

問 六 12 \equiv 公 社 道 路 等 0 底 地 VC ts 0 0 7 V る 民 有 地 0 传 用 耀 は

復帰後どのように取得するのか。

答 楚 0 話 は 電 話 御 ts 力 を 30 から 公 借 社 用 れ ガジ を 5 公 通 円 沖 15 社 満 0 水 靐 道 0 VC 10 VC 7 業 5 妥 取 公 る な る 社 ち 得 中 結 わ MC け 資 कु 哥 琉 -p る け ح る る 産 道 ぎ 球 で 公 開 用 8 を 路 あ ح TS 2 引 等 考 کے 発 る 地 2 を 等 慮 2 き 0 が 金 0 総 ts で 融 期 0 世 用 る 待 ざ 1 地 公 政 暫 社 る 团 土 VC 府 定 地 は 使 女 TI T 所 用 È 県 か 建 る IC ts 7 有 關 物 海 から T 雪 2 る 取 ح 土 得 豆 土 る 迅 万 法 3 地 有 場 地 0 問 所 地 E か 所 か 有 題 あ ル 有 0 る 者 使 る は 注 話 2 TI 7 0 用 0

注 同 法 五 条 航 뭉 空 通 水 信 施 道 設 号 묽 電 力 航 路 標 四 識 무 及 飛 75 七 行

参

照

② 2 項

嗣

六 1 13 復 帰 ili VC 地 主 VC 返 還 さ n る 土 地 0 L M あ る 財 M は 具

体

的 - VC は E 0 t 9 VC 娅 理 さ れ る 0 カン 0

0 返 復 透 帰 0 前 際 VC 坳 米 主 T VC 2 派 扯 遷 主 さ 2 九 0 る 土 間 地 0 影 0 合 L VC V あ M よ る 米 0 て 团 そ 0 0 财 蓬 廽 は 土 が 地

5 九 3 0 L た が 0 7 話 合 V 0 結 果 Va か 2 で は た 処 2 文 方 法 ば

まま地主の所有に帰する

5

2

ds

あ

D

5

る

米

軍

が

そ

0

土

拡

0

L

M

作

う

た

建

畅

が

そ

0

決

的

問 六 1 14 府 MC 米 あ 0 国 げ 口 政 6 意 は n 府 が T 復 ど S 帰 0 る 後 do よ B 5 0 保 VC 0 有 re L 4 カン 7 3 与 VC 財 充 何 産 3 が ٤ あ 0 3 نا. か 0 7 かっ 0 は 计 合 だ H 100 本 藝 録 政

答 米 FIR لح 灵 3 米 等 艦 7 図 る 7: 局 次 図 0 政 から る 政 政 府 0 あ 强 財 府 から る 府 沖 0 治 溢 かぎ 0 公文 خ 復 同 繩 帰 5 統 意 0 簽 施 VC 7 n を 関 は 0 与 .0 設 1 沖 3 克 全 ٥ る 繩 部 合 る 区 VC 交 澎 形 域 か 100mm な 2 製 定 外 0 公 H は で S 文 録 7 質 特 保 VC VC 間 有 VC 搞 揭 加 官 VC 設 げ 対 W. 定 る る る L 0 ح 也 区 3 多 雪 7 V は 域 2 0 0 M. ts 0 立 A る FE で た 图 保 係 送 右 か 有 油 0 0 包 -f-管 中 括 话 V る 総 等 的 0 か 脑 5 が À

涯 喜 0 録 住 的 宅 及 VC 及 行 75 交 75 12 즺 5 V 必 公 0 文 要 0 3 VC 0 な ょ Á 関 V 0 係 0 7 与 7 0 文 諧 0 B 施 同 意 れ 設 20 VC は 0 0 具 S 体 ts 7 は 的 \$ -47 前 そ は n 記 ぞ 滲 0 送 省 れ 腾 油 合 管 意 員 等 談 用 涸

K 5 0 16 米 軍 置 T d を M 2 ょ る る 前 使 M 記 用 多 A 瑟 た 0 た 0 0 て 注 め 与 必 M 克 要 あ 5 to る 2 n 揩 <u>a</u> 置 な b ح を ٤ 2 日 M 本 3 政 な ح る 5 府 0) 3 かい 地 12 位 0 協 7 庭 な 0 VC

從

A 麦 淮 1 は 次 0 2 お り

プ 瑞 日 愿 本 覧 国 MC 胶 接 府 続 は 量 る ·貯 合 油 衆 施 囯 設 を 0 結 海 底 3: 電 合 線 衆 0 盃 9. 0 送 5 油 本 管 国 0 干 領 7.

VC る 關 部 分 並 地 U 位 M 協 施 定 設 及 M U 区 域 KC 资 糖 خ 3 合 绿 国 0 電 灵 通

M

あ

信

線

め

必

要

75

措

T.

を

٤

る

從 S 合 瘀 国 VC ょ る

運 歐 使 用 0 た

海

(0) 3 項

問 六 1 15 T 肠 取 定 得 第 六 L 条 た 7 3 0 VC 徳 お 0 M 埋 7 立 越 米 __ VC 国 0 政 5 府 から ح れ 5 0 話 鳥

は 75 ぜ カコ 0 重 た ح 0 j 9 な 埋 立 地 は 1 奚 劉 K あ 3 0 か

T

F

規

定

L

7

V

る

0

VC

35

答 财 7 L 復 承 府 合 継 V 7 産 帰 B が 土 75 は 2 0 取 予 自 趟 想 S TS 日 得 5 0 米 現 る L L 返 埋 玉 在 江 ょ た 7 立 厾 5 保 土 M 7 7 政 広 有 趟 3 た VC 府 < L かき 土 關 5 が 規 7 あ 3 趟 7 承 定 る S K る 0 総 L 3 場 米 カュ 您 取 た 中 合 N か 国 得 3 ~ M から 民 0 7 F 3 L 他 政 た 0 か で 人 府 埋 あ 埋 協 かる 0 布 Ĭ. る 立 3 定 埋 合 地 0 地 B 第 立 第 が 3 かぶ 六 7 0 現 漏 0 老 条 た 0 在 2 れ 含 土 六 3 あ de 放 め 号 項 地 < る ` は 30 は کے 実 日 米 取 本 は 際 国 民 得 米 烝 間 政 政 政 鱼 田 知 題 府 府 府 る 民 2 0 が が 場 政

米

国

民

政

府

办言

没

収

₽

る

0 米 国 因 政 府 布 合 第 百 六 号 ゲム 五 \equiv Ξ Ο

第一章 削除(改正一)

館 鰾 第 _ 認 者 許 琉 0 は 祭 TI 可 瓈 条 条 ζ. 塔 を 列 9 得 島 入 液 琉 琉 前 戮 琰 米 7 T 列 又 部 PER S B 列 M た は ょ 島 民 b B 泛 隐 処 米 又 米 b 渡 政 0 分 必 は 国 国 府 で は 又 tr 鮹 が 要 民 民 と は 政 亭 取 政 無 S 劾 귤 処 限 府 0 得 府 لے y かゝ 方 る が 分 1 承 安 2-6 法 埋 た 認 る 0 埋 雪 Y で 江 苍 土 処 半 ح 7 得 کے 地 T 分 該 T た 雪 5 -fer 0 土 は を 寸 地 る 埋 で 高 礼 7: 並 T 0 等 た ح 7 ts . F. 土 所 弁 کے 地 0 有 3 游 地 が は 土 1/2 れ 坳 Ò 官 襜 te で 高 は る 苍 等 质 M 0 b 第 73 弁 45 琉 事 琉 \equiv 前 受 0 務 -?-列 者 け 0 官 0 催; た 島へ 承 0

間 六 1 16 で 63 TE < 六 条 保 3 有 項 -p-0 る 翅 VI 運 地 VC V 地 0 2 S 7. L た 淤 0 Id ts 政 府 ぜ かぶ カン 0 所 有 3 3

答

3 所 VC は 3 3 老 0 本 は خ 灰 有 帰 ` 質 E T 取 厖 C 2 映 前 楂 壓 第 得. 政 的 6 12 が 宿 चे 六 福 VC K VC L < 空 出 حتم 祭 は 返 ~ 1 た 重 る き IC 認 垭 選 た L 保 L 泛 題 ح F 23 前 7 8 T 有 Va 0 在 定 Tit. VC I 0 0 6 中 ح 5 公 K 0 1. 6 12 3 252 る 0 有 領 9 3 処 な n T S 考 財 ts る 7 分 T S 約 L ح 之 5 沙里 0 子 It 產 V か 7 か は 利 る S VC n 米 る 3 5 対 5 た は 5 米 国 کے ~ 菱 13 カン 百 がら き 2 国 L な 現 定 T 0 米 平 は から か 0 P 老 雜 米 3 2 国 质 É 和 0 粱 六 權 0 条 适 图 S で 政 己 用 利 5 畝 約 耀 条 か あ 0 ___ 有 加度 IC L 0 第 稻 3 負 ~ 0 た نق ا < 特 0 ___ 返 な 担 から 行 \$ る 公 条 選 S 聚 VC 使 75 0 T 所 将 有 ح IC K 0 お は 有 M で 財 性 基 伴 0 S あ 植 裕 FE 産 づ 種 態 7 0 る 2 政 VC < 磁 金 7 0 造 级 所 区 橙 対 施 わ 題 2 成 有 别 定 返 雪 政 かぎ V. L -7 湿 祖 -3 又 国 地 T

闹 六 1 17 کے 园 な 政 遛 る 府 立 17 地 移 K 規 転 0 定 3 3 L T た は 2 0 は S 第 5 六 75 規 築 ぜ 定 頂 か K 世 及 童 W 項 H 本 0 ے ' 図 کے 政 府 < 0 財 H 産 本

答 伴 己 الوا 考 る 米 S 气 墅 当 **E2** た 现 酸 然 2 府 カュ VC 5 L か かぶ で T 力当 復 あ 帰 る E VC 0 0 本 帰 H 現 屬 在 政 -}-保 府 る 0 3 有 財 0 L 蓬 で 7 あ と S te る 3 5 埋 る ح 立 کے ろ 地 Va は 9 ح 0 0 施 が ح 政 駸 瀘 2 do 汉 を 確 通 還 切 認 K

問 六 1 18 米 側 保 有 0 埋 立 地 0 実 態 を 説 明 せ ょ 0

答 地 ス $\frac{1}{\sqrt{1}}$ \boxtimes 地 地 返 区 は 逻 那 等 協 讲 VC 米 定 第 約 空 国 港 六 六 民 0 条 地 政 X 万 第 府 等 0 Ξ 平 K 方 資 項 B 料 0 メ 米 I VC 規 軍 -1 ょ 定 れ K が ル 埋 ば あ 基 め づ る 立 那 き が 日 て 覇 ts た お 軍 本 土 政 そ 港 地 0 地 府 が ほ 区 0 あ か 財 M る 牧 産 O 港 ٤ 奥まサ な 武の1 る 山まど 埋

米 国 政 府 M 1 る 埋 立 地 米 民

政

府

資

料

那 弱 軍 港 地 X

牧港と ピ ス 地 区

> 万九千平 方 メ I 1 ブレ

> > 引

き続

き 提

供

三三万二千平 方 × 1 1 引 き続

き提

供)

ラ

ク

万三千平方 X

五 万三千平 方 X I ŀ

本

部

採

石

所

丰

プ

コ

計

二万六千平 方 メ 1 1 ル

(引き続 き提供)

六三万三千平 方 7. 1 ٢ ル

(参考2)

衆。協特、四六。十一。十

〇西中委員

を 7 な き 0 疬 定 第 六 条 0 埋 8 立 7 地 0 問 題 VC 0 5 7 な 伺

9 転 か す 5 る 0 ど 5 Ξ 5 کے 項 で VC で た す to 5 カュ 0 T 0 7 × .1] 主 な た b 力 玄 は そ 1 0 が 埋 5 め 5 全 立 実 部 7 際 から 地 VC 移 を 開 転 日 放 0 本 3 対 政

0 小 幡 政 府 変 員 5 答 文 申 L 上 げ 重 子

0

E

カン

变

た

`

米

軍

から

使

5

基

地

は

ど

九

ほ

E

カュ

そ

0

辺

VC

つ

5

T

0

御

回

れ

る

土

地

は

ど

九

便

象

VC

な

0

7

25

9

ま

府

0

財

産

2

L

T

移

答

を

岩

願

Va

L

ま

7

0

立 那 7 協 弱 定 地 0 0 で 軍 2 港 第 六 ざ 地 条 X 5 内 第 重 3 \equiv 7 かぶ 項 n VC 米 基 か 区 づ 6 0 き 牧 民 重 港 政 L 0 補 府 7 0 日 給 資 本 地 料 王 X M 政 内 等 府 1 り K 0 تح ず 財 す ざ ·產 2 کے 5 ま ts 現 る 在 埋 T め

2 引 属 弱 た 数 Ŧ. で 查 す 杏 7 ご 空 量 S 続 ざ る 六 港 文 は た 重 き 7 ば 1 万 L 0 S 全 平 す 重 江 7 滑 那 部 す L 0 は 方· 雪 走 覇 で T 7 約 路 7 X 0 ` 米 な 協 奥 L 六 1 0 主 b 武 十 軍 定 延 1 か لح VC 主 VC 万 Ш 長 L ル 平 提 す 基 < 0 公 供 づ 5 لح 園 方 7 0 \geq 公 9 で さ 5 地 X 5 0 . ` 用 る 2 す ろ X 15 1 そ 5 ざ VC B L か 1 0 0 7 ご あ 0 5 VC ル 他 復 を 処 す ざ る F 除 理 帰 \$ 商 5 坪 S き 切 VC 0 0 李 は 坐 数 李 奥 VC 方 VC 0 察 2 L 処 L き 5 武. 0 IC 7 5 立 Ш 調 理 7 た B V -L 本 地 査 0 大 1 小 体 る 玄 T 国 た X M 方 通 は 政 理 7 0 よ 1 針 0 13 9 府 80 n · 7 团 十 で VC 立 垂 ح ガジ か ت 有 当 1 7 約 0 八 VC 广 9 然 کے 万 划 地 産 ち 帰 VC 十 那 垭 Va

〇小幡政府委員 面積。

变

3

0

小 西 幡 中 政 委 府 員 委 員 開 放 部 ح 面 0 分 積 5 0 は ち 提 先 供 ほ 全 1 部 E る 申 カン 部 0 分 重 が 1, \equiv た 籄 ょ 所 5 ば VC か 0 全 ح 部 ざ で 5 ま

٥ و

平 面 -方 地 積 区 VC x 内] 5 た VC 1 あ 幸 ば る ने か わ け b は で ご 米 先 ざ 軍 ほ ど V VC 引 申 查 続 上 げ V 75-7 て 提 供 た す 数 る 量 0 0 5 ح ち れ

は

A

表

該

約

五

十

七

万

以

上

で

٣

ざ

S

重

子

H 六 1 19 K が な 館 る H 六 本 条 0 か 派 四 府 頂 は は -米 5. 国 0 翘 政 定 府 K 0 1 復 元 0 復 補 元 偿 補 義 償 游 戴 查 務 兔 を 除 負 L 5 T Va 5

7-

3

答 は L 使 造 用 T M 3 現 公 0 実 復 3 社 (1) 帰 VC 2 等 7 は 签 2 館 は 子 ic 2 六 頹 な TS 粂 B さ る V 本 0 2 7 2 政 記 当 ts ح 府 定 談 N 3 VC 0 用 \equiv 從 垃 そ 公 0 0 社 0 7 明 用 0 わ V-j-途 袋 カミ 渡 総 0 方 公 L 1200 が 2 共 阿 引 原 学 等 15 状 TI ガジ 総 回 引 (" S 復 浴 米 L 2 恒 貌 久 V 50 财 5 14 2 彦 事 かい n 0 態 用 B を

5 た ٤ 場 3 K 合 12 IC 3 は 密 0 ` 恶 当 \equiv 該 公 用 社 地 等 苍 0 现 用 10 趟 使 0 馬 明 L 计 T 渡 N L. る と 岩 原 が 状 原 回 状 復 かい 復 必 要 を 行 M TI To 5 0

◎合意影專録

問 六 Ì 20 飾 六 条 VC 関 重 る 合 意 識 鄠 録 第 項 0 题 M 至 説 明 世 İ 0

答 稲 米 受 地 及 7 受 認 軍 付 位 U 沖 L 0 沙 協 ATTA IN EL 3 水 た 揚 定 0 7 0 ح 2 米 多 合 S 供 0 K 下 る IC 給 軍 (D) で 此 は 在 态 で 查 受 态 L 本 る ح る 0 7 土 れ 付 現 特 そ 米 5 て 在 别 軍 0 () 0 有 揚 0 公 3 琉 利 揚 社 ئے 合 球 京 合 電 0 ح 0 待 力 2 料 3 後 调 同 継 公 金 Ľ 否 等 復 社 機 与 よ 及 0 関 帰 文 5 条 後 U かい 3 な 件 6 琉 0 球 d) B は 電 沖 * カ 繩 水 0 0 道 で 2 恒 及 M は・ 庁 な 75 お 公 社 な b な 水 け る In 3 0 か 供 米 5 5 在 0 軍 2 本 答 給 電 は 力 奎 土 遇 老

揚

合

八

立

方

X

水

L

7

的

MC

浄

ン

間 六 1 21 復 帰 前 0 沖 繩 K な 付 る 水 及 45 電 0 灵 0 米 重 0 供 給 は Va カュ

な る 条 件 0 下 VC 行 75 わ れ 7 S る か

答 (1)計 兵 歐 算 復 _ 帰 MC 及 前 1 9 75 0 水 沖 每 道 繩 年 決 公 M 社 8 な 6 VC S 対 7 n は L T 給 統 な 5 水 合 さ L 九 水 道 九 T 七 か S る 5 0 米 会 計 給 軍 年 水 陸 麼 価 軍 格 VC は 海 な S I 電 T ス は

公 参 社 考 M 対 る が 水 同 道 そ 公 0 社 0 価 料 格 カュ で 金 5 給 は 浄 九 水 さ 水 市 千 九 町 村 ガ T S る 組 0 VC 合 0 VC 給

道

治

水

0

0

0

ガ

口

ン

あ

た

9

0

八

六

七

ン

1

米

軍

及

45

水

1

海

1 2 さ 九 7 S る 0 な な 那 覇 त्त KC 0 () T は 1 九 例 外

口

1

き

0

七

水

か

九

7

水 Va る 0 0 任 主 カン 原 水 老 千 ガ U > IT 0 き 八 > セ ン 1 7 給

I た 1 ル 家 至 基 庭 本 用 道 水 位 VC 2 0 S 7 岩 は 漏 市 0)

料 那 金 は F.

(2)

米

軍

VC

対

7

は

琉

球

電

力

公

社

カュ

5

直

接

電

力

を

供

給

L

7

S

る

0

L

\$

0

で

あ

る

之

る

雷

力

0

料

金

は

`

丰

口

ワ

ッ

1

時

M

き

七

 \equiv

1.

ル

لح.

同

本

料

金

は

箇

月

牛

口

ワ

1

あ

た

b

٥

 \equiv

1.

ル

基

本

料

金

を

ح

現

行

料

金

痙

は

公

社

が

民

閬

0

大

需

要

家

K

適

用

L

T

S

る

B

0

基

さ れ T S 厚 る

右

を

超

過

7

る

場

合

VC

は

立

方

X

I

VC

五

生 対 策 庁 2 協 鑑 雪 3

通 産 省 58 查

答 問 六 20 参 照

有 利 な 待 遇 を 軍 与え 5 水 及 れ る U. Ø 電 で 気 は 0 な 供 V 給 VC か 0 Va T

陆

六

1

22

沖

鱦

0

米

は

復

帰

後

E.

特

别

問 六 23 ど 0 那 ょ 罚 5 空 港 た 施 資 產 設 カジ ٤ 51 は き 総 ど から 0 れ 範 る 囲 0 0 かっ B 0 0 を S 5 0 か 0 す た

答 米 場 刨 関 米 S 侧 2 係 わ ょ F 部 场 る b 話 分 31 を 那 L 苦 さ 合 覇 継 空 0 -j- . 港 ζ, 7 F は 資 0 S 産 る で کے 0 あ 那 L 蹈 b 空 7 は 軍 具 依 基 滑 的 地 走 2 75 略 境 呼 界 ば 航 線 れ 空 VC る 管 地 0 側 域 S 関 0 7 係 5 は 施 さ 5 5 設 鸦 M

行

灵 象 観 測 N 係 施 設 **N** · A 1 111 ナ ル 0 E ル 等 から 南 る 0

問 六 Parents. 24 和 無 指 向 性 無 戀 標 灕 2 は 何 か 0 那 酮 空 港 2 0 関 連 カュ

ん。

答 M 古 接 غلق 洋 近 Ł ح -8-痂 0 3 標 空 0 識 路 施 L カュ 訳 12 5 が 7 沖 9 繩 発 て 0 那 信 那 羁 ざ 覇 空 空 れ 港 3 港 進 電 K 入 波 着 0 陸 M だ J め 9 j MC 2 5 必 Ł \emptyset 要 方 -;>.. な 3 位 航 航 查 空 知 空 保 機 り 安 空 は 施 港

設

で

3

る

注 ح 無 0 視 な 三ミ 呼 向 和ワ S 村ジ 称 性 が 無 は を 採 線 同 用 標 地 現 在 識 K た あ は 糸ト ح る 満町でンチラ 呼 無 ば 視 れ 向 K 性 贩 7 来 無 収 て 線 さ S 標 れ 識 る 0 は 地 名 で ح 合 従 来 意 ょ 7 り は 残 で 三。つ

は、

和。て

問 六 25 S て 行 政 用 そ 0 建 概 築 要 物 及 5 U. L 復 7 帰 揭 後 げ 5 0 n 用 途 .7 S を 述 る ~ B ょ 0 0 な 0 な 0 VC

答 7 利 用 行 7 計 政 利 用 画 用 建 K L 築 つ 7 S 物 S て 0 き は 概 た 要 5 現 は Q 地 别 0 意 表 見 0 利 を 2 用 尊 お 計 重 **b**. 画 L で M あ 公 る 共 0 5 て 用 ts B . ` お 别 公 麦 用 復 参 0 帰 照 施 後 設 0

別 表

行政用建築物の概要

建物名	所 在 地	建物延面積 (㎡ 概数)	土地の状況	復帰後の利用計画等
那覇の琉球政府庁舎	那覇市美栄橋町	4.992	県 有 地	沖繩県に譲与
那覇の裁判所庁舎	- // ·	1,291	県 有 地	未 定
那覇の英語センター	那覇市首里当之蔵町205	992	民有地を賃借	沖繩県に譲与
那覇の文化センター	那覇市寄宮312	1,385	県 有 地	関係市町村に譲与
石川の文化センター	石川市字石川436	521	民有地を賃借	, "
名護の文化センター	名護市字名護	1115	民有地を賃借	"
宮古の文化センター	平良市下里	660	国 有 地	."
八重山の文化センター	石垣市大川14	742	国有地	"
民政府宮古庁舎	平良市字下里	約1.200	国有地	未 定
民政府八重山庁舎	石垣市	約1.000	民有地を賃借	"

問 六 1 26

築

合意議事録2②の柱書きは、

物」となつているが同項に列挙

さ

れ

7

5

る

B

0

以

外

K

は

次

0

\$

0

を

含。

tro

行

政·

用

建

何があるか。

復 帰 準 僩 委 員 会 L. ル VC 付 随 重 る 自 動 車 操 作 場 建 物 が あ る 0

問 六 1 27 那 顕 0 琉 球 政 府 庁 舎 M は 米 側 か 5 献 呈 さ れ た と S 5 碑 文

かぶ あ る VC B か か わ 5 कु ح れ を 協 定 M よ 0 て わ が 方 K 引 き

ではないか。

総

<"

3

米

三

財

産

2

7

合

意

懿

事

録

VC

揭

げ

る

0

は

な

カン

答 行 政 府 庁 舎 VC は 米 側 か 5 献 呈 さ れ た خ 記 さ れ 7 S る 办 注1) 7

筽 際 VC は 借 用 証 書 注 2 が 存 在 流 球 政 府 0 所 有 VC は ts 0

事 ts 録 S 0 C 記 で 武 日 L 本 た B 側 M 0 引 で き あ 継 る 0 かぶ れ B る ح 0 ح Ł B を 明 県 確 民 VC ₹-感 惰 る 等 た を 8 考 慮 合 意

談

7

種

種

檢

討

L

た

結

果

最

終

的

K

は

引

総

資

産

0

評

価

上

ح

れ

を

算

入

しないこととした。)

注 1 "Executive Dedicated Building, 0 the Ryukyuan Government People 0.1 the ЪУ Ryukyu the United Islands States

of America"

2 使 用 賃 借 契

約

書

0

内

容

第 当 事 者 た る ア X 1) カ 合 衆 国 کے 第 当 靐 者

ح 7 老 証 1 る 0 疏

球

政

府

0

間

K

締

結

3

れ

た

ح

0

使

用

貸

借

契

約

書

は

次

た

る

0

第 当 暮 者 は ح 0 契 約 が 後 M 規 定 重 る 2

よ 3 契 終 約 了 J-解 る 古 で 글 た だ から L 1 第 0 当 靐

人 2 V 5 0 M 貸 付 け る 0

受

を

發

M

規

定

الح

る

条

件

を

\$

0

7

第

当

靐

者

以

F

借

5

0

を

除

る

ح

Ł

で

き

る

ح

2

K

次

0

財

産

者

は

隨

意

VC

ح

ろ

VC

行 政 府 第 庁 舎 ビ ル

府 裁 判 所 ピ ル

(2)

民

政

(1)

問六128 道路構築物とは、何か。

答 7 8 道 ろ 路 構 7 う 築 た 物 信 ٤ 号 は 機 道 路 道 路 0 標 舗 識 装 部 僑 分 等 0 0 15 財 办 産 で 合 岛 意 る 議 0 事 録 VC 例

示

問 六 1 29 設 合 区 意 域 蘦 外 事 録 ic 冷 VC る あ È げ 5 0 ح れ 考 7 克 S て る 1 路 線 S 办 は 0 M चें れ É 復 帰 後

施

答 B 復 合 帰 意 議 後 施 喜 設 録 0 \boxtimes 第 域 六 外 条 C C な 関 る す 0 る 項 0 2 (3) IC 揭 げ る 路 線 は

れ

は

 \equiv

문

線

五.

A

号

線

 \equiv

0

号

總

等

 \equiv

略

總

約

 \equiv

半

7

継

が

わ

0

る

0

カジ

南

る

0

問 六 30 VC 資 TS る 産 2 引 総 考 充 ざ 7 0 1 対 象 5 2 カン な る 道 路 0 \$0 \$0 延 長 は 約 \equiv 0 キ

1

答 れ 100 が あ 2 红 れ 3 る カン 約 カコ 道 叁 る 風 2 M 路 考 ح 9 各 \equiv 0 延 構 لح M 道 から 長 築 は あ 路 な 距 丰 物 合 S. 9 7 S 蘇 を D 意 2 7 は VC 有 離 1 は 未 少 <u>-</u> T な 事 9 舖 は る る 15 録 で 第 装 密 کے 路 5 17 あ 六 部 来 承 線 が 例 る 条 分 市 知 同 2 示 0 2 为 町 L 樣 L 項 多 村 7 0 T 詳 7 0 道 V 略 5 は あ 細 規 から る 線 る は 定 0 農 カジ 合 路 M 米 道 3 あ 意 線 建 従 侧 6 b 識 7 設 0 所 林 VC 專 同 省 7 有 道 録 ح 樣 1 わ 等 0 れ VC ح 施 道 0 カジ کے 6 揭 れ 方 設 路 8 12 6 げ 多 VC 0 庁 構 る 0 合 る Z 所 引 築 2 路 わ 3 L 管 さ 物 思 總 世 0

問 六 1 31 そ 0 他 0 路 線 K は ど 0 I 5 ts F 0 が あ る 0 か 0

答 財 要 村 そ 道 0 VC カン 道 0 わ 产 12 2 路 そ た 0 そ 線 0 次 他 た 場 た 路 0 他 農 第 0 合 3 總 質 0 が 0 道 0 略 7 VC 道 を 問 他 で \equiv 路 あ 引 は 略 揭 VC 0 線 林 路 線 総 構 げ 対 路 る M غ 道 總 . 0 總 た L 0 財 合 築 物 7 M 等 約 L 產 意 0 5 \equiv 2 T は 詳 T から 譜 K は 0 -な 0 は 細 着 は 喜 5 あ る 丰 は 録 目 单 7 る 2 合 な 協 合 2 M L 口 る 概 思 あ 意 T 意 揭 定 建 S 謐 設 議 げ 0 道 第 算 わ b 5 距 n 心 省 略 六 事 わ た 2 離 る す 録 録 主 کے 条 け 0 <u>__</u> B た K と 施 VC 要 6 延 で ` 例 0 路 を 設 は あ 長 0 _ 庁 溉 距 掲 ح 示 總 関 な から る 0 L げ 所 算 0 Pil. 係 あ S から ほ 場 そ 15 る T 管 距 0 ح あ 合 カン 0 カン 離 0 5 合 特 る K 17 意 VC 0 \$ 0 B B を B "ح 右 0 譜 た 捌 将 0 0 靐 0 かっ Z で げ 来 Z < 市 は 録 は N ts 市 同 町 な VC te がら 全 み、 樣 總 < 主 ぜ 町 か 村

問 六 I 32 無 指 向 性 無 線 標. 識 施 設 Z は 何 か 0

答 承 確 る る 0 懲 知 ts 無 L 方 を 器 指 向 航 T 向 で を S 空 あ 性 3 ` 磯 b 無 0 航 から ` 線 空 受 地 標 詳 杉 信 識 上 細 0 重 施 か は る 側 Ġ 設 K کے 発 ح 判 運 لح 世 は 明 輸 5 VC 省 さ ょ 12 地 上 世 る 2 る ょ て そ b 機 地 0 能 上 全 電 を 施 波 7 有 設 0 重 方 モ る 飛 1 向 B 行 K ル 場 0 電 ス で 等 信 波 号 あ を る 0 VC 発 لح 雪 正 ょ

問 六 ì 33 南 大 東 島 等 0 諸 島 及 CA. 宮 古 島 0 対 空 通 信 施 設 ٤ は

何

0 5

答 8 沖 繩 航 行 本 中 島 ح 0 航 離 空 島 機 間 と を 交 航 信 行 を 重 行 る な 航 う 空 機 無 線 0 航 通 信 行 施 0 設 安 で 全 为 を 確 る 保 重 る た

問 六 Ì 34 島 嶼 間 航 行 用 通 信 シ ス テ 4 ٤ は 何 かっ 0

答 島 標 沖 لح 識 離 繩 施 島 本 設 島 及 空 W 港 2 対 間 島 嶼 空 0 間 通 通 を 信 信 結 連 施 2 設 絡 を 無 用 線 遠 0 通 隔 15 操 信 办 連 作 絡 す 離 回 る 島 線 た 0 各 シ め 無 ス 0 指 テ B 向 A 0 性 で で 航 あ 空 沖 る 0 無 繩 本 線

問 六 1 35 路 標 燈 識 台 十 2 四 な つ 燈 7 浮 S 標 る 十 が 七 そ 0 導 他 燈 ٤ 組 は ど そ 0 N 他 な B 0 近 0 距 办 離 0 用 0 航

答 そ 0 他 0 近 距 離 用 0 航 路 標 識 ٤. は 立 標 基 及 S 浮 標 六 基

ある。

(参考)

立 標 浮 標 2 自 燈 火 0 つ かっ な S 標 識 で あ る が 立 標 は 陸

上

M 浮 標 は 海 上 KC 設 置 3 れ た 標 識 で あ る 0

問 六 1 36 0 施 VC te 證 3 o 0 X 域 か 水 域 を 含 重 内 0 航 路 標 識 3 H 本 政 府 0

3

1

答 شنو و 地 合 玉 2 政 理 現 在 府 当 的 S 米 VC VC 該 之 E 侧 移 航 は 施 広 赔 B から 重 標 当 設 所 る 識 有 該 0 Ĺ 0 は 航 X 1 路 域 7 漂 0 鮬 V 六 識 中 る 17 航 条 から 2 存 位 略 項 雪 置 標 3 識 0 る 規 る 部 0 5 定 分 ح ic は 2 ち 2 能 若 干 協 ts N 談 3 0 5 E 復 帰 X から 0 拉 1 は 0 H 2 かい VC は 復 カン 3 帰 H な 後 場 本 5

镕 30 技 官 能 から を 75 0 0 高 図 管 3 9 る 3 理 充 等 右 カジ を 適 -尴 支 0 切 そ 朣 設 I ta 0 75 5 0 処 細 X < な 航 理 H 域 行 老 VC 路 0 75 提 磦 S 0 て 供 識 V 9 古 T 2 3 VC は I S 0 0 , る 関 5 Va 合 係 7 所 存 同 当 で は で 委 75 該 あ 航 復 N 3 会 6 略 帰 を 標 後 力 通 識 H 0 1 本 ^ る 整 11 0 米 を 出 カミ 侧 そ 図 入 7 3 0 0 必 便 維

注) 地 理 的 VC 了 解 覚 書 A 麦 0 施 設 o X 域 内 VC 位 置 -f-る ح

کے

K

な る 7 考 克 5 れ る 航 路 磦 識 لح 7 は 次 0 J. Ć な 西 0 から

あ る

(1) 辺へ野ノ 嘅 燈 台

(A 麦九

た。キャ

ンプ。シュワブ)

ビーチ地区)

(口) 燈 台

勝が更がいた。

A表四八。

ホ ワイト。

伊 江 島 燈 台 (A表五 。伊江島補助飛行場)

那 弱 港 口 右 舷 燈 台 *

(九)

(=)

(4)

A表六四 0 那 覇港湾施設

若

干

0

浮

標

等

が

な 那 お 弱 右 港 澊 0 燈 ぼ か、水 0 9 5 域 提 後 供 燈 کے 0 倒 係 で

当 憨 水 域 内 VC 位. 置 宁 る ح 2 \$ あ b 5 る 0

* 右 舷 کے は 海 a カン 6 2 7 右 側 30 5 0

問 六 1 37 口 ラ ン 送 信 局 2 は 何 か 0

答 9 3 老 0 3 測 略 P 定 称 0 ラ 口 ラ 雪 で で ン あ 3 ٤ > 能 は る ح O D O ح ラ VJ. LONG 沖 郊 ン 送 で 繩 D RANGE 信 查 ラ 0 る 局 ン 口 ょ は ラ NAVIGATION AIDS A ġ VC ン 航 此 局 VC 行 步 ~" ic 有 る 中 は 効 た 0 船 範 的 H 囲 舶 ラ 長 及 地 ÷ ン CA" 上 航 距· A 精 空 離 办 2 機 航 度 5 D M 行 ラ 電 ic な 波 自 援 ン を B 助 C VA 発 7 2 施 0 格 が 射 位 設 段 あ 雪 置

詳 細 は、 海 上 保 安 庁 所 管

IC

優

n

た

性

を

有

す

る

B

0

で

あ

る

0

問 六 1 38 ZŽ2 宫 古 あ 島 が れ 引 ば 口 そ ラ n 継 ン ぞ が A 送 な 九 信 0 5 機 局 0 能 0 は 15 S か な 力 ぜ M N 0 办 口 ラ 重 た ン 局 郊 他 沖 0 繩 口 VC ラ あ ン 局 る を 0

わ

が

玉

き

答 受 C 7 n 優 慶 信 7 5 H 佐 3 機 運 ラ n 0 次 用 た 0 ン 性 警 O 雪 空 沖 及 は 能 る た 状 た 繩 5 本 況 有 لح わ 口 島 办 重 は 郊 ラ る 5 > 玉 团 難 2 3 S VC A 冷 T MC L 0 U 比 体 で rs ラ T 制 2 L ン B 为 り N て A IC 有 及 E 直 あ 劾 軍 目 CA 5 る 0 用 下 範 C U 囲 0 0 ラ 口 及 船 2 ン ラ ح ZJ. 舶 ン C 精 ろ が 0 0 度 あ 航 そ を る 引 空 0 VC 善 機 利 な 継 用 IC Va 学 者 7 限 6 は 格 ح n 段

慶 技 ン 佐 術 今 A 的 を 次 口 VC 0 D 直 ラ 宮 H 5 古 > ラ 島 C IC ン 2 切 0 A 2 9 は D 離 喜 ラ 同 M 世 > 保 な 地 A 持 は 0 5 L 事 口 情 ラ 日 運 de 本 ン 営 側 あ C 2 办 雪 0 機 引 る 7 ح 米 構 杏 ح 側 上 継 < は を 希 当 体 2 窐 化 2 面 と 同 3 な 7 地 n つ 7 5 0 た る な 口 が り 0 ラ

域 办 に か る 関 背 亨 る 景 C 了 解 办 覚 7 書 が み 0 Α 表 右 慶 M 佐 掲 次 げ 3 0 ح П ح ラ ح ン 局 L た は 次 第 沖 繩 で 8 0 る 施 0 設 \boxtimes

参 考 口 ラ ン Α 2 U ラ ン C VC .つ S

て

性 能 S 等 -gr K れ つ É S 双 7 曲 表 線 N 航 主 法 2 C め 基 れ づ ば < 次 航 0 行 援 と な 助 施 り 設 で あ

る

郊

そ 0

項 目	ロ ラ ン A	
使用周波数	M H Z	— О к н z
基線長	二〇〇~四〇〇マイル	1、100~1、三00マイル
同期方法	時間差	時間差、位相差
有効範囲	昼間 七〇〇マイル	昼間一、
	夜間 一、四〇〇マイル	夜間二、
測定精度	基線上三〇〇米	基線上三〇

四局

主として軍事用

1

IV

及

CA

地

X

内

道

路

舖

装

外

周

栅

等

で

あ

る

T

ツ

ク

造

り

ッ

1

X

ン

ŀ

等

約

十

棟

延

面

積

約

三

万

平

方

×

1

問 六 39 本 团 政 那 府 覇 VC ホ 移 1 転 1 さ ル 地 n \overline{X} る B 0 ic は あ 1 る 米 ど 財 0 産 1 で Ġ 協 な 定 B 発 0 効 办 0 0 日 ic 日

答 庫 M L 5 あ 5 る 7 那 宿 る 0 展 覇 舎 B 地 開 水 X 0 雪 1 体 VC 0 る 1 育 所 rs 陸 N 館 在 M 地 上 等 す L 自 X ~" 0 衛 NC 建 て 日 隊 は 物 2 本 等 見 側 沖 0 鉄 込 K 部 繩 筋 移 ま 隊 0 *\\J れ 転 直 が さ ン る 当 接 0 れ ク 防 面 IJ そ る 衛 駐 2 責 1 0 設 備 内 任 1 N 容 は 中 0 は る 引 \Box ン 予 受 現 定 懲 在 け ク IJ 庁 ح 2 0 舎 0 左 1 1 地 環 0 کے ブ 倉

域

7

克

る

0

問 六 1 40 0 た 那 8 覇 NC 開 空 軍 放 3 ۰. 海 れ 軍 る 部 補 分 助 施 K あ 設 る 0 設 Ġ 5 備 日 ٤ 本 无 は ` 政 府 تخ VC 0 I 1 る Ġ 使 な 用 B

のか。

答 NC 他 航 環 あ 使 る 空 ح る 用 那 0 設 つ 備 0 機 覇 所 L S 空 要 0 7 て 整 T L 軍 備 ح は を 細 た 5 満 作 目 が る 0 は 相 た 業 地 つ 現 海 当 在 軍 す 未 7 場 X 等 定 そ 補 量 必 VC 助 要 展 で 返 0 0 0 施 造 開 範 設 あ 還 0 備 修 協 囲 設 た 雪 る 施 が VC 0 亦 的 る 定 ` 設 各 -0 う 日 つ 現 ` 自 沖 効 3 本 5 力 7 倉 衛 繩 側 VC 米 隊 0 発 日 NC 庫 0 本 移 側 等 直 効 調 0 転 0 航 接 0 整 側 C VC 空 防 を な な 補 日 行 開 関 衛 C n 給 5 責 日 な 放 る T 施 係 任 本 さ 5 ح 設 部 つ Z 7 れ 懲 0 側 n 引 V る 2 5 藥 0 VC 左 庁 受 移 る 薬 べ 0 段 る 用 庫 隊 分 転 き 階 舎 さ 部 کے 途 そ 0 考 VC 0 n K 分

0

か

答 12 渡 参 嘉 照 敷 陸 は 軍 補 復 助 帰 施 後 設 文 部 第 省 六 所 条 管 0 合 意 国 議 立 事 青 録 年 0 2 (6) 家 及 Œ 仮 了 称 解 覚 ٤ 書 し 7 C 使 表

詳 細 総 理 府 沖 繩 北 方 対 策 庁 及 U 文 部 省 用

され

る

計

画

で

あ

る

ح

承

知

L

7

V

る

0

答

復 帰 準 備 委 員 会 ピ ル VC 付 随 雪 る 自 動 車 操 作 場 建 物 が

あ

る。

六 1 42 三 は 公 社 0 合 意 財 議 産 以 事 外 録 M 0 掲 財 げ 産 5 で 日 れ 本 7 政 S 府 る K F 移 0 以 転 外 さ K れ る 何 が Ğ あ 0

2

る

か

問

問 六 1 43 奄 美 返 還 協 定 第 三 条 2 沖 繩 返 還 協 定 第 六 条 0 相 違 点 を 説

明せよ。

答 合 0 規 T 奄 2 定 返 定 美 還 的 B で 返 K は 7 ح 還 伴 S 0 協 つ 背 処 る T 定 B 理 景 第 処 を 奎 0 理 三 要 で 反 条 3 Je P 雪 映 る 2 る ~ L 沖 問 查 Ċ が 繩 財 大 題 返 当 産 杏 0 還 然 < 実 協 権 相 体 0 定 利 が ح 違 第 2 0 L 異 六 義 7 か な 条 3 が 務 S 2 関 5 る 0 は 係 0 で 等 奄 主 美 0 2 沿 画 B 問 協 2 相 定 題 C 違 沖 施 点 繩 VC 0 政 関 は 0 つ 権 場 係 S

(1) 場 外 が で 奄 支 合 美 払 沖 ح 2 手 繩 0 0 同 段 場 樣 で B 1 円 7 流 合 通 债 NC 奄 L は 務 美 7 L 返 有 T 0 効 米 還 処 S 国 協 理 VC る 政 定 使 通 VC 府 第 用 貨 つ 就 は 三 L S 米 発 う 条 7 行 F. 協 る 1 定 L 3 項 ル C た 0 で 0 で 規 ょ あ B 定 円 Ġ あ 9 が す な る る 流 ح 規 0 通 定 必 で 0 米 要 L を 就 T 今 小 1, 쑢 あ 回 N S 原 は た つ 0

対

0

協

た

0

次

0

2

な

り

で

あ

る

0

B

沖

繩

そ

0

他

0

南

西

諸

島

NC

関

L

7

は

琉

球

政

府

恋

存

続

L

た

わ

け

で

定に置く必要はない。

(11) (>) 多 機 関 1 雪 つ 生 第 7 奄 る た T 0 関 Ľ \equiv 雪 項 右 48 0 美 参 奄 S で 得 条 (二) る -VC 返 あ 美 2 問 規 金 照 ح た な 0 還 ح 他 0 つ 融 関 未 題 定 5 協 た 機 そ 種 0 0 連 返 を す 定 南 0 還 る 関 0 0 す 口 あ は 問 西 で 等 他 る 地 げ 奄 6 1 題 諸 美 ح 域 が 項 0 る 平 島 奄 及 奄 2 ٤ 全 ح C 南 美 和 ٤ 規 西 L で 部 W 美 と ح 条 7 0 定 諸 VC あ 0 が 他 約 関 行 関 島 は 雪 る 返 で 0 係 政 第 る 0 が 還 き 南 L \equiv ` そ 郵 奄 VC 7 で ょ 西 条 経 美 有 な あ Ġ 諸 0 便 奄 0 0 組 返 済 る 島 雪 他 S 美 等 地 る 織 還 て 沖 0 0 办 0 域 協 B 場 3 繩 債 間 0 南 個 0 処 面 兴 0 定 合 0 入 権 西 理 で 場 諸 勘 第 は 然 0 . 部 緊 \equiv ح 合 法 引 島 定 す 密 分 条 ~ は 人 継 VC 0 奄 0 を • き な 間 ぎ お 決 3 種 美 関 返 済 問 平 並 讨 項 返 0 0 還 題 係 债 る 還 問 AJ IC 和 規 を 雪 問 条 務 政 が C 0 題 六 定 有 る 府 あ 後 は 約 M 同

あ 場 要 は 7 る 規 合 当 で 定 然 NC 办 あ 雪 B は る わ る が 必 協 国 施 要 定 政 VC 上 帰 権 が 多 属 あ 0 雪 返 つ 還 た 奄 る 美 2 2 W 2 口 ح 第 あ کے B \equiv る な VC 琉 る 琉 条 球 球 4 0 政 政 項 で 府 府 0 0 は 右 財 消 0 2 産 滅 n よ 0 L Ś IC 処 対 左 理 L 規 そ IC 定 沖 0 財 り は 繩

不

產

0

S

財

有

S

を

(=) 政 財 設 た 産 郊 上 奄 け. 美 0 雪 老 • 返 同 日 責 還 本 任 第 簡 協 政 老 潔 \equiv 府 有 定 条 な す NC 条 5 VC な る 文 項 返 ح VC 還 S す 2 て L 及 は る た 沖 ZX 0 繩 ح 返 2 米 日 国 本 還 NC 協 就 政 つ 定 管 府 V が 理 C 7 は 確 復 L 帰 認 7 的 0 ح S 日 規 0 た 日 以 定 ょ 後 う を 本 完 置 な 0 全 規 玉 S な 定 て 県

(参考)

1

奄

美

返

還

協

定

第

三

条

0

要

旨

0

第 項 日 本 政 府 は 奄 美 VC な け る B 号 円 を 口 収 L B 号

円

VC つ き \equiv H 本 円 を 交 付 雪 る 0 口 収 L た B 号 円 は 米 側 VC 無 償

で返還する。

第 項 日 本 政 府 は 奄 美 復 帰 0 日 以 後 完 全 な 財 政 上 0 責 任

有する。

第 \equiv 項 H 本 政 府 は 奄 美 0 郵 便 組 織 0 す べ 7 0 金 融 上 0 债

老 負 Ġ 0 奄 美 0 郵 便 組 織 کے 南 西 諸 島 0 そ 0 他 0 島

0

郵

便

組

織

転

務

を

2 0 間 0 勘 定 は 日 米 両 政 府 間 で 後 日 決 済 す 3 0

第 四 項 奄 美 IC あ る 琉 球 政 府 0 財 産 は 無 償 で 日 本 政 府 C 移

する。

第 五 無 償 項 で 日 米 本 国 政 政 府 府 VC が 返 奄 還 美 中 で 管 る 0 理 L 7 S た 日 本 0 玉 県 有 財

産

は

第 六 項 米 团 政 府 は 南 西 諸 島 0 そ 0 他 0 島 C な け る 政 府 機 関

ZJ" 琉 球 復 興 金 融 金 庫 が 復 帰 0 日 現 在 奄 美 VC 関 L 7 有 重 る

等

及

债 権 を 無 償 で 日 本 政 府 VC 移 転 专 る 0

第 七 項 奄 美 及 W 他 0 南 西 諸 島 0 個 入 法 人 を 含 古 0 続 定 間

め

0

債

2 務 沖 繩 VC 返 関 還 L 協 定 日 第 米 六 両 条 政 0 府 は 要 出 そ 0 決 済 を 促 進 事 る 手 を

第 第 財 0 --産 項 項 権 利 は 復 琉 球 帰 義 復 電 帰 前 務 は 0 力 VC 公 地 日 社 日 主 C 本 日 VC 政 本 琉 返 府 政 還 球 水 3 が 府 道 日 W 九 公 移 る 本 社 土 0 転 及 法 L 地 令 CE 0 VC 琉 上 ま 0 即 た 球 開 L. 財 ح 発 産 て 及 引 れ 金 融 5 25 き 公 継 米 0 <" 社 国 公

社

0

0

府 帰 述 0 日 日 VC 本 政 提 本 府 供 政 さ 府 0 n 同 意 移 る を 施 転 設 得 雪 7 X 復 域 帰 後 0 各 外 所 C 有 あ 雪 る 米 る 国 財 政 産 府 を 除 0 財 苦 産 は 政 復

第 \equiv 項 米 国 政 府 が 復 帰 0 日 VC 沖 繩 で 保 有 L 7 5 る 埋 立 地 は

日

本

政

府

0

財

産

2

な

る

す

~"

7

日

VC

る

第 移 四 項 転 雪 る 米 財 国 産 は 0 底 第 地 項 0 及 復 30 元 補 第 償 項 義 務 0 規 を 負 定 VC か 従 な つ S て 0 日 本 政 府 VC 2

B

VC

琉

球

政

府

は

消

滅

雪

る

0

琉

球

政

府

0

財

産

は

現

地

法

令

E

国

2

0

問 六 1 44 産 今 0 口 引 0 継 協 ぎ 定 VC 関 VC は \$ る 規 奄 美 定 0 が 場 な 合 S ح 0 異 は な な ぜ つ て 必 0 琉 球 政 府 0 財

答 南 そ B 未 続 意 る つ 奄 西 ح 7 B 沖 扳 办 0 L 諸 美 繩 還 日 Š 5 引 L れ 島 そ 0 地 継 な 本 る VC 場 け 0 0 ぎ 奄 域 政 易 対 美 他 合 府 L n ---老 を 0 部 は ば VC 0 す 明 IC で 8 分 南 移 ベ 沖 定 あ あ 平 西 を 奄 る 転 7 繩 L つ 和 諸 کے 美 た わ 0 た 雪 わ 条 2 復 琉 島 が 場 B る が 玉 約 ح ろ 帰 球 合 VC 玉 0 第 -関 は 2 後 政 IC C で Ξ • 返 府 が B 返 L あ 办 条 7 還 る 必 办 そ 0 還 S VC 0 は 要 3 財 雪 0 Ś 事 產 琉 基 る で 財 京 ま る 球 B づ 産 李 B で は あ < 琉 政 は 0 B る 0 , 米 で 球 府 な 0 B で 国 施 政 心 < あ あ で L 1 平 政 府 存 b 0 日 b 施 続 和 米 権 0 奄 間 政 奄 L 沖 条 美 B 0 美 下 0 で た 約 返 返 繩 NC 還 還 と 何 0 わ 0 第 返 あ 協 5 分 \equiv 復 VC L 還 7 つ 条 定 あ 0 で 米 帰 後 た 存 合 あ 上 た

題 滅 政 定 IC は 府 K は 0 あ 琉 財 É た 産 球 b つ 政 ば 沖 ٤ 5 府 繩 は 明 0 わ K 財 が 確 残 産 国 さ VC C \boxtimes 0 n 関 別 る 国 す さ 内 そ る 法 れ 0 規 上 財 て 定 産 な 0 を 問 老 り 置 題 S 办 で 復 か な 帰 あ VC る 処 K かっ 伴 つ 0 理 た で す ġ 次 る 琉 第 沖 球 弘 で 繩 ٢ 政 あ 返 府 S る。 還 う 0 協 問 消

問 六 1 45 左 有 る 財 今 産 0 口 0 弘 0 0 引 協 定 継 ざ IC VC は 1 関 雪 奄 る 美 規 返 定 還 協 心 な 定 第 S 三 心 条 そ 5 0 項 引 0 継 1 ぎ ĝ は な 3 国 県 ġ

答 規 下 施 理 有 定 VC 政 0 権 沖 寸 帰 権 下 が 繩 3 专 返 米 VC VC 必 る 側 還 置 な 要 5 کے 办 IC 付 は 2 2 移 る れ な 2 B 7 転 玉 な VC S S さ 県 0 る 終 た n 有 0 了 IC た 地 従 L 女 わ 等 つ 7 ぎ 付 国 7 雪 で 及 5 1 は ZA. 5 れ ح な 旧 n 5 1 0 沖 5 0 米 繩 0 財 侧 県 東 財 産 VC 0 IC 產 は 1 琉 財 0 る 産 球 引 わ 管 財 IC 継 が 理 産 0 ざ 国 は 管. S 3 を 0 理 7 協 管 沖 官 は 定 理 繩 , 0 VC 0 管 0 所

2 す 沖 ~ V ĝ 繩 さ 园 5 0 で 県 2 復 ict 有 は 帰 な 財 2 產 力 施 2 0 0 政 B た 取 権 VC 扱 0 が 5 力 VA. n わ 2 VC 就 5 0 つ 玉 質 0 S 問 NC 財 T 返 産 VC は 還 対 就 日 L 確 n 本 認 7 側 的 は 0 な 管 9 理 2 0 É 下 協 定 VC 帰 10 す 規

3

る

以

Ł

半

然

で

あ

b

ح

る

定

总 0 点に 文 て 協 つ 定 N K て 確 日 認 米 規 間 定 K を な 設 S け 7 る É 必 何 要 5 は 異 な 論 **必** 0 つ な た V 多 と こ 0 ろ で あ で る。 為 る 0

き

問 六 I 46 0 米 引克 継 国 が ぎ は 行 ど な つ Ś て 雪 る 来 た 0 施 立 0 政 C 関 連 す る 公 文 書 ` 証 拠 物 件 等

答 復 帰 沖 後 繩 0 IC 冲 な 繩 け VC る 米 は 国 H 0 る 施 行 政 政 等 NC 0 関 た 連 的 Je P る わ が 公 文 围 必 書 引 継 証 <" 拠 必 物 要 件 等 0 あ IC は る B

で 話 及 沖 合 W 繩 住 0 S 場 民 を 行 0 合 な 数 IC は B つ 小 7 な 平 S 和 办 る 条

約

発

効

後

短

時

日

で

返

還

3

n

た

奄

美

0

場

0

动

あ

る

0

で

そ

0

引

継

智

0

対

象

0

範

囲

方

法

等

VC

つ

5

T

H

米

間

0

政 漏 で ~ 合 は な あ き 公 る 0 文 を 長 書 期 期 政 3 府 VC 0 る ح 整 わ 理 所 た L 存 7 b は 引 で あ 継 办 る 方 つ 今 つ 0 後 法 た 2 そ 小 0 B 具 笠 0 米 体 実 原 側 ft 体 0 2 等 do 場 協 VC 複 合 議 な 雑 2 L な は で T 時 あ 異 本 日 る な 件 を 0 b 引 1 要 7 継 す 米 ぎ る. 引 玉 VC 次 継 0 遺 第 < 施 な

S

0

問 六 1 47 定 中 通 K 貨 規 0 定 交 す 換 る VC 必 つ 要 S は T な は 为 つ 奄 た 美 0 返 還 办 0 協 定 0 場 合 0 ゚ 2 < 協

答

復 خ 奄 1," 0 美 帰 場 0 奄 N 返 は 後 合 美 B 還 雪 . VC 円 0 協 対 3 は 債 場 -定 外 中 務 合 第 支 办 小 0 IC \equiv 払 VC 笠 処 は 条 手 本 原 理 1 段 邦 0 IC 米 2 項 通 場 玉 つ 合 0 L 貨 政 S ょ ٤ 7 کے 府 7 Ì 有 交 同 協 办 な 効 換 樣 発 定 規 K 雪 IC 行 定 使 3 規 住 L を 用 予 民 定 た 今 定 L が 3 B ĝ 回 で 保 る 円 0 る 有 が あ 必 協 B. .る L 要 流 定 が 0 が 通 て IC ` で L S あ 置 为 ح る T つ < る 米 た n 5 必 0 F." 0 5 た 要 で 0 N 沖 0 は 米 で、 を 繩

2

VC

同

意

た

0

問 六 1 48 奄 美 返 還 تع 協 定 第 \equiv Ò 条 3 項 C S ġ 奄 美 0 郵 政 関 係 0 债 権

債

務 0 処 理 は 0 1 C 宏 つ T S る 办

答 1 対 中 務 分 務 来 国 定 支 L 離 政 政 VC た 的 払 前 関 府 府 わ る 前 0 勘 が 0 記 は は す す 方 な 定 た 郵 日 る は 便 本 突 昭 昭 的 わ 0 ` 貯 和 0 側 合 5 和 決 \equiv \equiv 措 作 済 昭 金 申 簡 和 置 業 (1) 十 を 十 入 _ 行 \equiv を 决 を 易 れ 生 十 講 行 済 年 な 年 0 命保 五 重 際 左 米 在 を S 玉 年 る 言 Ì 行 日 た 険 等 ~ 及 政 必 大 な S 米 き 債 か 要 Ď. 使 旨 府 側 権 で が 館 申 VC 九 VC 対 を 8 あ 提 VC た あ L る 沖 た 通 入 L 案 つ る ح Ľ 繩 ح 礼 0 つ 1 方 ح 2 拹 7 住 7 次 た 0 0 定 法 は 民 京 0 米 で 0 (2)点 ح 第 ず 解 側 \equiv 日 有 勘 双 を れ 決 0 -3-定 方 条 本 申 IC す 申 政 る 0 L 対 0 第 る 入 府 行 債 入 L \equiv 諸 ح 礼 が 政 項 権 て 項 n

目

債

7

米

VC

そ 5 で 帲 繩 住 民 が 有 重 る 戦 前 0 債 権 0 処 理 NC 関 L ٠.(は

沖

ح

K

債

権

生 て 和 繩 解 命 現 四 決 保 + 地 を 当 険 四 等 弘 局 年 る 0 ٤ VC 支 沖 わ 至 払 繩 が 問 方 つ 住 た 題 民 郵 0 政 0 0 当 解 有 決 雪 局 5 措 る 置 行 0 1/0 政 間 関 権 で \$ 分 話 離 る 合 覚 前 S 書 0 を 郵 進 0 便 め 作 貯 た 成 金 結 VC. 果 ょ 簡 易 0 昭

3 動 還 担 游 る は 述 た 当 そ 処 ح 具 官 0 0 7 理 で 体 他 が 2 わ 0 が 的 協 0 L 国 日 力 債 本 た 環 程 権 L 0 件 0 5 そ NC T 債 債 L 務 れ 为 突 権 て が 合 IC VC 债 復 併 る 作 つ 務 帰 合 業 VC S 0 後 3 従 を 処 7 れ S 行 は 理 郵 る な . > VC 政 M 返 関 日 つ 省 至 還 て L が る き 琉 M 7 引 ح 伴 は た き 5 な 0 米 継 が 沖 そ つ で ぎ 予 繩 T れ あ 国 想 琉 復 る ぞ 内 3 政 帰 办言 和 的 れ 0 1 VC 0 VC る 伴 郵 当 沖 処 M 5 政 局 繩 理

至

事

寸

活

返

0

る

六 I 49 あ 政 3 府 カン は 米 本 玉 件 政 債 府 権 から 自 債 務 カュ E 5 支 E 払 0 5 ょ 5 ~ き な 形 で は で 処 な 理 S \$ か 0 る 方 針 6

問

答 2 B は 定 府 2 る で 本 1 n VC 80 件 郵 本 0 7 6 至 米 債 政 件 0 た 债 债 つ は 国 権 省 0 7 権 復 権 た 政 は 後 债 ts 帰 债 府 務 债 0 0 H V 後 務 6 0 が 合 間 務 琉 VC 0 本 球 意 は L 0 0 郵 実 政 さ 债 政 件 5 か 政 体 债 権 府 る 府 n T 地 省 債 VC 7 2 権 VC る 方 $\overline{}$ 债 迷 日 務 的 کے から カン L ح 国 2 7 3 務 外 本 共 な 0 内 が は 権 b 玉 同 問 を 的 2 体 沖 引 政 題 が M 沖 決 VC 府 で た 本 繩 き ts 処 継 済 繩 件 0 7 あ る カン <" 理 復 ア 琉 復 債 L つ つ 一 帰 帰 T 球 権 M た な X 政 る 債 至 た け VC が 1) 伴 協 れ 府 ح 務 今 80 力 0 5 5 定 ば 0 や た で 合 0 ح 事 現 第 郵 処 ح あ な 衆 Ξ 量 務 実 2 b 国 政 理 B .る 処 条 庁 VC ts 政 0 を 2 方 理 関 問 意 府 第 5 V 針 کے \equiv 味 日 0 L 題 0 で 中 規 T 項 本 Z 0 あ 2 環 は る 定 間 な 政 が

問 答 六 1 第 Ξ 50 条 1 ば 衆 な 沖 国 第 奄 繩 な S つ \equiv 7 5 政 美 必 0 返 0 項 府 0 返 な 還 2 還 は み 5 ` 0 協 0 0 間 定 時 本 _ __ 件 期 で 第 奄 2 \equiv 美 债 کے 定 1 群 条 権 は 的 1 島 3 債 無 て 1 VC 務 関 合 項 S 意 は 係 る な 0 け 以 さ 最 NC る 終 上 n ___ 的 る 日 郵 便 本 解 合 日 کے 組 決 意 米 な 国 織 が 両 り 政 府 ح 図 を 政 NC 南 b 行 府 決 は 済 西 う な 2 ア 諸 る Ġ L L X 島 ح な 0 7 IJ

ح

IC

7

は

は

け

れ

力

合

状 米 は 0 7 た 況 め 玉 立 定 他 ぶ 政 つ 的 0 変 質 府 7 島 7 化 問 な C 0 M. み 5 な L る K ` が ず 2 け あ ` ح 沖 日 る る 繩 本 ろ 郵 よ 办 ` 便 が ġ 政 Z) 復 な 府 る 組 奄 2 状 美 織 帰 規 況 定 0 協 L 2 間 下 定 た 3 0 時 D. VC 署 間 で 合 は 名 IC VC 0 ` 当 は な 意 勘 ` 琉 つ を 時 定 行 本 球 VC た __ 件 0 な 政 は を 府 債 で 解 S 権 あ ŝ 0 沖 决 債 り る 渉 繩 す 立 外 務 返 る 右 権 0 場 還 2 実 0 を 0 2 VC 有 体 ت あ 見 C 的 2 专 通 0 つ 0 性 き る た L そ 5

た T 処 問 わ 郊 理 六 方 す Ì る 立 49 場 ح VC M 対 ٤ 何 K す Ġ は る 何 答 異 存 参 5 が 問 照 な 題 S が C 出 な 着 を 目 S 述 0 な T な N 日 る 米 本 国 側 政 0 府 国 B 内 右 問 VC 題 0 ٤

問 六 1 51 小 笠 原 返 還 0 場 合 NC は 日 米 間 0 資 產 0 引 継 ぎ は ど 0

よ ĝ C L た 0 办

答 小 0 笠 原 返 還 0 場 合 K な S 7 は ` 米 玉 0 財 産 は 次 0 1 ġ VC 処 理

n

た

(1) き 帰 後 小 復 笠 É 帰 原 使 返 前 用 VC 還 雪 米 る 協 軍 定 ح 2 第 が 使 ح 三 用 な 条 L 1 つ て 項 た NC 硫 VA 黄 1 た 設 島 り 備 米 及 及 AJ 軍 CA 南 が 用 鳥 地 位 地 島 は 協 0 ` 定 口 ラ K わ 郊 従 ン

つ

7

復

さ

国

VC

引

局

を

除

(口) き 渡 米 さ 国 n 灵 象 た 0 局 が 運 同 第 営 四 L 条 T 5 た 南 鳥 島 0 測 候 所 は 日 本 政 府 VC 引

き

渡

な

n

た

0

同

 \equiv

条

2

項

(4) 関 NC 右 係 な 機 0 Va 関 て re B 办 防 小 衛 米 笠 庁 原 側 等 が 海 で 使 上 使 用 L 保 用 安 L 7 庁 Ś S る た 灵 種 \$ 象 × 0 庁 が 0 30 機 材 自 つ 治 等 た 省 0 0 で 動 産 東 京 わ で 都 が 復 及 方 帰 U 0 後

れ 東 5 動 産 を 購 入 L た。

京 電 力 が そ n ぞ れ 米 側 関 係 当 局 ٤ 0 間 VC 契 約 を 締 結 てと